

332.1-Ko16イウ



1200501854088



始



332.1
K6164

幸田成友著

日本經濟史研究

東京大岡山書店刊行



縦一尺五分横四寸五分



筑後藏弘前藏米切手

縦九寸八分横四寸四分



U 6021

緒言

自分は嘗て大阪市史の編纂に與つたのが動機となり、東京に歸つてから、教職を奉ずる傍、公私の圖書館に出入し、個人の藏書を借覽して、日本經濟史の研鑽に従ひ、引續いて今日に及んでゐる。その間、前慶應義塾々長鎌田榮吉氏の推舉によつて、東照宮三百年祭紀念會から研究費の補助を得ること三ヶ年に及んだ。現在自分が座右に備へて研究に供してゐる百餘冊の資料——主として帝國圖書館に保管されてゐる舊幕府引繼書類の抄録——は、この研究費によつて謄寫し得たものである。同書は館外に帶出を許されぬ貴重書故、日々登館手抄するとしても、その進行は意の如くならざるものがあらう。まして一週數回學校へ出て講義をせねばならぬ身で、同書の閱覽抄録を企てるといふことは、或は無謀ともいへよう。然るに、自分は市史編纂の時代から熟知の間柄であつた帝國圖書館

員故吉原開氏の厚意により、一部分ではあるが、この貴重書の通讀と謄寫とに多大の便宜を得、無謀ともいへる計畫を多少成就したのは、永久に自分の記憶を脱せぬ快事である。

文章は史家の第一義ではないが、併し史家にその必要なことは言ふまでもない。自分はせめて自分が傳へようと願ふ意味を間違なく讀者に傳へ得るだけの文章を書かうと苦心してゐるが、それすら甚だ困難で、従つて自分は人並外れて遅筆である。自分は年久しく慶應義塾に教鞭をとり、又數年前から東京商科大學に奉職してゐる關係上、三田學會雜誌及び商學研究に若干の論文を寄稿したが、例の遅筆のため、毎時豫約の期限を失し、幾回か時の三田學會雜誌編輯人教授高城仙次郎氏及び商學研究編輯人教授高垣寅次郎氏に少からざる迷惑をかけた。それにも拘らず、兩氏は常に自分の執筆を激勵し、又勸誘せられたため、兩誌に掲載した論文を合すると、優に本書の一半を占むるに至つた。残りの論文に就てもそれを掲載した各雜誌の編輯者を煩はしたことは同様である。

今度自分が海外に留學するのを機とし、吉田小五郎氏、横山重氏は本論文集の刊行を自分に慫慂せられたのみならず、吉田氏は奮つて本書の校正及び索引の編纂を擔任せられ、又横山重氏の好意によつて、大岡山書店は損益を度外視して本書の出版を甘諾せられた。

以上直接間接に本書を成さしめられた先輩及び友人諸氏に對し、自分は謹んで感謝の意を表するものである。

昭和三年六月

幸 田 成 友

目次

緒言	頁
米切手	一
札差	四
札差雜考	六
質屋	一七
富札	二七
髮結床	二九
天保改革の一節	三三
株仲間の解放	三五
御買米及び御用金	三五

天保十四年の御用金……………四二七

武士と町人……………四七七

天保人別改令……………五三六

非人寄場……………五七五

彈左衛門の生計……………五九八

江戸の名主……………六二五

徳川時代の大阪市制……………六六八

日本經濟史上の大阪……………七八〇

索引……………八五七

圖版並別表目次

筑後藏弘前藏米切手(コロタイプ)……………口繪

岡藏米切手大豆切手(コロタイプ)……………三三三

札差業務及關聯所地圖……………八六八七

本圖索引表……………八六八七

札差仲間人名表及新規札差人名表……………二四二三五

札差業務聯系分擔之圖解……………二四二三五

玉場、席圖……………一三八

玉箱……………一三九

御藏庭出米及廻場様……………一四〇一四一

札差事略本箱背面……………一六七

札差事略(コロタイプ)……………一六八・一六九

質屋の鑑札と看枚(コロタイプ)……………二三八・二三九

大阪富札賣捌所(コロタイプ)……………二七〇・二七一

髮結駈付鑑札(コロタイプ)……………二六六・二九七

髮結場所床繪圖面……………三〇四・三〇五

髮結床(コロタイプ)……………三〇六・三〇七

嘉永七年上金請取證文(コロタイプ)……………四〇四・四〇五

融通方大兩替方用金指定高及請高表……………四五三・四五五

大阪外三ヶ所町人御用金高・差加金高・上金高表……………四五三・四五五

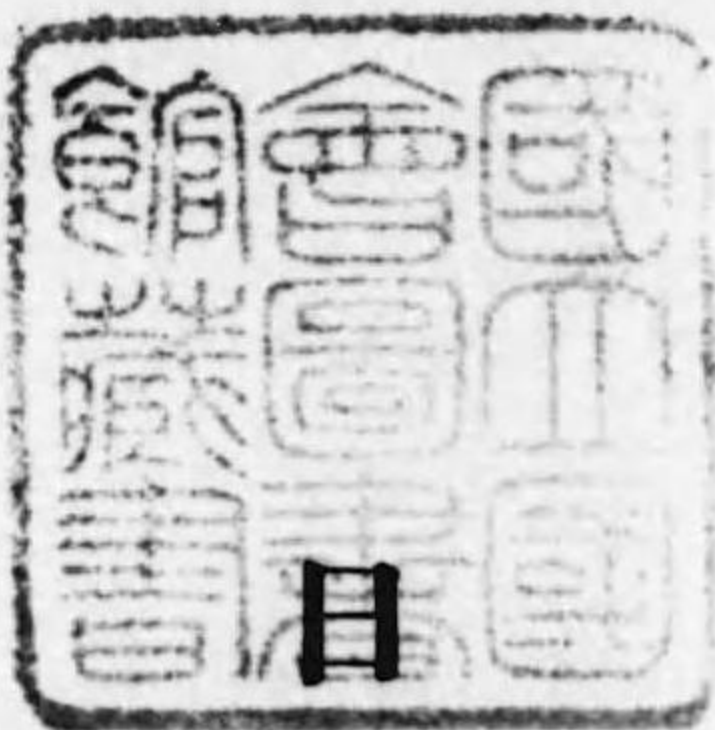
大阪市中御用金・差加金・上金年割納高表……………四五三・四五五

江戸堀川開鑿銀札(コロタイプ)……………六七二・六七三

兩組與力役附兩組同心役附……………六八八・六八九

惣年寄人名表……………七〇一・七〇三

天秤圖(コロタイプ)……………八三六・八三七



日本經濟史研究

米切手

一

米切手は通例西内仙花の如き堅き紙を縦に三分したるものを用紙とし、縦一尺二三分横四寸五六分あり、又稀には全紙を四分したるもあり。切手面には俵數を第一に掲げ、次に切手引替に右の俵數を交付すべき旨を記し、最後に何藏と記せり。

切手面の俵數は藏々により、或は二十俵なるあり、二十五俵なるあり、又三十俵

米切手

一

なるもありて一定せずと雖も、之は一俵の内味の不同によるものにして、二俵にて一石となるものは二十俵、二俵半にて一石となるものは二十五俵、三俵にて一石となるものは三十俵と記す。即ち切手一枚を以て十石を代表することは皆同じ。

本文は藏々により相違あり。最も簡單なるは「右可相渡也」と記し、更に之に「水火之難不存候」と附加せるあり。右代銀相濟預也、尤水火難不存候以上、又は「右切過候はば可爲反古水火之難不存候、已上」と鄭寧に記せるもあり。要するに米切手は藏々にて代銀を受領せる拂米ハラヒキの保管證書なれば、萬一水火の難ありと雖も、藏々にては之が辨償に任せずといへるなり。また切は保管期限なり。一定の保管期限を經過せばこの預證は無効なりといへるなり。

最後の何藏とあるは切手發行者なること説明を俟たずして明かなり。諸大名が領内産出の米穀を大阪に輸送して之を賣捌けることは、豊臣時代より行はれ、徳川時代を通じ、その風繼續せり。是等の諸大名が米を第一とし、領内特殊の産物を賣却せんがために大阪に設けたる屋敷を稱して藏屋敷といふ。いづれ

も水運の便に富める地に位し、中、島にあるもの最も多し。その總數は延寶年間に八十邸、元祿年間に九十五邸、天保年間に百二十五邸ありたり。

以上の三項は如何なる米切手にも記載せらるゝ要素なるが、なほ買手の屋敷名前、買入の月日米の産出年度、切手の番號等を記入せるもあり。紙面に大小數種の印形を捺せると、切手面の文字の特異の字體を備へたるとは、切手の正真なるを證明すると共に、贋造を防がんとする目的に因るなるべし。

藏米を藏屋敷より買ひ得る資格あるものは米仲買に限れり。されど多數の米仲買が各藏の藏米を隨意に買ひ得るといふにはあらず、藏々により出入の仲買自ら一定せり。之を藏名前と稱し、一種の特權たり。故に某藏の藏名前を有せざる仲買が、その藏米を買入れんとする時は、他の仲買より藏名前を借用するなり。

藏米の買入は一切入札により、相對賣買なるものなし。入札拂下の時期は藏米廻着の時期により自ら相違あり。藏米中筑前米・肥後米・中國米・廣島米の如き所謂西國米は、八、九、十月頃より新穀を賣始め、所謂北國米中、出雲米、米子米は西國

米に同じけれども、その他は翌春の三四月頃より入札を行ふ。さて藏屋敷にて拂米を行はんとする時は、當日早朝屋敷にても町家にても拂米場所に左の如き看板を出す。

一米何千俵	何國藏
右代銀敷銀例之通	何屋何兵衛掛
月 日	

看板に見ゆる何屋何兵衛は右藏屋敷の銀掛屋ギンカケヤ即ち金銀出納人をいふ。この拂米何千俵に對する代銀敷銀は、規定の如く、落札者より當藏屋敷銀掛屋何屋何兵衛に納入すべしと指定せるなり。敷銀は筑前藏薩摩藏は百石につき三百目外藏は二百目にして、落札の翌日持參するを通例とすれども、石數多き時は宵敷ヨシキと稱し、落札當日に敷銀を徴することあり。代銀は落札當日より八日目に納入を要するあり、又十日目なるもありて、これ亦一定せず。拂米看板出でたる時買入希望の米仲買は正米相場の引方頃、即ち今の十二時

前に俵數代價を半切紙に認め、之に上封を爲し、表面に何國米入札裏面に屋號名前を記し、封目に仕切判を押して拂米場所に持參し、入札番號を聞届けて歸る。價格同一なる時は、入札時間の遅速に照して、落札者を定むればなり。入札の難形左の如し。

入 札
一何米 何百俵
何俵に付何拾何匁何分かへ
右之通直段にて買請可申候以上
月 日
何屋何兵衛
御奉行様

開札は午後二時頃より始まり、落札者の屋號名前その俵數代銀を公示す。落札の米高は最初の看板高に限るあり、中には看板高に拘らず、入札直段によりて俵數を増加する藏屋敷もあり、入札直段下直と認むる時は賣拂を中止すること、亦藏屋敷の隨意なり。

落札の公示ありたる時は、落札者は印形持參の上、石數及び落札直段を記入したる藏屋敷の帳簿に捺印して、買請の事實を承認し、翌日敷銀を納む。或は右帳

落札	
一米何百俵	何屋何兵衛
何拾何匁替	
一米何百俵	何屋何右衛門
何拾何匁替	
何	何國藏
月	日

簿を落札者の手許に送り來りて捺印を求むるもあり。若し落札者敷銀を納め

何月何日札	何屋何兵衛
無敷返米入	

ざる時は、屋敷は右の如き看板を出して落札を無効とし、なほ藏名前の取消即ち將來入札の權利を剝奪す。この看板を板獄門イタゴクモンと稱へ、板獄門にかゝることは仲

買の最も耻辱とする所なりき。

次に落札者は豫定の期日に至り、左の如き差紙サシガミに代銀を添へて掛屋に持參し、請取書を受領す。之を銀切手といひ、銀切手を藏屋敷に持參し、之と引替に米切手を得るなり。但し掛屋にて直ちに米切手を交付するもあり。又代銀納ダイギンナゲの期

覺	
一何米	何十俵
代銀直納	何拾何匁かへ
掛屋	落札主
月	日
何屋何兵衛殿	何屋何右衛門

日を待たずして落札俵數の全部若しくは一部十石以上に限るの正米を藏出し、或はその米切手を得んとする時は、代銀納入期に先だち、俵數に相當する代銀を納入すれば可なり。従つて掛屋より交付したる銀切手にて、直ちに藏出を爲し得る藏々もあり。萬一限日に至り、代銀を納めざる時は、敷銀流返米シキギンナゲシメと稱へ、敷銀

を沒收し藏名前を取消すこと無敷返米人に同じ。

米切手は勿論未だ米切手を得ずして單に敷銀を掛けたるまでのもの、換言すれば切手を得べき權利を市場に賣買するを得るなり。後者の場合には左の如き差紙を賣主より買主に交付す。本文中何屋某納とあるは差紙の買請人なり。

覺	何月何日札	何日限り
一何米何百俵	何拾何匁何分替	
御銀何屋某納	落札主	
何月何日	何屋	誰
掛屋		
何屋何右衛門殿		

この差紙は甲より乙、乙より丙と順次賣買せられ最後の買主より期日に至り代銀を掛屋に納め、銀切手又は米切手を請取ること前述の如し。而して掛屋はその際最初の落札價格と最後の差紙面價格とを比較し、その差額を敷銀より減じ、

或は敷銀に加へて最初の落札者に交付す。之を利敷といふ。

米切手所有者は之を藏屋敷に持參して出米を請ふも、或は之を買持とし、機會を待ちて賣却するも隨意なり。但し買持には相當の期限あり。期限は藏々により一定せずと雖も、之を過ぐれば追出となり、藏米を引取らざるべからず。筑前藏は入札賣却の明後年四月、肥後藏は明後年五月十五日、中國藏は明後年三月二十三日、廣島藏は明後年二月二十日、加州藏は明年九月限りといふが如し。若し追出の期限を過ぎ、なほ買持を繼續せんとする時は、十石につき一日一升五合乃至三升の番賃を出さざるべからず。番賃は今の所謂藏敷なり。

堂島市場に於ける正米賣買は、切手と代銀との取引なり。賣方より切手を持參して代銀を受取るを取付と唱へ、買方より銀子を持參して切手を受取るを逆取付といふ。代銀及び切手の授受は即日に行ふを原則とすれども、相對にて翌日渡又は何日目渡となすことあり。寛政以後は四日目を期限とせり。

切手は之を質物として金銀を借用するを得るのみならず、切手を得べき權利を質物と爲すを得。この場合には銀主をして代銀を掛けしめ、切手は同人に預

置くなり。質物に入れたる切手はその全部及び一部を銀子又は他の切手を以て入替を爲し、或は入替中の切手を賣却すること自由なり。かく切手を質物に取る兩替屋を入替兩替屋一に遺來兩替屋といふ。株數五十軒なれど、その中多額の入替を行ふは六軒に限れり。蓋し巨額の資本金を要すればなり。利子は三月朔日より十月までは日廻と稱へ、銀一貫目につき日歩銀一分二三厘なれども、十一月朔日より二月晦日までは春銀と稱へ、四月を一期として十貫目につき利子何百何十匁と定む。かく利子の高率なる理由は諸藏新米入札の時期に當り、金銀の需要最も多ければなり。切手入替の貸借は迅速の取引を要するを以て、大抵證文を授受せず、又利率も全く相對なり。貸付高は相場より若干内輪に見積るを通例とすれども、相手次第にて相場一杯に貸付くこともあり。相場下落する時は、その差額に相當する切手又は銀子を提出せしむること勿論なりと雖も、借主これに應ぜざる時は、入替兩替屋は元銀の返還を督促し、なほ之に應ぜざる時は、米切手を處分すべしと通告したる上、之を市場に賣却して元利を計算し、不足あれば更に借主より追徴す。幕末の大阪町奉行一色山城守舊藏書類

中に、入替の敷銀として百石につき五百目を徴すとあり。此敷銀を要すること何時の頃より起りしかは不明なれども、豫め相場下落の場合に備へしなり。

米切手の通用の範圍は明言するを得ず、米切手は、當地は不及申、他所他國迄聊無危踏、金銀同様に通用仕候といへるのみ。天明五年（一七八五）五月、谷中善光寺上地半兵衛外三名、日本橋小網町一丁目に大阪表正米切手注文取次所を建て、從來該地の問屋仲買に注文を送れる者を除き、その外少石の米切手買入を希望する者のために、取次業を創めたることあり。江戸よりの注文の少からざりしを想像するに足れり。

以上を以て米切手の形式、性質、賣買の手續、金融との關係等は略之を説き得たりと信ずるを以て、更にその沿革に論及すべし。

二

米切手といへる名稱は砂糖、干鰯、藍玉等の切手と區別せんがために、切手の二字に米を加へたるなるべく、古くは切手と言はずして手形といひ、その賣買は承

應三年(二六五四)を溯ること遠からざる年代に始まりしものゝ如し。同年三月の觸書に、近年仲買共大阪のみにて手形賣買を創め、順次他に轉賣して利益を射る者あるがため、米價騰貴し易く、又若し下落する時は、最後の購入者は殘銀を藏屋敷に納付し難く、最初の購入者より米引取方を督促するも、他に轉賣するの機會を失ひ、紛紜屢起れり。又藏元は敷銀として代銀三分一を受領し、その米を保管するを以て、三十日と定まれる藏出の期限に頓着せず、又仲買は藏出期限の延期を欲するを以て、争つて期限を勵行せざる藏元の米を買求め、兩々相俟ちて弊害を助長し、甚だしきは實際の米を有せざるに先手形を賣渡し、後日に到着する廻米を以て請拂を爲すものあり。自今藏出期限を確守し、手形の轉賣及び先手形の發行を禁ずとあり。こゝに先手形とあるは、後世に所謂空米切手の事にして、空米切手の發行は甚だ古くより行はれしを知るべし。なほ手形賣買の禁は萬治三年(二六六〇)寛文三年(二六六三)の觸書にも見え、前者には藏出の米は買主に渡すべく、餘人右の切手を持參すとも米を渡すべからずといひ、後者には藏出日限を十日に減じ、今後米價若し下落せば舊の如く三十日に復すべしといへり。當時

の爲政者が手形賣買の禁止と藏出期限の短縮とにより、米價の騰貴を制限し得べしと信じたるを知るべし。

手形の轉賣が公許せられたるは享保十三年(一七二八)七月なり。同月の觸書に「向後切手證文を以延賣の儀勝手次第可被致候」とあり。而して右觸書には延賣を許可したる理由を説明せざれども、先に米價騰貴抑制の一方法として轉賣を禁じたるより考ふれば、轉賣を許可したるは米價を釣上げんが爲なるを想像し得べし。而して之を事實に徴するに、享保七八年の頃より豊作打續きしがため、米價は次第に下直となり、同十二年十二月の仕舞相場は廣島米三十六匁八分中、國米三十二匁八分、備前米三十七匁四分の安直を呈し、藏屋敷にて拂米の看板を掛くるも入札者少く、止むを得ず入札を中止するに至れりといふ。されば米切手の轉賣を公許したるは、米價釣上の一手段として用ひられしものなること明かなり。然るに米價は同十四年十五年に至り愈下落し、十五年の仕舞相場は廣島米二十九匁八分、備前米二十八匁六分、中國米二十二匁二分となり、武家百姓の困窮一方ならず、工商も亦その影響を被りしかば、同十六年に至り幕府は江戸に

て買上米を行ひ、又大阪にては三郷に六十萬石の買米を命ずるに至れり。凡そ享保年間米價の高下に關し、幕府の施設するところ甚だ多く、前記の外堂島米仲買に株札を許可したるも、江戸淺草藏前の札差仲間を認可したるも、いづれも享保年間のことなりとす。

寛文年間十日に短縮せられし藏出期限は、何年に至り三十日の舊制に復せしか、又寛政六年（一七九四）の刊本懷實永代藏に見ゆる藏出期限○前文に述べたり、永代藏刊本あれど之には追出期限を載せずは、何年より始まりしか、未だ詳ならずと雖も、米切手轉賣の許可と共に、藏出期限は復舊せしものならんと想像するは、敢て不可なかるべし。

米切手を正米切手拂米切手出米切手出切手など、稱することあり。正米切手は空米切手に對する名、拂米切手とは藏屋敷にて賣拂へる米の切手の義、又出米切手出切手とは藏屋敷に就て正米を藏出し得る切手の意なり。而して之と反對なるを先納切手過米切手調達切手など、稱す。その名異なりと雖も、要するに、空米切手に外ならざるなり。先納切手とは代銀を先納するにより、過米切手とは藏屋敷に現存せる正米高より過分に發行せるにより、又調達切手とは藏

屋敷より金銀を調達する擔保として、銀主に交付するによれる名なり。承應三年令に見ゆる先手形も即ち空米切手なり。

正空兩種の米切手は書式の上より區別するを得しや。寶曆八年刊行の米穀賣買出世車圖式に、先納切手 坊主切手ともいふなり、切手の書付にばんつけも、買ぬしも日もなきをいふなり、藏やしきの勝手により、登り高のうちを代銀につもり合、歩銀をさわめ、登り次第米穀相わたし勘定ある證據のために、渡る切手也とあれば、切手面に買主の氏名、月日、番號等なきを空米切手とし、之あるを正米切手と解釋せるが如し。然れども、若し書式によりて兩種の切手を區別し得べしとせば、空米切手は藏屋敷對個人銀主間の貸借の擔保に過ぎずして、その轉賣は到底市場に於て行はるべしと思はれず、空米切手の發行により、藏屋敷の利とするところは、空米切手なることを知らしめずして、之を流通せしむるにあるや論なし。安永九年（一七八〇）五月の觸書に、諸家藏々調達銀の儀、藏元或は立入之町人印形の利付證文を以借入、右爲引當出米切手相渡置候趣に、相聞候所出切手の事に候へば、有米に候得共、拂米とも違、夫々相對も有之由に、而、毎々及出入、不取締に

付向後借銀の引當に差入候分は調達切手と名目を付拂米出切手と相分り候様認銀主を爲相渡候とあれば當時市場に流布せる兩種の切手は形式上何等の區別なかりしものなり。而して本令の發布も亦兩者を形式上より永久に裁然畫定する能はざりしこと文化年間筑後藏米切手の不拂一件を見て知るべし。余が手許に存する十數種の米切手は舊堂島仲買室谷氏(播磨屋)より惠贈せられたるものにして文化以後のものなるべしと雖も買主の氏名を記入せるは寫真版に出せる筑後藏米切手のみにしてその他は皆氏名を記入せず。これ等を悉く空米切手と認定せんことは甚だ心許なし。買主の氏名月日番號の有無を以て正空兩種切手の相違となせる圖式の説はなほ研究の餘地ありとすべし。

大阪に於て米に關する法令中最も古きは承應三年令なるに同令に既に先手形の發行を禁止しあり。而して本令に續ぎて空米切手の發行を取締りたるは寶曆十一年(一七六一)十二月の觸書なるが承應より寶曆に至る百餘年間に如何なる取締法の設けられしやは今これを知るを得ず。寶曆十一年令には大阪に於ける諸家藏屋敷にて廻着米高の外に空米を書加へ有米高より過米の切手を發

行賣却し廻米を都合せんとする時は右の過米切手を買戻すものありと聞く、正米直段及び自餘の切手米賣買を妨げその弊少からず、自今右體の空米過米を書加へ賣買することを嚴禁す、違犯の輩は曲事たるべしとありて同時に藏屋敷にて過米切手發行の事實を知る者あらば訴出づべしと促したり。空米切手の發行は有米高増加の意味となり米價を下落せしむるを以てこれが取締法を設けしは自明の理ながら寶曆十一年に至り本令の發布せられし理由を考ふるに延享の末年より寶曆の初年へかけて米價著しく低落し幕府は千石以下の旗本及び小役人に拜借金を許して一時の窮乏を救ひし程なりき。尤も寶曆五年は大風洪水ありて米價暴騰したるも翌年より復た下落したるを以て同九年には米切手を質に取れる者を呼出して之を檢査し十年には諸家藏屋敷の名代藏元九十八名を町奉行所に召喚して藏米の出入を書上げしめ遂に十一年を以て本令を發布し同月幕府は始めて大阪町人に御用金百七十萬兩を課しその一部を諸家に貸付け殘部を以て買米を爲さしめ以て米價を釣上げんとするに至れり。米價下落による諸家の窮乏甚だしきに至り空米切手の取締は米價引上の一手

段として嚴重に施行せられたるを知るべし。

されど現在藏屋敷に積置ける米にあらずんば、切手を發行する能はずとすれば、本國より大阪まで海上數百里を隔てたる場合には、積出より到着に至るまでに多大の日數を要し、その間藏屋敷は金融の便を闕くこととなる。仍て翌十二年九月に至り、現に海上運搬中の石數は町奉行所に届出の上、之に相當する切手發行を許可せり。尤も到着の上は買請人、買請人居町の年寄米方、年行司、藏屋敷役人見分の上、その趣を町奉行所に届出づべく、町奉行所に於て前の届書と對照し相違なくば之を空米と認めざることをせり。

次に寶曆令發布以前に發行せられたる空米切手の處分は、明和四年（一七六七）閏九月に至り決定せり。その大意は寶曆令以前に於て藏々より借銀返済の引當として銀主に交付したる調達切手は、切手主より外に賣買すべからず、切手主にあらざる者之を所持して藏屋敷へ賣戻さば、嚴重に處分すべし、又右切手引請人は藏屋敷より整理上につき談判あらば相對にて決濟すべく、萬一町奉行所に出訴すとも、之を受理せずといふにありき。されば寶曆明和兩度の取締により爾

後空米切手は一切市場にその影を絶つべき筈となれり。

空米切手の取締を嚴重にするは頗る可なれども、之と同時に正米切手の流通を閉塞せば米價の下落金融の妨害となるや必せり。實際寶曆年間には空米切手市場に横行せるを以て、正米切手を所有せる者は不安を感じて之を賣急ぎたる形跡あり。こゝに於て幕府は米切手の通用を保證し、切手所有者及び質取主公事出入にて吟味中たりとも、切手は妨なく通用すべし、若し切手所有者又は質取主罪を得て、家財を闕所に處せらるゝも、その罪妻子に關係なくば、切手は妻子に賜はるべし、吟味中家財に封印を施すことあるも、切手は封印外にして、通用勝手たるべしとせり。この保證の出でたるは、明和二年八月の事なりしが、制定當時、正米帳合米共直ちに二匁の騰貴を來したりといへば、如何に人心に慰安を與へしかを知るべく、その後安永二年（一七七三）文化十二年（一八一五）安政元年（一八五四）の三回までも、これと同一趣旨又は同一文言を反覆公布したるを以て見れば、この特典は發布以後幕末に至るまで、百餘年を通じて、米切手に與へられたる保證といふべし。

三

寶曆十一年十二月の觸書は空米切手の發行を嚴禁し、又明和四年閏九月の觸書は寶曆令發布當時に現存せる空米切手の整理を命じたれば、爾後空米切手は一切市場にその影を絶つべき筈なり。然るに未だ數年ならざるに^{年〇明和八}大阪町奉行は幕命により三郷町中に令し、近年諸家藏米渡方延滞の聞ありて、米切手に關する訴訟屢起れり、かくては切手米の取引不確實となり、商人はその賣買を危み、遂に正米直段に影響を及ぼすに至るべし、謂れなく藏々にて渡方を延滞せば、停止の空米に相當するを以て、違犯の輩は嚴重に處分すべしといへり。理由なき藏米渡方の延滞はその藏々に正米を存せざること、換言すれば空米切手の發行せられたること明かなり。

かくて幕府は安永二年（一七七三）六月に至り、官銀を以て藏出延滞の米切手を買入れ、市場の不安を一掃して金銀の融通を圓滑ならしめんとせり。即ち來る七月朔日以後入替にかゝる切手にして、藏出を延滞する藏屋敷あらば、町奉行所に

出訴すべし、然る時は右切手は公儀にて之を買上げ代銀は公儀より之を切手主に下付して損失なからしめ、而して切手面の米高は町奉行所より藏屋敷に沙汰して上納せしめ、なほ延滞せば藏屋敷役人は勿論本國役人を町奉行所に召喚し、吟味の上重科に處し、且つ米納方をも嚴命すべし、切手主に於ても藏屋敷役人と熟談せずして、猥りに出訴すべからず、又本令以前の切手出入は出訴に及ぶとも、官銀を以て入替を爲さずと定めたり。但し、藏々にて銀子調達のために、藏元又は立入町人印形の利付證文を添へ、引當として銀主に交付する所謂調達切手は、出米切手と形式同じくして、訴訟の際區別に甚だ困難なりしかば、安永九年五月、調達切手の分は銀子返濟延滞せば、銀高の多少によらず、六十日限り皆濟を命じ、なほ濟まざれば、國許より引當の米を積取りて、銀主に渡さしむべく、その上渡方に不埒あらば、出米切手に準じ、官銀を以て入替ふべしとせり。

幕府が本法を制定してより、天明二年（一七八二）八月その廢止に至るまでに、幕府が切手と引換に藏屋敷より取立てたる正米をば、幕府は之を如何に處分せしか、これ吾人の最も知らんと欲するところなれども、不幸にして全くその材料を缺

けり。本法を定むるに當り、公儀御益等に付御銀入替に相成候儀と心得違仕間敷候とは幕府の明言せるところなれば幕府は最初より切手買上を以て利益を收めんとするにあらず、否一步を進めて言へば寧ろ多少の損失ありとも、曖昧なる切手を市場より驅逐せんと欲したるものなるを想像し得るなり。幕府が買入れたる切手米高及びその買上賣下金高等は、今之を知るを得ずと雖も、切手米高の多ければ多き程、又買上賣下金高の鞘の大なれば大なる程、幕府の損失は多大なりしなり。

安永年間の米價は概して下直にして、肥後米一石が銀六拾目を抜きしは、五年の冬より翌六年夏の頃までにて、その外は五拾目臺又は四拾目臺なり。安永元年二月江戸目黒行人坂の大火あり、明暦以來の大火とて、江戸は言ふに及ばず、京大阪とも米價一時に騰貴せりといふも、堂島市場立物中國米にて、三月八日帳合五拾貳匁四五分位、引直り四月五日四拾九匁三分と再び底入となり、同八年九月には薩州櫻島噴火の天變ありしに拘らず、十月八日の仕舞相場は肥後米四十四匁三分、筑前米三十八匁二分、中國米三十五匁五分、廣島米四十一匁四分なりき。

されば幕府が藏出延滞の米切手買入法を定めたるは、翌三年二月江戸淺草藏米札差、河岸八町米問屋同仲買、地廻米問屋中の希望者に合計金二萬八千六百兩を貸與して米を買はしめたると同じく、之によりて米價の引上を計り、諸家の困難を救済せんとしたるにあるべしと雖も、米價連年下直にして遂にその效なかりしといふべし。

空米切手の發行は町人をして貸付を疑懼せしめ、貸付の手控は空米切手の發行を促し、兩者循環して藏屋敷町人雙方の困難となれり。吳服所ゴフクショ後藤縫殿助幕府に出願し、同人大阪表拜領屋敷龜山町に會所を建て、藏屋敷及び銀主間の紛議調停の事務に従事せんとせり。縫殿助の仕法を見るに、切手出入は既に出訴に及べるものと、然らざるものとを問はず、貸方又は借方より縫殿助に依頼あらば同人より雙方に示談を遂げ、在來の貸付方利息等を仔細に調査したる後、銀高に應じ、年賦返済の法を立て、雙方得心の上、右の證文に加印等を希望せば、同人加印すべし、されば當年の收納米の中より年賦高の切手を銀主に引渡し、残石を引當として更に銀子を調達することを得て、雙方の便宜たるべしといふにあり。

天明二年八月幕府縫殿助の請を容れて同人に米切手改兼帶役を命じ、自今切手米に關する紛議は勝手次第縫殿助に依頼すべし、然る上は同人の取扱を以て落着を告げたる年賦米は、同人に案内なく賣却すべからず、船中にも同斷たるべし、従つて安永二年の米切手買上法を廢止すと諸家に達し、同時に之を大阪町人に告げ、縫殿助の手を経て米切手出入落着したる時は、手數料として銀高壹貫目につき壹匁を支拂ふべしとし、又同人の取扱によりて決定したる年賦米は、他の町人の之を買取るを嚴禁せり。

本令によれば、米切手出入の調停を縫殿助に依頼するとせざるとは、銀主及び藏屋敷の隨意なりしかば、既に出訴に及べる分にして、なほ依頼せざるもの少からざりき。然るに町奉行所は雙方を召し、その心得違なるを論じ、貸主は之より縫殿助に依頼するに至りしが、藏屋敷に於ては毫も頓着するところなく、本年の廻米を賣却せり。かくては年賦米に充つべきもの、皆無に至る虞ありしかば、縫殿助より目下紛議中なる仙臺肥前島原杵築岡小城申州平戸明石椎谷矢島小田原十二藏の拂米停止を町奉行所に訴出でたり。こゝに於て町奉行は右十二

藏の藏役人に縫殿助と懇談すべき旨を諭し、示談成るまでは十二藏の拂米を買請くべからずと堂島市場に申渡したり。而してこの際十二藏若しくは他の藏々より本年の廻米中より年賦米を控除することは、財政上極めて困難なる旨を歎願したりと推定するなり。そは是歲十二月に至り縫殿助取扱濟の引當切手にして何年米と記し、同人の加印あるものは、翌年米の切手にても正米切手同様に通用すべく、右加印なきものは空米切手同様と心得べしとの觸書あるを以てなり。空米切手より生ずる紛議を除かんとし、却て一種の空米切手の發行を公認せるものといふべし。

縫殿助の切手出入調停は隨意的なりしがため、最初より故障ありて實行捗々しからず、曖昧なる切手の市場に存するもの依然たりしかば、天明三年十月幕府は斷然その仕法を一變して強制的とし、翌月晦日大阪町奉行は之を三郷に布告すると共に、更に細則を定めて曰く、(一)安永二年の觸書以後發行の切手は總て縫殿助に届出づべし。その中紛議調停未濟の分は、この際縫殿助より藏屋敷及び銀主に對談して相應の年賦返濟とし、日を限りて諾否の返答を要求し、若し右日

限中に示談調はずんば、縫殿助より町奉行所に届出で町奉行所にて審理の上、正米切手に相違なければ藏出を命じ、借銀引當の切手ならば借銀證文に捺印せる町人共に返済を命じ、時宜によりては藏役人に返済を命ずべし。(一)安永二年の觸書以後に發布せられたる切手は、正米切手にせよ、引當米切手にせよ、悉く縫殿助の加印を請くべし。加印なき切手は賣買するを許さず、又之を以て出訴に及ぶとも受理せざるべし。(三)縫殿助の加印は本日より三日を経て開始す。之を請ふ者は印料として一石につき銀一分を上納すべし。以上諸件は京都・大津も大阪表に準ずべしと。而して同日米方年行司を召し、諸家廻米入津の節は、年行司の中一人づつ出張して俵數を改め、又拂米の札日賣名前直段石數並に毎日の拂米高、出米高を縫殿助に届出づべし、尤も諸家拂米は町奉行所に届出の上掛札を出し、入札を行ふべき筈なれば、その旨相心得べしと達したり。

堂島濱方にては本令に接し、十二月朔日、同二日に涉り、衆議を凝らし、先づ藏屋敷の内意を探りしに、故障を唱ふるもの少からず、中には若し當方の切手に縫殿助の加印あらば、斷じて藏出を許さずと強硬に主張するもあり。結局藏々より

江戸及び本國の指揮を得るまで、本令の實施を延期せられんことを請ひしに、その許可なく、急便を以て指揮を仰ぐべしとの命ありき。この談判の間相場は正米帳合米とも中止○十二月三日よ
り十二日までとなり、藏々の出米は延滞し、拂米は停止せられ、市場の動搖一方ならざりしかば、十二日に至り臨時仕法を定め、藏役人は拂米切手の番附右高員數賣拂の月日賣主の名前等をその都度町奉行所に届出づべく、又從來賣出せる切手を以て藏出を請ふ時は、遅滞なく正米を交付し、その分も前書同様届出づべし、但し國元より返事到着次第以後の拂米は勿論臨時仕法中の切手並に從來賣出せる切手も、皆加印を請くべしとし、米方年行司は仲買より受くる日々の出米の届書を集め、之に總石高及び有米高の總計を添へて町奉行所に差出すこととせり。之によりて翌十三日は休日なるに拘らず立會あり、肥後米八拾九匁、筑前米八拾三匁、三分の相場を出せり。

今回の仕法に對し、諸家より故障を提出すること再三に及べり。その主とするところは、廻米拂方の遷延を來すにありといふも、之が詳細を知る能はず。翌四年十一月三たび米切手改仕法を改正するに及び、米切手に縫殿助の加印する

こと廻米入津の際米方年行司の臨檢すること及び拂米掛札入札等をその都度藏屋敷より届出づることを廢止したるより推せば是等の三ヶ條は藏々の最も迷惑を感ぜしところなると共に、拂米方遲延の原因として彼等が反覆力説せし所なるべし。

天明四年の米切手改仕法は下の如し。曰く、(一)諸家拂米を落札し、代銀を納入して切手を受領せば、買主はその翌日を以て落札月日石高買主名前代銀切手の員數番附等に至るまで明細書を作りて米方年行司に差出し、年行司は更に縫殿助に致すべし。然る時は縫殿助は届書の事項を自己の帳面に記入し、右帳面と届書とに押切印を施して之を買主に返付し且つ規定の印料を徴すべし。萬一右切手米につき故障起らば、縫殿助方の控帳面と對照し、届出濟の切手に相違なくば訴訟を受理して沙汰に及ぶべく、若し縫殿助に届出でず、同人押切印の書狀もなく、控帳面にも記入なくば假令出訴に及ぶとも受理せざるべし。印料は前に一石につき銀一分と定めたりしが、本文の如く爲すに於ては、濱方にて臨時の入用もあるべきにより、三厘を増し、一石につき一分三厘を買主より徴し、その三

厘を米仲買に與ふべし。(二)安永二年以後の調達切手を所有する者は、貸借年月石高銀額切手番附等を委細に記して縫殿助方に届出づべし。然る上は縫殿助方にて帳面に記入し、帳面と届書とに押切印を加へ、届書は之を返付し、且つ規定の印料を徴すべく、右押切印の書狀なくば出訴に及ぶとも受理せざるべし。その他は前年十月令の如く、縫殿助の調停不調の旨、同人より町奉行所に届出あらば、調達切手の分は速に印形の町人に返濟を命じ、なほ返濟に及ばずんば、その藏屋敷に濟方を命ずべしと。而して之と同時に廻着米高及び拂米掛入札等は往時の如く一ヶ月限り町奉行所に届出づべしと、藏屋敷に達し、また米仲買が規定の印料を見込み、下直に入札するならんとは諸家の憂慮する所なれば、かゝる舉動あらしむべからずと、米方年行司に注意を加へたり。

是より縫殿助の米切手改仕法は繼續すること僅に二年、天明六年十一月に至り、幕府は「差障の筋有之」といへる極めて簡單なる理由の下に、同人の米切手改兼帶役を免じ、大阪にては翌年正月右の旨を三郷町中に令したり。

四

天明二年八月幕府は米切手改の仕法を定め、後藤縫殿助をして之に當らしめしが、六年十一月に至り、同法を廢止すると同時に、縫殿助を免職せり。その間米切手改の仕法は兩度まで變更ありしも、要するに縫殿助の保證ある米切手を以て正米切手と公認し、保證を與ふる手數料として、切手買主より銀若干を徵收するを骨子とせり。空米切手市場横行の弊を矯めんと宣言して、本法を發布せる幕府が未だ數年ならざるに之を全廢するに至りしは、果して如何なる理由に基づくか。幕府は單に「差障の筋有之」といふと雖も、吾人は到底かゝる説明を以て満足する能はざるなり。

米切手改は田沼主殿頭意次が老中として幕府の全權を握れる時代に制定せられ、同人が解職削封を被りしより間もなく廢止となれり。所謂田沼時代に着手せられし諸計畫は、天明六年八月同人失職以後、悉く皆打破せられたりといふも、不可なき程なれば、米切手改の設廢は、幕府内閣の更迭に伴へる施政方針の相

違に因れりといはんも、不可なけん。

然れども之はたゞ大體論に過ぎず。米切手改仕法の骨子にして可なりとせば、假令その手續に若干の變更、改正を要する不備の點ありたりとするも、漫りに幕府内閣の更迭と共に、廢止の運命には遭遇せざるべし。幕府は最初本法を發布するに當り、縫殿助の願書を引用し、本法の實施が藏屋敷銀主雙方の便宜たるべきをいひ、且つ縫殿助に支拂ふべき手數料を定めしが、右の手數料は全部縫殿助の所得となりしか、或は幕府は運上又は冥加の名を以て、その一部を更に收納せしにはあらざるか、甚だ疑なき能はず。當時幕府に向つて新規の事業を出願する者は、必ず該事業が「公儀の御益」となるべきを述べ、之による願人の收入中より若干の冥加金銀を納付せんことを上申して、幕府の許可を請へり。吾人は縫殿助の米切手改會所設立の願書本文を得ざるを以て、積極的の證據を擧げ難きも、幾多の類例より推して、縫殿助所得の手數料の一部は冥加として幕府に上納せられしを信ずるものなり。三貨圖彙物價部 卷八に「兩替屋役銀、其外後藤米切手加印鐵座眞鍮座、春米屋、駄賣株、薪炭屋株、練綿延賣買株、上積問屋株、金錢小貸會所」

始メ、スベテ近年冥加銀連上銀等差出シ御免コレアリ諸人迷惑トナルとあるもの傍證とすべし。されば幕府は空米切手驅逐の美名に假托して米切手改を始め而して陰に自ら利する所あらんとせしに相違なく、本法發布の動機に於て既に不可なるものありといふべし。

切手買主より縫殿助に納むる手数料は結局米價に加算せらるゝものとす。故に米價は實際の價格に手数料を加へたる金高となりて消費者側の迷惑となるか、或は藏米落札直段が實際の價格より手数料を減じたる金高となりて藏屋敷の迷惑となるか、二者その一に出でず。大阪町奉行が幕府の旨を奉じて、米方年行司を戒め、米仲買等をして印料を見込みて下直に入札すること無からしむべしといへるは、適々以て本法の施行が米價の平準を破るに至らんことを危惧し、幕府自ら之を告白せるものといふべし。本法發布の當初に於て藏屋敷買主雙方の便宜たらんといへる宣言は、こゝに至りて全く撞着せるにあらずや。

吾人は更に本法繼續中の米價と人氣の趨勢とを觀察して本法の效果如何を見んとす。天明二年は五月より土用中に至る迄、雨天連續せるがため、平年の六

岡藏米切手大豆切手

縦九寸五分横四寸二分



縦九寸四分横四寸三分

歩作と傳へられ、米價次第に高く、十月には肥後米既に七拾目を越えしが、翌三年に至りて愈高く、八拾目を上下せり。然るに本年も氣候順ならず、殊に七月七日には淺間山の噴火あり、江戸は白米小賣直段錢百文につき上七合中八合下九合となり、大阪は八月に至りて肥後米最高九拾貳匁七八分を示せり。その後江戸は一合、大阪は五六匁の下落もありしが、大勢は依然高直なりしに、年末に至り米切手改仕法替令及び兩替屋役金令○切金輕目金を兩替屋にて交換するに當り、從來の手引替を請ふ時は無料にて精金を交付するものとするの發布あり。前同に述べたる如く、本年の米切手改令は、去年發布の同令の隨意的なるを改めて強制的とし、壹石につき銀一分の加印料を徴することを定めたるものなれば、十一月晦日○江戸は十月四日發布同令發布以後、米仲買對藏屋敷藏屋敷對町奉行所間の交渉起り、翌月三日は庚申として休日なりしが、四日以後正帳共一切立會なく、七日兩替屋役金令の發布を見るや、金錢相場も亦同日より休止となり、兩相場とも漸く十三日に至りて再び立會を開始するに至りしを以て見れば、市場の動搖察するに餘あり。而も立會開始後米價は次第に騰貴し、月末には肥後米百六七匁、筑前米九拾八九匁となり、翌四年

正月四日の初相場は肥後米百拾壹貳匁筑前米百六七匁に寄附き、同二十七日には肥後米百拾六匁四五分筑前米百六匁六七分の高直を現せり。是より先大阪町奉行所は正米及び切手米の買置・圍持を禁じ、搗米屋・米問屋の賣惜みを戒め、市民に諭して粥を食せしむる等例によりて例の如き米價調節法を行ひしが、遂に二月十一日に至り、多額の石數を買持てる米仲買十六名を捕縛し、その買持高の三分の一即ち六萬五千石を一石銀七拾目にて買上げ、之を江戸・京・大阪三都に分配し、それ〴〵原價にて貧民に賣下げ、又同月十八日には米穀他所賣禁止の令を布き、大阪以外に米穀を賣出すを禁じ、已むを得ざる事情あらば、仔細を町奉行所に届出で、その指揮を仰ぐべしとせり。而して是等の二手段は最も米價調節に效ありしと見え、御救米の拂下を實施せる五月頃より、米價は概して下落の趨勢を取り、而も本年豐作なりとの見込にて、八月十日肥後米九十三匁筑前米八十一匁二三分となり、日を経るまゝに下直となりしかば、十月に至り他所賣禁止の令を解けり。幕府が再び米切手改の仕法を變更し、一石につき銀一匁の手數料の外に、銀三分を徴して濱方仲買に與へしは、實にこの翌月なりき。

天明四年十二月の仕舞相場は肥後米六拾九匁筑前米六拾五匁といへる安直なりしが、翌五年も天候頗る順なりしかば、八月中旬肥後米六拾目を割り、その後新米出づるに及びても少高下に止まれり。かく米價下落せし上に、當時米仲買等は藏米入札を爲すに當り、縫殿助に納付すべき手數料を見込み、實際の直段より二三匁下直に入札するの風なりしかば、諸家の迷惑は一層甚だしく、従つて舊來の借入金返済を澁滞し、銀主は之を見て新規の貸付を爲すを躊躇し、兩々相待ちて金融頗る圓滑を缺くに至れり。こゝに於て幕府は十二月に至り、大阪町人に用金を命じ、その金額を直ちに諸家に貸付けしめ、利息を七朱に限り、その中幕府自ら一朱○當時の落首に難題やしゆ(朱首の歌もとゝの)を收むる旨を告げ、翌六年六月に至り、右用金令を諸國の寺社・山伏・御料・私領の百姓・町人一統に擴張したり。これ主殿頭の最後の惡政にして、間もなく主殿頭は職を免ぜられ、兩用金令も次で中止となれり。

米價の高下を生ずる第一の原因は、豐凶の如何即ち生産額の多寡によること辯を俟たずと雖も、人爲的に米價の高下を調節又は助長し得べきことも亦明か

なり。米切手改が天明二年の末より四年に跨る大暴騰に際し、如何なる影響を與へしかに就ては、別に適確なる記事を發見せずと雖も、恐らくは騰貴の趨勢を助長せしなるべく、又四年の末より藏米入札直段の下落に影響するところありしは、上文の記事にて明白なり。同様なる米切手改が米價騰貴の場合には騰貴の趨勢を助長し、下落の場合には下落の趨勢を助長すといはゞ、こと甚だ矛盾せるが如くなるも、騰落の主因は別に存し、騰落はいづれにせよその勢を助長するものなりと解釋せんには、敢て不可なかるべし。最初にいへるが如く、縫殿助に支拂ふべき手數料は賣直段の中に含ましむるか、買直段の中より減ずるかより他に途なく、騰貴の場合には前者となり、下落の場合には後者となりしと信ぜらるゝなり。

かくの如く米切手改仕法は徒に市場を攪亂し、米價騰落の趨勢を助長するものなりとせば、假令幕府は之によりて若干の收入を増加するを得たりとするも之を廢止すべきは當然なりと言はざるべからず。幕府が「差障の筋有之」と稱し田沼主殿頭失權の後數月ならずして、本法廢止の觸書ありしは、蓋し如上の理由

に基づけるなるべし。

五

大阪町奉行所は米切手改廢止の幕命を傳ふると同時に、向後若し切手米につき故障起らば、月番の奉行所に出訴すべく、吟味の上沙汰に及ぶべしといひしが、實際は訴訟事件を一切浮置ウツキ止トメの意とし、寛政七年（一八一四）に至り、總て月賦返濟を命じ、特に諸家に嚴達して出米を澁滯すること無からしめたり。

天明六年より翌年に亘れる米價騰貴は、三四年の騰貴より一層甚だしく、江戸は七年五月に入り、金一兩に二斗四五升より二斗二升となり、一斗八九升となり、白米小賣直段は錢百匁につき貳合五勺より貳合となれり。大阪は六月上旬肥後米百九拾目筑前米百七拾七匁となり、兩地とも窮民の暴行起り、官民共に百方米價引下の手段を講ぜしが、是等は本問題に直接の關係なきを以て省略に従ふべし。

天明の大饑饉後各地に開發せられたる新田の多かりしと、豊作の連續せると

によりて米穀海内に充滿し時に早損水害ありて米價騰貴すと雖も暫時にして復た舊の如く下落せり。こゝに於て幕府は米價釣上の一段として文化三年（一八〇六）十一月及び同七年十一月を以て大阪町人に買米を命じたり。尤も第一回の買米は翌年諸國に風水害ありて米價騰貴せしがため賣拂を許され別條なく結了せしが第二回の買米は一向米價を引立つるに至らず文化七年十二月仕舞相場肥後米五拾八匁五分筑前米五拾五匁翌八年十二月仕舞相場肥後米六拾壹匁五分筑前米六拾貳匁といへる有様なりければ買持米は未だ賣拂を許されず再び新年を迎へて文化九年となれり。然るに本年も亦豐熟なりしかば幕府は十月に至り諸家本年の江戸大阪廻米高を例年均高を例年の登高とするの二分減としその二分は國許にて靱圍と爲すべしと命じ又十二月三日前に買米を命じたる町人に對し正米圍を爲すべしと諭し若し之を不便とせば石數に應じ一石につき五拾四匁二分前日の米相場を上納せよ然らばその銀額を以て公儀にて正米を買上ぐべしと申渡したり。抑幕府が買米を命ずる所以は市場に堆積せる米高を減少し之によりて米價を騰貴せしめんとするにあり。諸家に廻米二

分減を命じたるも之に外ならざるなり。この趣旨より論ずれば買米を命ぜられたる町人等が空米切手を差出して買米に立てたりとせば空米切手は諸藏屋敷にて隨意に發行し得るものなれば何十萬石之を買入れたりとて正米直段を引上ぐるに足らず。されば本年新古米買替買持米は年々これを買替へざるべからず然らば買替は古米となりて價格著しく低下すればに際し買主に命じ賣主たる仲買の屋號名前代銀月日等を記入したる書面に、右仲買及び年行司の奥印を得之を切手と共に町奉行持參にして封印封印を施すは右切手入等を爲さざらしめんが爲なりを受けしめしがなほ之を以て足れりとせず更に正米圍若しくは代銀納を命ずるに至りしなり。

文化七年の買米承認額は合計六十萬石この中融通方十四軒は用金二十萬兩を負擔し買米を免ぜられたり文化三年度に準じその米高を二十五萬石とすれば差引三十五萬石なりなり。米切手にて買入れたればこそその保管に手數を要せざれこれ正米にて圍ひ且つ水難火難又は鼠害を防ぐに足るだけの準備を爲すは非常なる事と言はざるべからず。假に適當の建物ありとするもその藏敷料又正米運搬に要する仲仕仲仕の賃銀も少々にあらず。故に從來新古米の買替に損失を被れる買持町人は續々として代銀納を願出でたり。

幕府が正米圍を命ぜしは、之によりて空米切手を驅逐せんと欲したるなり。空米切手發行が藏屋敷の不正手段なるは勿論なるも、強て之を追究すれば藏屋敷の落度となるを以て、正米圍を不便とする者に代銀納を爲すを許し、圓滿の中に藏屋敷の不正手段を匡正し、又右代銀を以て古米を買入れ、古米直段の特に下直に陥るを防ぎ、以て買持町人の新古買替による損失を幾分なりと減せんと欲したるなるべし。然るに買持町人の大多數が正米圍を迷惑として代銀納を願出づるに及び、こと豫期に反すと雖も、今更之を拒む能はざれば、右銀額の請取方を掛屋鴻池屋善右衛門米屋平右衛門兩名に命じたるに請取銀高一萬貫目といへる見込なりければ、兩名はかゝる大銀を計算の上請取することも保管することも到底不可能なりと辭退に及び、又代銀納を願出でたる町人等は、取引ある兩替屋に對し、一時に正銀を取付けたれば、融通杜絶し、上下の迷惑甚だしく、正米圍によりて高かるべき米價は代銀納によりて却て下落するに至れり。

文化九年は混雜中に暮れ、翌十年春に至り、銀納若しくは正米圍の分をそれぞれ確定して、一段落を告げしが、米價は依然として安直を繼續せり。七月幕府は

萬石以上の諸侯に對し、大阪廻米高を去年の一半○去年既に二割を減じたれば本年と廻米高は例年の十分の四なりとし、一半を國許にて圍籾となさしめ、圍籾高に應じて拜借金を許可すべしといひ、次で萬石以下の大阪廻米高を文化七八九三年間の廻米平均高に超ゆることなからしめ、又納屋米即ち藏米にあらざる賣米の登高を之に準ぜしめ、安治川口・木津川口及び天滿橋詰の番所を設け、入津船舶を検査して積登石數ツキノイセツカスの制限を超ゆるを防ぎ、以て米價の引揚を企てたり。

有米高の多少が米價に影響するは論なしと雖も、制限令による有米高の減少は眞の減少にあらず、相場一たび騰貴せば、諸家の圍籾の市場に出現すべきこと明かなり。故に將來の騰貴を豫想して見込買を爲す者なく、入札は單に日用米に止まり、相場を動かすに足らず、況や幕府は圍籾高に應じて諸侯に貸付くべき金額約六十萬兩をば、大阪町人より上納せしめんとしたれば、市況全く沈衰し、芝居料理屋は來客なくして業を休み、兩替屋の閉店するもの數軒に及べり。一方には廻米高を制限して米價引揚を策し、一方には用金令を發して金融の澁滯を來す矛盾も亦甚だしといふべし。濱方老分ハマカタノラウブン西村屋喜右衛門伊勢屋武助等が町

奉行所より米直段引立の仕法を諮問せられし時市中は用金にて銀詰となり、米切手入替等出來難く、已むを得ずして下落したるなれば、この點につき寛大なる御處置なき限り、人氣引立たず、相場騰貴せざるべしと答へたるは、知言といふべし。されば官邊にても鑑みるところあり、米方兩替屋に入替資金四萬兩を貸與し、又諸家拂米を落札せる仲買中、希望者に落札石高千石につき銀六貫目を貸與しければ、相場は追々騰貴し、十二月仕舞相場は肥後米七十三匁五分、筑前米六十五匁となれり。

例年十二月に於ける諸藏の有米高合計を越年米高といふ。文化八年は越年米高三百四十萬二千四百俵、廻米二分減令の發布ありし九年は三百貳拾四萬四千四百俵、同十年は廻米高前年の半減となりしにも拘らず、貳百六萬八千五拾俵なりき。故に翌十一年に至るも、米價は去冬仕舞相場に比し二三匁の高下に過ぎざりしが、同年二月筑後久留米藏屋敷に於て出米を中止するに及び、市場一方ならず動搖せり。同藏米切手を所有せる者共が訴訟に及びたる石高は約七萬石にして、その外未だ訴訟に及ばざるものをも加ふれば、不拂切手の石高合計四

拾貳萬石といはれたり。然るに町奉行は本件を内濟に付せんと欲し、幕府に上申せざりければ、人心益疑惑を生じ、他藩の米切手も亦筑後藏米切手の如くなるべしと唱へ、米切手の通用を妨ぐるもの少からざりき。尤も筑後藏は不拂切手發行の責任を立入町人鐵屋庄助、池田屋伊兵衛兩人に歸せしが、その責任は筑後藏にあること相違なければ、藏屋敷役人は切手所有者と談判し、切手米百石につき十七石三斗三升三合三勺三才を代銀にて支拂ひ、殘額を本年より向二十ヶ年賦とし、毎年四石三斗三升三合三勺三才を支拂ひ、最後に至り元米より超過せる四石は利子中に組入れ、利子は明十二年より向十九ヶ年間、元米百石につき米五石とし、之を積置き、元米返却の翌年より九ヶ年間、毎年四石三斗三升三合三勺三才宛を支拂ひ、皆濟とすべしとの條件を以て、十一月談判を結了せり。而してこの前月肥前佐賀藏屋敷空米切手發行の事暴露し、その石數は二十萬石と傳へられ、人心再び動搖せり。此際米仲買は百方示談を試みたる後、出訴に及び、翌春に至り藏屋敷より切手所有者に對し、毎年切手額の一割を銀にて支拂ひ、其内六分五厘を元高の返濟に當て、三分五厘を利子とするを約して落着を告げたり。

文化十一年は諸家廻米高を一昨年の如く二分減とし、又納屋米登高を昨年の如く制限し、翌十二年も亦之に準ぜしが、市中は前年に於ける筑後藏肥前藏の不始末に懲り、四藏以外の米切手は入替困難にて、米價愈下落し、十二月仕舞相場肥後米六拾壹匁五分筑前米六拾目に過ぎざりき。翌十三年諸國風水の害ありて例年の七分半乃至七分作と傳へられ、九月中旬より米價追々騰貴し、諸家廻米高二分減令は廢止せられ、又諸家の拜借金も追々返納ありしかば、十四年十二月幕府は右金額より文化十年度御用金上納者中五百兩以下の分二百軒餘、この銀高約三千百貫目を償還し、市民始めて數年間の愁眉を開くを得たりき。

要するに幕府は空米切手の弊害を知り、これを排斥せんがために種々の手段を採りたるが、文化の末年に至るまで遂に一たびも成功せざりしといふべく、その後は別に何等の手段を講ずることもなくして明治維新に至れり。されば空米切手の依然として存せしことは、明治四年四月四日諸藩に米切手の廢止を命ぜる太政官達を以て知るべし。曰く從來諸藩ニ於テ歲入ノ米穀賣却ノ節藏米切手ト唱ヘ米券ヲ製シ賣買候向モ有之趣然ル處會計窮迫ノ餘一時ノ取計ヲ以

蓄積ノ米穀高ニ適實セズ空米切手ヲ製出シ終ニ融通否塞ノ基トモ相成候義不
少哉ニ相聞以ノ外ノ事ニ候向後右等ノ所爲決シテ不相成候條屹度可相心得候
事と。

三田學會雜誌第十二卷第一二三號所載 大正七年一二、三、三月

札 差

一

今淺草橋から雷門に行く電車に乗ると、途中に藏前といふ停留場がある。もとは御の字をつけて、御藏前といつた。幕府の米藏だから、尊稱して御藏といひ、その前の地だから御藏前と稱へたのである。御藏は合計五十一棟二百五十八戸前で、一番堀から八番堀に沿うて建られた。大川筋を通ると、名高い首尾松があるが、その前後に並行して掘られた堀を、北から順次に一番堀・二番堀と數へたのです。

御藏前に札差といふ一種の營業者が、彼是百軒内外もあつて、その店を藏宿略して單に宿ともいつた。彼等の住居地を町名で擧げると、茅町二丁目・平右衛門町・旅籠町一丁目・二丁目・瓦町・天王町・猿屋町・片町・森田町・黒船町・新旅籠町・福富町・諫

訪町の十三町となる。その職業は何かといふに、幕府の旗本御家人の代理として切米扶持米役料等を請取り、これを賣却して代金を納め、或は之を引當として金銀を貸付け、利子を取るのであつた。

旗本御家人をその俸祿の受取方からいへば、地方取と藏米取との二つに分れる。地方取とは知行を有する者で、知行所の全收穫の一部、大抵は四分を得る、之を四物成といふ。知行千石といつても、實際の收入は四百石である。藏米取の方は武鑑を見ても大抵何百俵何人扶持とある。知行取に比べては、身分は劣るけれども、其數に於ては夥しく多人數である。それから右の切米扶持米役料の外に御賄方御入用平たくいへば、將軍家臺所の入用、その外清水家御合力米、御代官扶持御作事扶持などといふ分も御藏から渡る。是等一切を合計すると、半分を金渡として御藏から出る米が一年平均四十一萬九百二十三石餘とある。

金渡といふ事を一言説明すると、藏米取の旗本御家人と雖も、その全部を藏米で請取るのではない。藏米は春夏冬の三季に、春夏は四分一宛、冬は二分一を請取るのであるが、その都度城内中口に張紙が出て、三分一金渡、三分二米渡とか、三

分二金渡三分一米渡とか、米金半々渡とかいふ風に、米と金とで渡す割合を示し且つ米百俵を何十何兩と替へるといふ米金換算率が出る。これを張紙直段といつて之によつて御藏から米金を請取るのです。假に百二十俵の人で、三分一米渡張紙直段三十五兩の場合に春借米―春夏に請取る分を借米、冬に請取る分を切米と區別してある―を請取るとせば春借米總計三十俵の内十俵は米、残り二十俵は百俵三十五兩の相場即ち十四兩を金で請取ることとなる。前記の一年平均藏米渡高は三季を平均し、米金折半渡としての勘定です。

徳川時代の大阪は海内諸侯の財政を掌つたと申して宜しい。各藩から特有の産物例へば阿波の藍玉、讃岐の砂糖など、皆その藩の藏屋敷の手を経て、大阪で賣捌かれた。是等を總稱して藏物といふが、藏物の中では何といつても米が第一であつて、各藩皆十石宛の米切手を作つて之を賣つた。一年の藏米の登高は大略三百萬俵乃至三百五十萬俵といふ大數で、この賣上代銀を預り、必要に應じて支出するのが掛屋であるが、藏物を賣捌いてから、その代銀を使ふといふ程、餘裕のある大名は少い。賣らぬ先から掛屋で借金する。掛屋は主として大資本

の兩替屋が勤めてゐたが、掛屋の外にも御用達とか立入とかいふ名の下に、大名貸をする富商がゐて、大名は彼等の力で財政の遺縁をしたのである。掛屋の大名に於けると、札差の藏前取に於けるとは、全然關係を一にしてゐる。札差の取扱ふ米高は、藏屋敷で賣出す米高の四分一内外に過ぎずとも、掛屋が經濟上に於て大名の死命を制したやうに、札差も亦小給而も多人數の旗本御家人の死命を制し得たのであるから、幕府時代の經濟史の研究には、優に一項目とするに足りるものである。たゞ兩者の相違は、掛屋には仲間組合といふものが無く、札差は立派な官許の仲間を成して居つた。従つて掛屋に關しては個々について研究せねばならぬ難儀があるが、札差の分はさうでない。それにも拘らず、明治二十三年の江戸會誌第二冊三、四、六及び八に横井時冬氏の札差考が載つてゐる外、他に發表せられた論文を見ぬのは遺憾である。

札差仲間の許可せられたのは享保九年（七二四）七月二十一日のこと、江戸町奉行大岡越前守忠相より同僚諏訪美濃守頼篤列席の上にて、許可の申渡があつた。申渡の大意は、札差仲間を百九人に限り、之を片町組、天王町組、森田町組に分

け、毎組に行司五人、都合十五人にて月代に行司を勤め、諸事を取締るべし。若し仲間中に私曲を行ふ者あらば、御藏出入を停止し、拂米直段を不足に渡したる時は、之を償はしむべし。武家方に不届あらば、曲事に申付くべきは勿論のこと。又武家に對する貸金利息は、年一割半より高直にすべからず、それ以下にて相對するは、勝手次第なりとある。當時片町組三十一人、森田町組四十七人、天王町組三十一人で、その屋號名前まで分つてゐます。

之で見ると、札差仲間が官許を得たのは享保九年ですが、札差業は本年以前にあつたことが分る。或は慶安頃からあつて、各所に散在してゐたとも申傳へます。又直差といふ詞がある。之は札差に頼まず、旗本御家人自身出張して藏米を請取る意味です。本來は藏米取全部が直差であつたのが、札差に代理を頼んで、請取方及び賣拂方を依頼した。之は便利であるといふので、代理を依頼する者が多くなり、札差業が立派に成立つやうになつたものと思はれる。札差からはこの依頼者を札旦那といふ。札差の札、札旦那の札といふ字は、藏米の請取證文を指すので、右證文は本人の名印で、頭支配の裏書を経、更に札差の手を経て書

替奉行の奥印を貰ひ、それから御藏奉行に差出して渡方となる。書替奉行は言はゞ検査役で、御藏奉行は出納役と申して宜しい。さて利息の條に一年一割以上の高利で貸付くべからずとある。これを二十兩一分又は七分五厘利ともいふ。二十兩一分といふのは一ヶ月の割合、又七分五厘利といふのは金一兩を銀六十目として一ヶ月七分五厘の利つまり年一割五分といふことを、色々に言換た迄です。然らば享保以前の利率はどうかと見るに、年二割に貸したらしい。年二割を俄に一割五分に減らされたのは、貸方に取つては突飛の利下故、至極難澁である。そこで札差仲間から月一分半、即ち年一割八分を最高の利率として欲しい。仰渡の通りの利子では、手前共の金元の中に、自今出資を斷り來る分がある。之では仲間一同のみならず、武家方の御難澁となる。武家方の中では、利息は如何程でも構はぬと仰せらるゝ方々さへある故、何分利息の儀は月一分半まで御許し下さいとの歎願書を差出した。この歎願書は大岡越前守、諏訪美濃守兩名連署の添書と共に、老中水野和泉守忠之の手許に執達せられ、評定の結果、既に一割半と申渡したる上は、今更之を改むるは幕府の威嚴に拘る、さりとて歎願の趣も

捨て難きにより、制規の利子は一割半と定めその上少々の儀は借方と相對次第にせよといふ申渡で、つまり一割五分以上の利子を取ることを默認された。

札差が札差料即ち藏米請取方の手数料として得るところは、百俵につき金一分、又賣側と稱へ拂米手数料として得るところは百俵につき金二分である。同じ一俵の中にも正味は色々あるが、百俵三十五石と極まつてゐるのです。札差料賣側兩方合せて百俵につき僅に三分であるが、併し札旦那に對する貸金の利子は大したものである。札差共が藏前風といふ詞の残る程、一種豪華の生活を營んだのは、全く貸金の利子によるので、之と反比例に、藏米取の困窮は、借金の利子に追はれるからで、第一回の借金が返済し切らぬ中に、第二回の借金をせねばならぬ様になり、浮む瀬がなくなる。されば藏宿から用達てる貸金の利率については、有爲の施政者は必ず何か新法を立てた。捨て、置けば小給の旗本御家人が潰れるからである。大岡忠相の名奉行として噴々の稱あるは、今日の兒童走卒すら口にする位だ。彼が山田奉行をして居る時、紀州家の百姓と山田奉行支配の百姓との出入を裁斷して、紀州家を非としたことは名高い話で、八代將軍

吉宗が紀州家から出て、將軍職を襲ぐと、忠相を江戸町奉行に拔擢した。札差仲間の取締及び利率の制定が、八代吉宗の時、先づ忠相の手によつて行はれたのは決して偶然でない。

二

前文利率引上の歎願書中に、金元が手前共に對して出資を拒むといふ箇條がある。札差が札旦那から金談を受けた時に、手許に金がない。そこで札差が右の借用證文に奥印を加へ、請人の位置に立つて、金主から金を引出す風習であつた。所が今度俄に利子を引下げられたため、金主が金を出してくれぬといふ意味です。實際金主があつて出資した場合もあらうが、これが札差の手段で眞實手許に金が有りながら、無いと稱して架空の人物を金主として、自分の金をその金主の名で貸し、利子は少々御高う御座いますと言ふ。騎虎の勢如何ともし難い。さうして自分が奥印をしたといふのを恩にさせて、禮金を取る。催促の段になつても、先方が喧しいから、返金が出来ずば證文を書替へませうといつて、

又書替の禮金を取る事が出来る。その際月踊ツキドリと稱へて、同じ月の利子を二重に取る者すらある。斯様な貸金を奥印金といつて、借主は酷く苛められた。

奥印金の弊を戒めたのは寛保三年(一七四三)正月の申渡が最初で、その後幾度となく出てゐる。なほ右申渡書の中に、御藏米の入札を一般商人に許した場合に、札差仲間から妨害して、入札をさせない。切米扶持米を庭拂ニハバシ—御藏より請取り、その場で直に賣ること—にする時、下直に買取りながら、代官所預所から、御藏に納むべき米が不足して、買足さねばならぬ場合に、その米を高直に賣渡す。札旦那より金談ありたる場合に、金がないから米を貸しませうといひ、その米を高直に見積つて證文に書く。札旦那の方で借請けた米を賣る時は安い、返す時には損が重なる、不届千萬であると叱り付けて居りますが、是等が札差仲間の當時の流弊でありましたらう。尤も右文中に、拾五兩壹分_之定にても至極高利に相當といふ句がある。十五兩一分では一ヶ月一匁利年二割です。享保に制規の利子は一割五分となつたのに、何時これを改めたか、或は制規の利子はそのまゝとして、實際上貸借兩者の勝手によつて二割まで引上げられたか、何分不明です。

但し寛保三年を去る僅に五年即ち延享四年(一七四七)には七分五厘利、二十兩一分となり、享保の古に復し、札差仲間全員九十九人を十組、即ち九組は十人宛、残り一組は九人とし、組毎に定行司を置きましたが、その翌々年寛延二年(一七四九)には助成料として一分五厘を取るを許し、都合九分利、年一割八分とした。それから定行司の制も施行僅に七年にして廢止となり、舊の通り三町組となつた。

藏米取が直差をするのは本來であると前に申したが、後には直差といふ意味が變じて、藏米取の側に於ける不正手段となつた。藏宿に對して借金をする時は、三季切米で差引勘定して呉れよと認められた證文を渡す。然るに札旦那にも随分惡辣な輩がゐて、一方には藏宿に右の證文を渡しながら、一方には頭支配に向つて、今季の切米は直差を致しますと斷る。尤も之は本人がするのではなく、世話人がゐて萬事を取計ひ、若干の謝禮を取るのだ。頭支配の手許では本人が藏宿に對し、何程の借金があるか勿論分らぬ。若し本人がうま／＼直差をして仕舞へば、藏宿から假令訴出で、普通の貸借同様金高に應じて何十日間に返済せよといふやうな判決となり、仲々片が附かぬ。本人が直差をする前に、早く

本人を捕へて、切米請取證文を此方へ取らねばならぬ。明和三年(二七六)に札差仲間から直差差止の願を出し、三年目に漸く落著となり、一時世話人の弊がなくなつたが間もなく藏宿師といふ名稱をつけられた藏宿泣かせを業とする者が出來た。之は札旦那が藏宿に向つて不法な談判を持込まうとする時に頼まれる男です。札旦那が藏宿に向つて金談を試みる時は、自身で行くか、或は委任状を持たせて親類又は家來を遣すべきであるが、いづれ不法の談判例へばもつと金を貸せとか、借金を年賦にしるとかいふやうな談判故、そんな難しい談判を引請け成功したら分外の謝金を得ようといふ者に頼む。之にはよく浪人も頼まれる。固より無理な談判故、一應や再應で、藏宿が承諾する氣遣はない。その中に言葉が荒くなる。己武士に向つて慮外なと言つて、長い刀を引抜いて振廻す、不承不承に藏宿で承知をするといふ例が幾等もあつた。中には實際手代に疵を付けた。之は或御家人のした事ですが、疵をつけたまゝで本人が逃歸つた。その裁判の結果はどうかといふに、武士たる者が相手を斬り止を刺さずして歸つたのは武士にあるまじき舉動といふことで、當人は扶持を召上げられ、又手代

は武士に對し、無禮な言を放つた段、不届千萬といふので科料になつた。

併し札旦那ばかりを責める譯にも行かぬ。札差仲間の中でも、奥印金口入金等の名目で、高利高禮を貪る者が絶へぬ。安永六年(二七七)の九月から十二月にかけて、仲間一統の取調が始まり、主人は勿論後見人支配人に至るまで、罪を獲た者が甚だ多かつた。病氣と稱して町奉行所に出頭せず、而も當日内々にて他行した、愈々不都合だといふ風に、二罪俱發で、多分の罰金を課せられた者もある。之がため仲間一統萎縮し、廢業者さへ出來て、定員百九人のところが九十七軒となり、而もその一軒は休業といふ始末である。そこで翌七年七月に町奉行所から惣札差を集め、(一)三町組を各六組に分け、一組を五人宛、一町を三十人宛とし、從來の通り行司を立て、残り六人は一町二人宛、仲間取締組役とし、萬一定法に背く者あらば、右組役にて調査すること、(二)用立金は壹兩につき九分利の外高利を貪るべからず、他の金子を自分用に借入るゝは格別、他の金子を口入して、武家方に用達つるは無用たり、若し所持金不足の節は、仲間中にて互に金子を用立つること、(三)札差共家業を支配人手代等に一任せず、諸役所向勤方は、屹度自身相勤むべ

く若し武家方より不法の儀を申掛くる輩あらば早速訴出づること等を命じ、その外諸事先般差出したる條目帳により、後年に至るまで堅く相背くべからずと申渡した。之を申渡したのは町奉行牧野大隅守成賢、立會は同僚曲淵甲斐守景漸であつた。

札差仲間にとつても前年十二月の處刑は大分痛かつたと見え、この歳正月に條目帳と題する精細なる仲間規約を作り、町奉行所に提出して、遵守の旨を誓つた。條目帳は無慮數十條ある故、一々之を掲ぐることは出来ぬが、その中各自店頭に張出し置くべしと定めた六ヶ條の定書がある。之は仲々喧しいもので、毎年正月に行司が張替に廻り、正四九月の三度に巡廻して検査する。剝れたとて自分勝手に貼ることは出来ず、行司や組役へ届出で、から貼直す程のものでした。文句は左の通り

定

- 一 札差仲間奥印金請合金の外、他所の金子奥印並諸請合印形等、似寄候儀にても、一切不仕候事、
- 一 御用立金利息一ヶ月金壹兩に付銀九分宛、御用立米代金利息一ヶ月金壹兩に

付銀七分五厘宛、御扶持方御壹人扶持に付一ヶ月利米五合宛之外、高利並月踊の利足請取不申候事、

- 一 御用立金にて禮金並御酒代ヶ間敷儀、一切請取不申候事、
- 一 御屋鋪様方年々三季御切米御勘定目録、隨分入念認差上候儀に御座候得共、御屋敷様にても御銘々様猶又得と御改、御請取可被成下候、其上にも若相違の儀御座候は、其次御借米御切米張紙出候前迄に可被仰下候、其節早速御勘定目録仕直、差上可申候、年月相立被仰下候ては混雜仕、認直差上候儀難仕候に付、此段兼而御斷申上置候事、

- 一 御屋敷様方より米金其外御對談向の儀に付、御當人様御掛合難被遊節は御親類様並御家來衆様を以、被仰下候節は、御對談可申上候其外の御方様、次に諸浪人並町人を以、被仰下候節は、及御對談に不申候、爲念此段兼て御斷申上置候事、
- 一 他所より若金子御預ヶ被成候節は、何屋誰方にては此 印形を以、金子預り證文差出可申候、尤大帳の初に右印形致置候間、御引合可被下候、爲念此段申上置候事、

右の趣は去西十二月嚴敷被仰渡候間、堅相守可申候、若相背候者有之候は、其月の行事え御届可被成候

月 日

三町月行事

札 差

五九

三

札差仲間が安永七年(一七七八)正月に作った條目帳は、既往三回の條目帳を改正増加したものであつた。第一回の條目帳は享保九年(一七三〇)七月即ち札差仲間が官許せられた時に出来て、合計二十二ヶ條ある。第二回は寛保三年(一七四三)正月町奉行石河土佐守政朝から、奥印金その他札差仲間の弊害を擧げて嚴に戒飭を加へられた時に出来て、合計三十八ヶ條、又第三回は明和二年(一七六五)四月に出来て合計四十五ヶ條あるが、その一節に後年の參考となるべき書類は、年々大寄合の前に檢出して、條目帳に書加ふべしとあつて、自今必要に應じ、條目帳の本文中又は末尾に増補を行ふことゝなつた。之を見ると、條目帳は一回毎に條數を殖してゐる。言換へれば仲間規約は改正の都度精細になつてゐる。第四回即ち安永七年(一七七八)の條目帳の如きは正月に出願して七月に許可となり、合計六十二ヶ條あるが、此の如く規約が精細になればなるほど、何の箇條に當嵌めて處分しようとしても、處分の出来ぬ新事件が湧いて来る。條目張は毎月二十八日

晝七時に、惣仲間が寄合つた席上で讀聞かす約束で、若し一ヶ條でも之に背いたら、惣評議の上、御奉行所に出訴し、仲間を除くと斷つてあるが、果して數十ヶ條の規定が一々實行されたか甚だ覺束ない。

彼の賄賂取を以て有名なる田沼主殿頭意次が側用人となつたのが明和四年(一七六七)老中となつたのが安永元年(一七七三)で、歴史の上からは、意次が權威を恣にした時代を田沼時代と稱して居る。賄賂と饗應とが盛に流行した時代で、士は士らしからず、町人は町人らしからず、細身の大小に扇子バチ／＼にて、追從輕薄の限りを盡す武家があれば、一方には金銀を湯水の如く費し、大名にもあらず、また俠客にもあらざる一種の生活をして、十八大通など、稱ふる町人があつた。十八大通は悉く御藏前の札差仲間ではないが、彼等の豪華なる生活は、御藏前馬鹿物語又は之を増補した御藏前昔語で能く解る。天明七年(一七八七)松平越中守定信が三家の推薦で老中首座となり、尋いで將軍補佐となり、前代の弊政を一洗して、所謂寛政の治を爲し得たのは、勿論定信の威望決斷に依ることではあるが、改革そのものが、時代の要求に適ふたからであらうとも考へられる。

定信の改革は多方面に互つて居るが、札旦那對札差仲間の貸借仕法の改正については寛政元年(一七八九)九月十六日に惣仲間を北町奉行所に呼出し、初鹿野河内守信興から勘定奉行久世丹後守廣民列席の上にて、下の如き申渡をした。之によると、其方共は旗本御家人に下さるゝ切米高の請取賣捌方を引請け、定式臨時の用向を承り、金子の貸付を渡世とする身分なるに、貸借の期限永引き、旗本御家人の難澁は追々増加し、之に反して其方共は渡世とはいへ利息を精細に勘定し、三季の請取金高にて不足すれば、その分を元金に加へ、金高は追々増加すれども、一向利下等も致さず、容易に多分の利潤を得るがために、自身は勿論手代共に至るまで種々の遊興に耽り、町家の風俗を崩し、剩へ旗本御家人に對し、失禮なる事共あり、言語に絶へたる不届にて、本來嚴科にも處すべき筈なれど、格別の憐愍を以て宥恕するにより、向後身持風俗を改め、渡世の分限を守り、御家人に對し失禮なる儀を致さざるやう、一同相慎め、この度其方共貸金利下並に從來の貸金濟方等別紙仕法書の通り改正を命じ、且つ御藏前猿屋町明地に貸金會所を建て、町年寄樽屋與左衛門の引請とし、右會所に公儀より無利息を以て下金を爲し、之に

差加金を加へ、其方共に貸渡すべく、委細は仕法書に就きて知るべしとあつて、同時に仕法書を下付せられた。

この申渡を見ると、旗本御家人の困窮に反し、札差仲間が容易に利潤を得るのは不都合である故に古借の濟方及び將來の貸金利下を命ずるぞといふ風に聞える。今回の改正の趣意は旗本御家人を保護するに急にして、札差連中の權利を蹂躪したやうに思はれるが、猿屋町の貸金會所の設立は、札差仲間に對し、彼等の權利消滅の代償と見るべきである。驕奢を戒めたり、不遜の態度を責めたりする箇條は、毫も貸借關係の改正と關聯する所は無いのであるが、之が幕府時代の觸書や申渡の常式で、道德問題と屹度結付いてゐるのである。

初鹿野河内守から渡した仕法書十一ヶ條は、大別すると左の三項となる。

(一) 古借の濟方

(イ) 舊來の貸金は勿論六ヶ年以前辰年(天明四年)迄に貸付けたる金子は、古借新借の差別なく棄捐とす。親讓りの借金並に自分の借金にても、證文を書替へたる爲に五ヶ年以後の借金となり、實際に於て借入時期より六ヶ年以上を經過

したるものは棄捐とす。第四條

(ロ) 五ヶ年以後即ち去る巳年(天明五年)以來當年五月夏借米以前までの貸金は元金の多少に拘らず、向後一ヶ月五十兩一分の利息(年六分)を加へ、高百俵につき一ヶ年元金三兩づゝの年賦濟方とす。百俵以上以下共この割合たるべし。而して飯米代金の貸付は惣貸金高に合算し、又取越米の貸付は當夏張紙直段三十六兩の標準を以て金に換算し、五ヶ年以後の貸金高に加へ、濟方は本文の如くすべし。第五條 第七條

(ハ) 當五月御借米以後の貸付金は、金一兩につき一ヶ月銀六分の利息(年一割二分)を以て當冬の切米にて仕拂ふべし。若し多分の借金高にて、全部返済せば生活を維持し難き分は、分限に應じ返金高を定め、差支なきやう取計ふべし。第六條

(ニ) 新規貸の利子

(イ) 旗本御家人に對する貸金利息は、向後金一兩につき銀六分(年一割二分)とし、三季の借米切米渡の節勘定を立つべし。尤も貸付方は從來の通り相對すべし。札差料及び賣側は舊の如く請取るべく、借米切米渡の節、向後一切酒食等を

差出すべからず。第一條 第十條 第十一條

(ロ) 扶持方ある者に貸越す飯米の利米は、向後貸渡の月に限り、一人扶持一斗五升につき、從來の如く五合、翌月よりは二合たるべし。第七條 第八條

(三) 札差仲間の借入金

(イ) 札差仲間借入金を以て渡世せる者あるべし。若し元利返済滞りて、金主より出訴に及ぶとも、五ヶ年以前の借入金ならば訴訟を受理せず。五ヶ年以後の借入金ならば、札差より旗本御家人に貸付けたる金子の利子年賦の様子を參酌し、金高に應じて相對すべし。第九條

(ロ) 猿屋町の明地に貸付會所を設け、町年寄樽屋與左衛門の引請とし、公儀より下金をなし、又外町人に命じて差加金を出さしめ、札差仲間貸出金不足の時、右會所に願出でなば、貸付を爲すべし。但し、貸付方は天王町組片町組森田町組と、組合限りに金高を定め、連印にて借入證文を出さしめ、金子はその組行事より割渡す仕組にて、萬一右金子を自分用に遣捨つることあらば、組合一統より辨納すべし。第二條 第三條

寛政の改正は思切つた改正である。天明四年末までの貸借を一切帳消にして仕舞つた。この棄捐高は惣札差にて合計金百十八萬七千八百八兩三分と銀四匁六分五厘四毛といふ計算で、無論最初に貸付けた元金計りではなく利に利を加へてかゝる巨額となつたのであらうが、之を一時に帳消にされた札差共が愕然として驚いたのも無理はない。尤も札差自身にとつても、資本主から借出した金額に就ては、五ヶ年以前の分は訴訟不受理、五ヶ年以後の分は相對といふ特典を與へられて居るが、札差總體が金元から融通を受けてゐる者とも思はれず、旗本御家人に與へられた特典に比しては、如何にも輕少なものである。又猿屋町會所の貸付金といふものも、前記の仕法書では不明の點が多い。公儀の下金といひ、町人の差加金高といひ、その額が幾許であるか、利子や償還期限はどうであるか、河内守の申渡書に、公儀の下金は無利息二十ヶ年賦返納の積とある計りだ。古借の棄捐は過去の貸借關係の扶殺で意味は明瞭である。利子の引下も既に前例がある。猿屋町會所の貸出金に至つては、全然新規な現象で、而も會所の組織は未だ完全して居らない。町奉行の口から何々の積といふやうな詞

があつては、所詮聞く者の不安を免かれ得なかつたことは當然で、札差坂倉屋與惣兵衛外二十七名は、今度の改正にては到底家業相續出來兼候と訴へた位であるが、同月二十四日の申渡で右訴狀は願下とした。

二十四日の申渡は下金及び貸出金一件を稍明瞭ならしめた。即ち幕府の下金は二十萬兩で、その内一萬兩を御救として藏宿に下遣し、十ヶ年間据置き、十一年目より二十ヶ年賦返納とし、残り一萬兩は會所へ下げ、御勘定御用達並に外町人共よりの差加金と合し、札差共より借請出願の場合には、會所に於て事情調査の上貸渡すこととし、右御下金並に差加金は、年一割二分の利息で武家方へ貸出し、その内一分は會所諸入用に宛て、三分は世話料として札差共に下付し、御下金に對しては利金の中より五分を明年より二十ヶ年間會所に納めて元金返納濟とし、残り三分は會所に積置き貸付金中に加へたるが、右三分も渡世永續のため、五ヶ年間札差共に下付す、又差加金は一分の會所入用、三分の札差所得を除き、残り八分を金主へ渡すこととするを以て、難有相心得、商賣を勵めといふ意味でした。御勘定所御用達その他から差出した差加金は、何程であつたか遺憾ながら

不明ですが、兎に角幕府から今回の改正に對し、札差仲間に賠償的に融通をした金高は二萬兩でした。札差仲間は百十八萬兩といふ古借の棄捐、天明五年（一七八五）以後常夏に至るまでの貸金の利子の三分二減（從來は一割八分）に對し、二萬兩の融通金で満足したとは考へられぬ。

四

それから藏米取の旗本御家人に對しては、勝手向御救のため、藏宿借金の仕法を改正すと、冒頭を置いて、札差仲間に渡した仕法書中、第二條第三條を除いたものと、同意味の箇條を挙げ、前條の通り、借金棄捐、利下等を仰出された上は、一統猶更厚く相愼み、別して儉約を心掛くべしと結んだ觸書が、札差仲間に申渡のあつた九月十六日に出た。數代の借金で苦しめられた彼等にとつては、非常な恩典であつたには相違ないが、彼等は幕府が希望した如く、この恩典を徳として、爾後儉約を専らにするに至つたかといふと、案外その反對に出で、彼等の中この機を利用して、新借金を藏宿に申込む者が多かつた。甚しきは古借棄捐並に濟方等

の儀につき、藏宿と紛紜を起した者さへあつた。今度の仕法書は一見明瞭であるやうなもの、札旦那對藏宿の貸借關係は甚だ複雑で、天明四年迄に借用の分、天明五年以後に借用の分といふやうに、證文が二通りに區別されてゐるのではない。棄捐に屬すべき年代に、貸借關係を始め、天明五年以後即ち利子年六分の時代に至るまで、關係を連續し、その間若干金を返済し、若干金を借増し、或は證文を書替へる等、千差萬別であつて、札差側ですら疑議百出する。その度に、毎に本町の樽屋は役所に伺書を出す。役所では伺書に對して、何分の指令を與へる。その指令が數月後に模様變となつたものなどもあつて、大分混雜したらしい。

かゝる場合に、札旦那から金談を持たされても、藏宿の方では一向金子不手廻であるとして、之に應じないのは當然で、強いて依頼すれば、會所へ札旦那の借用手形を差出し、會所から貸付金を出して下さいと出願する。會所とて一々之に應ずる程の資金はない。中には前申した通り、不法の談判を持たむ札旦那すらあつた。されば本年冬切米の渡月は、平年に比すれば却て融通が澁滞し、新法に對する非難の聲は囂々として起つた。一體松平定信は非常に筆まめの人で

あつて、著述も多いが、その中に公自身の自叙傳ともいふべき書物―書名は謂れあつて申し兼ねる―に、藏宿は平常とて心よくは貸さぬものである、それに今度の改正を口實に貸出を承知せぬがため藏米取の面々は改正のために藏宿が貸出をしてくれぬ、この冬をどうして過し得ようと言ひ罵るのである、併し今はやゝ折合つて、去年の暮などは、之と言ふ事も聞かないとあります。こゝに今といふのは、本書執筆の時、勿論定信が寛政五年（一七九三）七月に辭職したその後のことと認めます。

定信は改正仕法を發布したその年の十一月に、懇々藏米取の心得違を戒め、己の勝手を申張り、不筋法外の儀を申掛くるに於ては、急度處分すべしとまで申渡して居るが、何分當時は藏宿側で金談を避ける傾向があつたので、自然札旦那側でも、辯才もあり且つ度胸の据つてゐる浪人を頼む、之が所謂藏宿師で、口舌で談判が調はなければ、亂暴な手段に訴へる。それが高じて浪人許りでなく、後には旗本御家人の隠居とか子弟とか歴々の身分の者まで加はることになり、遂に寛政七年五月、總札差九十六名連判を以て、北町奉行所に出訴し、その結果は町方

廻の同心が日々藏宿を巡廻することとなり、所謂歴々の身分ある者十数名評定所に於て取調を被り、翌八年七月を以て一件落著し、重追放以下それ〴〵處分を受けたが、之と同時に藏宿の手代で手鎖を申付けられた者が二名ある。その一名の申渡中に、札旦那と對談中に多葉粉を吸つたのは、不敬の致方不埒であるとの文句が見える。武士と町人との對談は難しいものだ。さりながら藏宿師は之で根絶となつたのではない。彼等は町方廻同心の巡見があるので、迂濶に藏宿に行くことは出来ぬ。そこで方面を變へて、旗本御家人の屋敷へ足繁く出入し、藏宿から差出す目録即ち勘定書の書様が悪いとか、計算が間違つて居るとか、色々の悪智慧を吹込んで、藏宿を虐める工夫をした。文化十四年（一八一七）に藏宿師捕縛の事あり、又文政八年（一八二五）十一月の觸書に藏宿師その他依頼を受くる者の不届は勿論依頼する者も亦不届である、畢竟貸借は相對の儀であるから、不承知を唱ふる者に強いて申談すべきではないと見えて居る位故、この弊は絶へずあつた。藏宿の方でも、銘々の店に對談方カウザンカマといつて口も腕も強い男がゐり、藏宿師と談判の衝に當つたさうです。

安永の條目帳は寛政の改正により、そのまゝにして置くことが出来ず、文政四年三月に本文又は末尾に數條を増し、同九年三月に再び數條を追加した。前節に擧げた八年十一月の觸書もその中に見えますが、これに就て札差仲間一同では(一)御高相應の儀は如何様にも御用辨を取計ひ實儀の御對談に及ぶこと(二)諸家方途中に於ての御用談又は銘々共の店へ通勤する召仕の私宅へ御立入の事は堅く御斷りいたし、諸事店にて御對談仕るべきこと、といふ二ヶ條を極めて居る。藏宿の店先で談判せず、通番頭の宅へ押掛けたり、或は彼等を料理茶屋、水茶屋などへ呼出して、下相談をする風が流行したと見える。その相談の正當なものでないことは言ふまでもない。寛政の改正で上下共に一旦引締つたが、定信の辭職後、定信の同僚即ち定信の主義方針を承繼いだ人々も追々退き、文化文政の所謂大御所様時代には定信時代の質素儉約の反動として華美驕奢の勢を成した。札差仲間が贅を盡したのは天明と文化文政の兩度である。藏宿の主人自身は品の良いところで歌俳諧能茶などに凝る、下劣な者は遊所通ひに浮身を饗し甚しきは博奕をする。旗本御家人は何れも借金の淵に陥つて、首も廻らぬ

始末である。文政元年札差扇谷定繼稱未詳が著した業要集上卷に、寛政の棄捐並に利下により武家方の手取金は、その年冬以來例年に比して多額になつたにも拘らず、なほ金子借請の事のみ申談せらるゝ、武家方も數多あつて、追々程なく御高借となつた、寛政改正以前は旗本中御大借の方としては數多くはなく、百俵以下には別して無借の分が多かつた、或は御小身御組付の方々の御用立金は、春夏には不足金が残つても、冬にはそれを仕拂つてまだ手取金がある、冬になつても不足が立つやうな御組付杯は、殆どないと言つても宜しい、それが今文化の末には無借の方は荒方ないと申す位で、年賦金のない分は、金高も三百俵高で二百八十五兩位、與力八十石高で百八十五兩位、三十俵二人扶持の御組付で二十六七兩位に上り、又扶持米取越も以前は六七ヶ月分であつたが、今は平均して十ヶ月餘一人にては十二三ヶ月より十八九ヶ月位の取越になつて居る、尤も文化の始めから餘程の間米相場下直にて、三十兩前後の張紙が度々あつたが、今文化の末に三十五兩以上の張紙になつてさへ借金高が減らぬ、この上又々米價下直とならば、武家方も取續き難く、札差も勘定立たず、雙方共に必死の場合に至るべしと

あるのは事情を穿つた説と思ふ。

大御所様といふ四字は幕末の人々には強い響を傳へる。彼等は文化文政時代を目して黄金時代のやうに言嘯すが、それは表面の華美に眩惑せられてゐるので、實は幕府の運命が坂を上りつめて、今や下り坂にならうとする分界點であつた。この運命を遮止めて、今一度享保寛政の治に復へさうとしたのが水野越前守忠邦で、天保十二年（一八四一）の末から同十四年へかけて斷乎たる改革を行つた。激烈な病氣に向つては、激烈な藥劑が要る。假令數年江戸市内が衰微の狀を示さうと、顧慮するところはないと明言する程、豪い勢で改革を行つた。之が所謂天保の改革で、改革は寛政同様多方面に亙つて居るが、株仲間の解放即ち營業の獨占を廢し、自由競争を許して物價を引下げやうとするのが、一大眼目であつて、札差仲間も天保十三年三月に於て仲間組合を止められて仕舞つた。

札差仲間の株數は享保九年（一七三九）許可の當時に百九枚と定められ、如何なる事情があつても、官許を経ざる限りは、勝手に人員を増すことは出来ぬ故に、新規に開業せんとせば、何人かの明珠を讓受けねばならぬ、其處で株料を生ずる。明

株を讓請ける時に、讓渡人に對して代金を支拂ふ譯で、天明八九年頃には五百兩程であつた。寛政改正につき、無利息一萬兩及び利付一萬兩人數割貸付金一人分二百兩餘の拜借で、その金額を株讓請人が引請けねばならぬために、當座は株式の望人が無かつたが、寛政の末頃には以上兩口の上納殘金を引請ける外に、百五十兩位を出すこととなり、文化の末には五百兩乃至六百兩に上つた。それから株料さへ出せば、何人でも札差になれるかと言ふと、さうではない。條目帳によると、他所の者へ決して讓つてはならぬ、仲間内の次男三男並に永年實體に勤めた手代へ、惣仲間得心の上讓渡すべく、仲間の中一人にても故障あらば讓渡す可からずとの規定であるが、之も後には破れて、他所の者を讓渡人の親類縁者と申立て、讓渡をした。尤も株讓渡の時は、請合人加判人を立て惣仲間へ對して請合證文を出し、又三町行司の連印で町奉行所に届出でその許可を得る必要がある。斯様に高價な株料も要らなくなり、株式讓渡の面倒な手續も不用となり、何人にも營業勝手次第といふ觸書が出たが、果して新規に開業する者が有つたか、卑見では恐らくは無かつたらうと思ふ。その次第は第一札旦那の數は年

々増して行くものでない。第二新に札旦那を引請くる時は、その依頼者の舊取引宿に對する負債は新引請宿に於て負擔せねばならぬ義務があるから、所詮新規開業の餘地はなかつたものと見て差支あるまい。

五

株仲間解放後、間もなく總札差から御改革の御趣意を奉戴するといふ理由の下に、成規利子の引下を申出でた。寛政の利子一ヶ月銀六分利を銀五分利に下げ、即ち一割二分を年一割と致しますと申立て、容易に聞届けられた。それから従來の借金に就ては、同年八月四日惣札差に對し、寛政度の振合を以て棄捐をも仰出さるべきであるが、右の仕法にては、身上取續き難き者もあるべく、従來數回公儀に對し、出金せるのみならず、この度の改革の御趣意を奉じて、利下をも致したるにつき、棄捐の沙汰は中止し、猿屋町會所にて大借の藏米取に貸下金をなし、右貸下金を以て札差共へ借財を返済せしむるに決したれば、札差共に於ても御仁惠の程を厚く相辨へ、年來（ウツク）倭向（ウツク）○向倭と書けるもあり、若干の米金を年賦にて返却するの義なり等に相成り

居る分は、無利息永年賦等とし、その外總て旗本御家人の面々取續方差支なきやう取計ふべしとの申渡があつた。

藏米取にて大借ある者に、猿屋町會所で貸下金をする仕方は、同日大目付へ渡した觸書に見えて居る。藏米取の面々數代の借金に難儀し、自然藝術の心掛も行届かず、武器の嗜も等閑なるやの聞あるを以て、今度永續の御手當として、猿屋町會所にて利安の貸付を爲し下さる御救の筋なれば、無利息にも仰出さるべきであるが、さすれば只一事の御救ひに止り、永久多人數の御救とはなり難し、尤も利金は公義の御用途に宛てらるゝにあらず、全く御救筋の手廣に行渡るためなりと心得、大借の者は右利安の御貸金を借請け、札差に借財を返済し、彌々質素儉約を守り、勝手向を取直すべし、利金は年七分二十五ヶ年貸据、二十六ヶ年目に棄捐とすべし、銘々組支配の内に借請を申出づる者あらば、本人の行狀持高借財高等を取調べ、頭支配より勘定奉行へ届出づべしとある。要するに二十五ヶ年間七分宛を上納すれば、貸下の元金は帳消となるといふ仕組です。この貸付は何程まで實際に行はれたか知らぬけれども、兎に角翌年十二月には廢止となつて

ゐます。

寛政以後の猿屋町會所の營業狀態に就ては、一向判然いたしませぬが、天保十四年閏九月の貸附高取調書によると、(一)寛政享和の度御下金の分といふもの、金三萬千二百二十六兩二分と銀九分八厘八毛、(二)文政度以來御代官その外廻金といふもの、金五萬千九百十七兩と銀七匁九分三厘、(三)遣拂金の内より立替貸附候分といふもの、金三十兩惣貸付金高金八萬三千七百七十三兩二分と銀八匁九分一厘八毛とある。さうして(一)の内で金二千四百八十五兩二分と銀一匁七分六厘八毛武家貸の分とあるのを除けば、その他は總て札差貸で、(一)(二)の中には利子年八分と六分との二種、(三)は全部年六分の利子とある。武家貸の分といふのは、先年武家直貸致し候節の返納殘金とばかりあつて、何時のものとも解らない。或は去年八月の改革による貸付金かとも考へらるゝが、それにしては利息が合ひませぬ。

天保十三年八月四日の申渡により、札差仲間では評議の上、十月に仕法書を作り、猿屋町會所に差出したところ、該書類は町奉行遠山左衛門尉景元の手で一應

取調べた後勘定奉行との交渉となり、年を越えても許否の指令が下らぬさうかうする間に馬喰町御用屋敷貸付金半高棄捐半高無利息年割上納の觸書が發布せられた。之は翌十四年四月のことで、馬喰町御用屋敷貸付金とは凡そ領分知行を有する大名旗本への貸付金で、俗に郡代金と申し、經濟史上充分研究の價値ある一題目です。斯様な觸書が出ては、札差仲間でも旗本御家人の取績方につき、右に準じ從來より一層寛大なる方法を取らねばならぬ羽目となり、實際町奉行鳥居甲斐守忠耀から説諭もあつた。仍て九月二十七日付で惣仲間九十一名連名の願書を上り、(一)天保八年十二月中までに安利年賦の證文となつて居る分は、残らず無利息として、右向俵は高百俵につき五俵又は金二兩を最高とし、之より以下の濟方にて約束ある分は、從來の濟方高より更に二割減とす、(二)天保九年より同十三年春借米までの安利年賦の分は五十兩下げ、即ち五十兩一分の利息は百兩一分、百兩一分の分は百五十兩一分とし、この濟方は二割減とす。例へば十俵返却のところは二俵を減じ、五兩返却のところは一兩を減ず、(三)扶持方の利米は初月一人扶持につき五合を改めて三合とし、翌月よりは從來の如く二合と

すと申立てた。町奉行勘定奉行は之に同意を表し、彼等申立の趣頗る神妙なるにより、願の通り申付け、且つ猿屋町會所の貸付金六分八分の二通りあるを、六分と一定せば、彼等に於ても御仁恤の程を難有相心得、愈々渡世を大切に勵むに至らんと、の添書を附けて、老中土井大炊頭利位の手許まで差出した。

惣札差の願書と町奉行勘定奉行の添書とは、如何なる詮義を經たか不明ですが、願書の出た翌月閏九月に越前守は既に辭職し、越前守と同僚でありながら、彼の政策に反對した土井大炊頭が權を握つて居つた。さすれば大炊頭の内閣で可決した十二月十四日發布の札差貸金仕法書は、全く之と相違し、新古を問はず、無利息年賦濟——大體に於ては二十ヶ年賦を標準として年賦濟を命じた。

- 此度札差共貸金御主法替被仰出候に付、御旗本御家人へ貸金は、新古の無差別、當冬御切米渡證文書替の節を限、無利息年賦濟可相心得事、
- 一 右年賦濟方は百匁に付、當借百兩以上は一ヶ年金五兩つゝ、同百兩以下は元金高の五分を以、濟方可致、且年賦金の分は百匁に付別段金一兩二分つゝの割合を以、三季御切米御借米の節に濟方勘定可相立事、
 - 一 御扶持方米是迄貸越候分は、當冬張紙直段三十六兩の積を以、金に直し、當十月を限、貸金に結び勘定可致事、

- 一 右に付ては猿屋町會所御下ヶ金之義も、前書割合に應し、無利息年賦納可被成下候、且向後御下ヶ金の義は、却て是迄之通可相心得事、
 - 一 猿屋町會所にて御旗本御家人へ利安御貸付の義は、差支の筋も有之哉に相聞候間、以來御貸付相止、尤是迄御貸渡有之分は、札差共より用立金に一東にいたし、百匁に付金五兩宛の割合を以、無利息年賦納に被仰付候事、
- 右の通被仰出候間、其旨相心得、銘々分限を守、不愼の義無之様可致者也、

卯十二月

觸書全文を掲げたのは、意味の解しかれる點があるから、新古の貸金を總て無利息年賦濟としたことは、第一條にあるが、本年以後の貸金は依然銀五分利であつたか、勿論左様あらうとは思へど、この觸書には記載してない。第二條の半頃に年賦金の分とあるのは何を指すか、從來既に年賦納の約束を結んで居る分といふ事らしいが、聊か明瞭を闕いてゐる。第三條に既往の扶持米貸越に對する處分方はあつても、將來の貸越米の利子はどうなつたか記載がない。第五條に猿屋町會所の武家方利安貸付金は、札差用立金と一緒にするとあるが、その年賦金を請取つてから、どう會所と札差との間に分配するか、疑ひ出せば際限がない。本令發布の當時、疑はしき所は猿屋町會所へ出頭して、委細聞糺せとある位であつた。寛政の改正の時には會所へ差出した何書や指し令書が残つて居るので、研究することも出来るが、天保の改革に就ては、自分の

札 差

搜索し得た史料が不充分で、判然せぬ點が多い。

札差の驚愕は察するに難からぬ。本年冬までの貸金は一切利息が取れず、元金は二十年賦返濟故從來の利率からいへば年賦額は元金の利息にも足らぬのに、これに對して札差仲間と與へられた特權は、猿屋町會所貸付金を無利息としたのみである。彼等の半數計りが相率ゐて店頭を閉して仕舞つたのも無理とは云へぬ。幕府でも大に驚いて、同月二十二日に御勘定所御用達川村傳右衛門外八人、町方御用達仙波太郎兵衛外四人、町方御用達並一人に命じ、至急札差業を營めと申渡し、同時に札差仲間の主だちたる者四名に、同業者間互に資金を融通すべしと諭し、同二十四日には、札差一統を猿屋町會所に召し、二萬兩の貸下金をなし、利息は一年五分にて明年春より三季に納め、元金は六ヶ年目申年(嘉永元年)に上納すべく、右貸下金を以て家業を取續け、札旦那の御用を辨ずべしと申渡した。之で閉店者四十九名中三十八名は店を開けることゝなつたが、一方新規開業を命ぜられた川村傳右衛門等は、第一に仕事は不熟であるし、御藏前に適當な店を構へようとしても、急に空屋を得ることも出來ず、從來の札差仲間からは助

合金として一萬兩を借りられ、傳右衛門等十五人中、十人は間もなく札差御免願を出して、許可を得ました。

株仲間は嘉永四年三月に再興となり、札差仲間は舊の如く株仲間となり、同年十一月に名前帳を町奉行所に提出して居りますが、之によると天王町組三十二人、片町組三十五人、森田町組三十四人、合計百一人で、人數は大した異同がない。その翌月例の六ヶ條の定書に追加を加へ、御用立米金利息は天保十三年改定の如く一ヶ月銀五分利として、貸越米利米は前々の通り一人扶持につき初月五合、翌月より二合づゝとする旨を記入して居る。株仲間再興當時の觸書には、諸事丑年(天保十二年)以前の通りと心得べしとあつたが、貸金の利息だけは天保改革當時の制定を襲用したものと見えます。

再興以後の札差業は決して舊時のやうな盛大なものではなかつた。株料なども著しく下つたといふことです。徳川氏が大政を奉還してから札差の業務は自然消滅となり、旗本御家人に對する貸金は貸倒れて一文も取れぬのみか、彼等は却て舊來の緣故を口實にして、盛に押借に來る當時の言葉で押込おしこ即ち今の

強盜が流行し、藏宿に闖入して金錢を強奪する。加之明治元年十二月十二日の大火で、藏前一帯は焼失する。時勢とはいへ重々の不幸で、札差仲間は、大抵没落して仕舞つた。昔の札差仲間、現存して居らるゝのは、坂倉屋清兵衛、坂井氏、伊勢屋四郎兵衛、青地氏、十一屋善八、大谷氏位のものでせう。

札差のことは、淺草福富町肝煎名主又次郎、同所茅町一丁目肝煎名主初藏、後見彌兵衛の連名で、文化十二年十一月に町奉行に差出した御藏前札差起立書といふのが、一番簡單で要領を得て居る。之は帝國圖書館の舊幕府引繼本撰要集の中にある。その次は扇谷定繼の著した札差業要集三冊で、之は札差事略の抜萃である。札差事略は享保以來の札差仲間の書類を分類集成したもので、文化十四年に出来上り、合計三十八冊ある。この中御藏前・御藏前・御藏前・御藏前・御藏前といふ分だけ十二冊は、法科大學の法制史研究室にあるが、その他はまだ發見しませぬ。當時百三十三兩二分と銀八匁二分を費して七部作つたといふことですから、必ず何所かにあるだらうと、精々搜索中です。この外惣札差株帳(安永七年)、惣札差共組合名前(天明八年)、御藏前札差家業名題帳(嘉永四年)札差條目帳(嘉永六年)等は、皆舊幕府引繼本中であつて、いづれも當時の原本です。なほ引繼本中に諸色調類集といふ一部三十一冊の帳面があつて、札差改

革の部が二冊あるが、天保度の改革が全然解るといふ程、完全のものでないのは遺憾です。

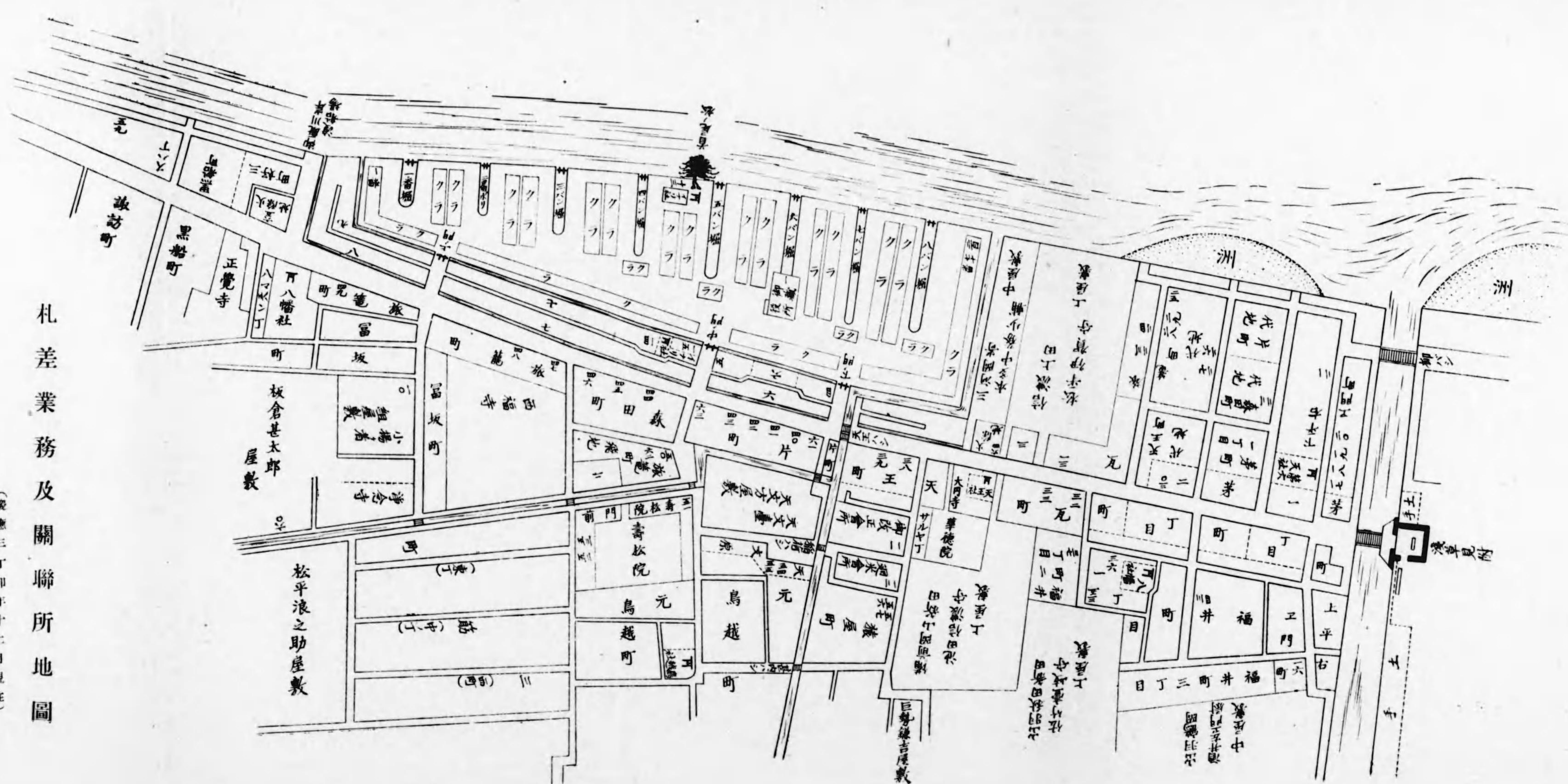
三田學會雜誌第九卷第八、九號所載 大正四年八、九月

札差 雜考

其一 札差の人名及び株數

本圖は舊札差和泉屋多七氏(細谷氏)の調製にかゝる。題して「札差業務所及關聯所地圖慶應三丁卯年十二月現在」といひ、大正四年三月同氏から東京高等商業學校即ち今の東京商科大学に寄贈せられた。こゝに掲げたのは原圖の三分の二の大きさで、原圖の左端にある索引表は行毎にある縦の罫線を省いて別紙に印刷に附した。

札差については古く三田學會雜誌第九卷八號及び九號に小論文を載せて置きましたから、大要はそれで御承知を願ひます。一口にいへば、札差は江戸幕府の旗下御家人中藏米取の者共のために代理として藏米を請取り、又之を賣拂つ



札差業務及關聯所地圖

(慶應三丁卯年十二月現在)

本圖索引表

一 御藏役所	二 富之助	同 久右衛門
書替奉行役宅	三 伊勢屋彌太郎	同 万次郎
二 吉岡榮之助	同 彌吉	伊勢屋平左衛門
三 垣屋義輔	六 二上總屋源七	同 加右衛門
御藏奉行役宅	元 同 源三郎	同 旅籠町 <small>(南元町)</small>
四 花田武兵衛	元 二利倉屋八右衛門	四 南坂倉屋助次
五 松村銈之允	同 茅町貳丁目	四 南伊勢屋市郎右衛門
六 御藏手代自宅	三 坂倉屋清兵衛	四 北坂倉屋喜右衛門
七 同	同 米次郎	同 藤左衛門
八 同	同 瓦町	同 旅籠町飛地 <small>(新旅籠町)</small>
九 同	三 青地四郎左衛門	五 伊勢屋四郎兵衛
一〇 小揚ヶ者役宅	伊勢屋總右衛門	同 壽松院門前 <small>(老松町)</small>
二 御改正會所	伊勢屋惣次郎	五 坂倉屋長左衛門
三 廻米會所	小玉屋權左衛門	五 坂倉屋治兵衛
三 櫻ノ森稻荷社	大和屋與兵衛	五 森村屋長左衛門
四 矢ノ倉稻荷社	井筒屋八郎右衛門	同 和三郎
五 札差行事詰所	同 義兵衛	同 天文原 <small>(福富町)</small>
淺草平右衛門町 <small>(上)</small>	同 三右衛門	五 近江屋三郎兵衛
一六 伊勢屋嘉兵衛	同 庄兵衛	五 坂倉屋作兵衛
同 平右衛門町 <small>(下)</small>	同 福井町壹丁目	同 嘉兵衛
一七 鹿嶋屋利右衛門	四 山田屋金右衛門	同 猿屋町
同 利助	五 松坂屋市右衛門	五 松屋佐吉
一八 下野屋鐵吉	五 伊勢屋市右衛門	同 傳之助
同 十右衛門	同 同町貳丁目	五 大口屋彌右衛門
一九 鹿嶋屋清兵衛	三 笠倉屋彌七	同 猪三郎
同 清助	同 天王町	同 八幡町
同 清三郎	三 和泉屋源兵衛	五 泉屋茂右衛門
同 貢吉	同 權太郎	同 諏訪町
二〇 坂倉屋平吉	同 多七	五 泉屋甚左衛門
同 由次郎	元 和泉屋喜平次	同 新堀端 <small>(榮久町)</small>
二 伊勢屋三郎右衛門	同 喜四郎	六 坂倉屋文六
同 森田町代地 <small>(新森田町)</small>	同 才兵衛	
三 十一屋善八	同 片町	六 札差附賣方詰所
同 旅籠町代地	四 坂倉屋万右衛門	六 料理店誰ヶ袖
(旅籠町 <small>(二丁目)</small>)	四 伊勢屋幾次郎	六 水茶屋片岡
三 一伊勢屋彌兵衛	三 坂倉屋仁右衛門	六 火除地
四 一永岡屋勝左衛門	三 坂倉屋七郎兵衛	六 水茶屋高砂屋
三 二笠倉屋喜右衛門	同 森田町	六 同 福本
三 二伊勢屋清左衛門	四 伊勢屋清七	六 同 植木屋
同 嘉左衛門	五 伊勢屋四郎次郎	

大正四年參月

和泉屋細谷多七誌

て遣るのが本業で、収入としては依頼者即ち札旦那から手数料を徴収したに過ぎなかつたのですが、何時しか請取るべき藏米を擔保として金銀を融通し、利息を取ることとなり、之によつて頗る富貴の生活を營むに至つた。丁度大阪の掛屋が大名の藏物の賣拂代金を預るのが本職で、それから一步進んで大名に貸金をしたのと同様で、札差と掛屋とは江戸時代東西に於ける武家の金融機關であつたのです。

幕府の米藏は初期には方々にあつたが、それが取崩されて本所と淺草との二ヶ所に集合した。本所の御藏は先年の大震災に稀有の慘事を演じた被服廠の敷地にあつたもので、俗に之を御竹藏といふのは、元來竹木の倉庫であつたからである。淺草の御藏は大震災前の高等工業學校淺草地方專賣局及び東京電燈會社の敷地を含み、總坪數三萬六千六百四十八坪三合、創建は元和六年で、寛政弘化兩度の建増によつて、こゝに六十七棟三百五十四戸前の米藏が建つてゐた。隅田川の水を引いて堀を穿ち、北から一番堀、二番堀と數へて八番堀に至るまで、都合八筋の堀があつたが、今は堀幅を縮め、又僅に昔時の面影を偲び得た六戸前

の米藏も大震災で潰れて仕舞つた。

斯様に幕府の米藏は二ヶ所にあつたが、何といつても淺草の方が主で、藏米給與の手續は總て此所で取扱ひ、本所はいはゞ淺草の出張所であつて、單に藏出をするだけであつた。従つて札差業を營むものは皆淺草御藏の附近即ち引括めて御藏前御宇を省いて單に藏前ともいふと稱する地に店舗を構へた。その町名を列擧すれば、淺草茅町・同所瓦町・同所天王町・同所大圓寺門前・同所片町・淺草森田町・同所元旅籠町・壹丁目・同所同町・貳丁目・同所猿屋町・同所三好町・同所大護院門前となる。この地圖には茅町を一丁目二丁目に分けてありますが、正確に言へば勿論さう言はねばなりませぬ。それと反對に地圖に單に旅籠町とあけてあるところは、正しくいへば森田町のつゞきが元旅籠町一丁目、そのつゞきが同二丁目、最初は單に旅籠町一・二丁目と稱へたところ、新旅籠町が出来てから元の字をつけたものに相違ない。また大圓寺門前といふのは俗に天王といふ場所、大護院門前といふのは旅籠町の八幡社の別當を大護院といひ、その門前の意味で、俗に八幡町といふ場所を指すのである。なほ本圖によつて平右衛門町・福井

町・壽松院門前・天文原・新堀端・諏訪町等に札差が住んでゐたことが分りますが、是等の場所は實は御藏前とはいへない。要するに御藏前の札差といふのは大體の話です。

一方には札旦那のために米金を請取る札差仲間が御藏前に店を列ねてゐれば、一方には御藏を保管し、米金の支拂に携はる幕府の役人やその配下の人々が可成多數ゐて、彼等の執務する役所や住宅が、また御藏の構内或はその附近にある。今本圖記號の順序に従ひ、その方から説明を加へて見よう。

(一)御藏役所 中の門を入つて右下の門を入つて左にある役所で、御藏奉行以下日々出勤して事務に執掌する。

(二)吉岡榮之助

(三)(三)は書替奉行の役宅で、前者は新堀端の東岸、後者は瓦

(三)垣屋義輔

町の東側にありますが、(三)は最初天王町にあつて(三)と並

び享保年間類焼して猿屋町の西に移り、天明年間また類焼して現在の場所へ移つた。書替奉行は一に御切米手形改といふ位で、藏米請取手形を改めて裏印を加へ、それを御藏奉行が請取つて表記の米を排出するのですから、言はゞ旗本御家

人が差出す請求書の正確なことを證明する役廻りです。勘定奉行の支配で、役料二百俵を給せらる。慶應四年出版の大成武鑑(出雲寺版)に吉岡垣屋兩名の氏名が出てゐるが、武鑑には義輔となく、儀輔とある。配下に手代が九人宛りて、役宅内の長屋に住んでゐた。

(四)花田武兵衛

(四)(五)は御藏奉行の役宅で下の門に向つて左側が(四)、中

(五)松村銚之允

の門に向つて右側が(五)です。勘定奉行支配、役料二百俵

を賜はることは書替奉行と同斷である。仕事は藏出米の出納保管、御藏の營繕監督等であつて、慶應四年の武鑑には御藏奉行として七人の氏名を載せてゐますが、この定員は文政八年九月の改正で定まつたもので、それ以前には度々定員に變更があつた。七人になつてから二人は淺草御藏外に二百坪宛の役宅を五人は本所御藏内に三百坪宛の役宅を有して居つたと、吏徴上巻にある。慶應四年の武鑑には七名中二名は頭書に淺草御役屋敷、三名は本所御役屋敷とあるが、残り一名は淺草天王橋、他の一名は下谷二長町とあつて、雙方共本人の住宅らしく見える。

(六)(七)(八)(九)御藏手代自宅 下の門から北へ御藏に沿うて御藏手代の住宅がある。慶應四年の武鑑に御藏手代は定員五十四人、内組頭七人、内助手代二十七人とあつて、助手代は五十四人中へ入るやうですが、吏徴別録を見ると五十四人の外にあるやうです。兎に角定員は時代に從ひ色々變更があつた。手代の仕事は藏出米を計算し、割札を作ること、端米を渡し、割札の一片を切落すこと、御門搬出米の切手に檢印を加ふること等です。

(一〇)小揚ヶ者役宅 船積の米を陸揚げする人夫の總名で、頭杖突平ツツキヒラ小揚コアガの三つに分れる。寛政二年以來定員二百四十四人と、吏徴別録にあるが、武鑑には二百人と出てゐます。

(二)御改正會所 猿屋町所在の御改正會所は初め御貸附會所と呼び、寛政元年十二月落成、間口二十間、奥行二十五間、町奉行所掛りである。この歳の九月、老中松平定信が札差仲間を下した一大鐵鎚は、史上に著名な事實で、今更細説を要せぬことゝ信じますが、要するに旗本御家人累代の負債を解除せんがために、天明四年以前の貸附金を全部棄捐とし、天明五年以後の貸附金及び新規貸附金の利

子をそれ〴〵低下せしめたので、旗本御家人にとつては甚だ歓迎すべき改正であると同時に、札差仲間にとつては頗る苦痛であつた。そこで札差仲間の苦痛の幾分を和げ、彼等が圓満に貸附を行ふやうに、猿屋町の明地に新に御貸附會所を作り、幕府の下附金と外町人の差加金とを合し、札差仲間が札旦那に貸出す金の不手廻な場合、會所に出願すれば、この金の内から融通してやるといふ趣向を立てた。つまり札差仲間の銀行を建て、やつた。さうしてこの會所が出来てから、會所で取扱つた種々の貸附金については、随分興味のある史實もあります。が、委しいことは、札差事略御改正の部卷十七より同廿一に至る五冊に譲つて、こゝには略します。

(三)廻米會所 正しくいへば御廻米納會所で、寛政六年二月建置、御勘定所掛りである。猿屋町火除地ヒヨケチの内にて表間口九間、裏幅九間四尺、裏行東方廿五間四尺、西方廿二間餘といふ。諸國から廻送して來る年貢米を、この會所が検査した上で御藏に收納する。廻米の外に町方から米を買入れる場合もないではない。御藏の在米が藏出米に比して不足を生ずる場合、又市中の米價調節を目的とし

て買上米を行ふ場合があつた。文政末年淺草本所御藏總納高三十八萬六千五百石餘、内二萬六百石買納分、また弘化四年閏四月廿九日、淺草本所御藏在高三十四萬七千五百六十八石二斗八升八合餘といふ數字があります。

(三)櫻ノ森稻荷社 名木首尾松の傍にある。

(四)矢ノ倉稻荷社 享保頃濱町矢ノ倉にあつた御藏を淺草に移すに際し、その鎮守をも併せて今の地に移したといふ。

(五)札差行事詰所 矢ノ倉稻荷の別當を福昌院といふ。札差仲間は、その奥座敷を借りて仲間の寄合や行事の寄合に使用してゐた。文化十二年の書類に寄合座々料金六十兩とあるから、まだ當時は座料を出して福昌院の座敷を借りてゐたに相違ない。従つて中の門外福昌院の前に新築して之を中の口會所又は札差會所と稱ふるに至つたのは、文化十三年以後であることだけは明白であるが、まだ何年といふことは判然せぬ。

(六)以下(六)に於て、細谷氏は慶應三年十二月現在の札差仲間の住所屋號名前を擧げてゐられますが、一番號の下に二名三名の屋號名前を記された分も相應に

あつて番號數は四十五ですが、人名は七十四名に達してゐます。この番號數即ち家數と人名即ち株數との相違については後文に説明を加へませう。

札差業者は享保八年から再三仲間公認即ち株許可を願出でたといふが、本文の現存してゐるのは享保九年五月十一日附を以て、南町奉行大岡越前守忠相宛に差出した願書で、署名者は百九人ある。之に對し町奉行勘定奉行合議の上老中へ伺を立て、その指圖により願人一同を南町奉行所内寄合へ召し、北町奉行諏訪美濃守頼篤立會の上、越前守忠相から札差株許可の旨を申渡したのは享保九年七月廿一日で、彼等は即日右申渡に對し請書を上つた。

最初に株を得たのは百九人で、仲間では之を起立人と呼んでゐる。その住所屋號名前は仲間の書類は勿論、仲間以外の書類例へば享保撰要類集九ノ上正事集十九等にも見えてゐる。それ等によると片町組が吉田屋喜兵衛から庄内屋久兵衛まで三十一人、森田町組が坂倉屋長兵衛から上總屋五郎右衛門まで四十七人、天王町組が大口屋治左衛門から大口屋源七まで三十一人、計百九人となるのである。

百九人を三組に分けることは、五月の願書の一節に見え、その文句を殆どそのまま、七月の申渡中に用ひてゐます。

淺草御藏前札差宿之儀、外之者札差宿不致候様に仕、組合を定、札差宿仕度候。然におゐては願人百九人の者、片町組、天王町組、森田町組、三組に分け、常々行事組合五人宛相勤、三丁にて拾五人宛、月代りに行事相勤、月々御扶持方、三季御切米御藏之出米直段相改め、行事共方にて張紙致置、少も相違無之様に可致吟味候。……

三組に分けることは、豫定の計畫であつたのですが、三組の順序は願書及び申渡には片町組、天王町組、森田町組とあり、七月廿一日の請書及び八月の町觸には片町組、森田町組、天王町組の順序に住所屋號名前を記し、又元治二乙丑年四月再版とある兩面の摺物によると、その一面を天王町組、片町組、森田町組と横に三段に分け、毎町組を一番組から六番組まで縦に六行に分けて、札差の屋號名前が記してある(他の一面には御藏御場所見廻組合割附を記す)。さすれば三町組の順序、どの町組を先とし、どの町組を後にするといふやうな仕來は、決して無かつたも

のと考へられます。

札差仲間の町組別は大體の方角によつたゞけで、片町組の札差必ずしも片町に住したといふのではない。森田町組・天王町組の札差も右同斷である。試みに百九人の住町を調べて見ると、片町組は片町外九ヶ町に、森田町組は森田町外六ヶ町に、天王町組は天王町外五ヶ町に散居して居つた。

札差百九人を往々百九軒といふ人もあるやうであるが、それは間違である。人數と家數とは最初から一致してゐない。二男三男支配人、手代等の名前を書出して株を得て置いたからである。文政七年の調査によると、家持五十五人、店借二十四人、同居十七人、計九十六人とある。同居といふからには、株は所持してゐるが、獨立に店を構へてゐる者ではない。家持にせよ、店借にせよ、兎に角店を持つてゐる札差の家に同居してゐた譯である。索引表に於ける家數と人數との相違は之によつて明白となつたと思ふ。

札差仲間に條目帳と題する帳簿がある。仲間の遵守すべき規約を認め、最後に當時の仲間が一同署名連判をしてゐる帳面で、第一回の條目帳は享保九年(一

住町	片町組	森田町組	天王町組
御藏前片町	八	一	
御藏前森田町		二	
旅籠町一丁目	一	一	
旅籠町二丁目	三	二	
新旅籠町	三	九	
御藏前天王町			七
瓦町	二	一	一
茅町一丁目			三
同二丁目	一		二
平右衛門町	三		一
猿屋町	二		二
福富町	一		六
諏訪町	七		
黒船町		一	
計	三一	四七	三一

七二四)七月で連判の人員百九人、第二回が寛保三年(一七四三)正月で百人、第三回が明和二年(一七六五)四月で九十七人、第四回が安永七年(一七七八)正月で九十六人、第五回が文政四年(一八二二)三月で同じく九十六人、第六回が文政九年(一八二六)二月で同じく九十六人、第七回が嘉永五年(一八五三)四月で百一人ある。條目帳は以上七回限りであるが、その後の人員は、元治二年四月再版の兩面摺によると、嘉永同様百一人あるが、それから滿三年たゞぬ中に、細谷氏の索引表に従へば七十四人に減じて仕舞つたのである。

株は親から子に傳へるのが順當であるが、時として親類縁者又は支配人手代に譲ることもあり、親類縁者と稱して他人に譲渡すこともある。併し是等は名義人の屋號名前を變へるだけで、株の總數に於ては何等の異動を生じない。殊に親子譲の場合に於ては、代々同名で通すのが通例である。株數の減ずるのは上り株となつた場合に限ると言はねばならぬ。上り株といふのは、駈落又は犯罪によつて町奉行所に取上げられた株式をいふ。享保から寛保までに上り株が九つある。その中駈落によつたものが七つ、残り二つは犯罪事實によつたもので、殊に寛保三年の若松屋利右衛門一件の如きは稀有な例で、彼は享保八九兩年仲間から世話役を依頼せられた位の人物であるが、當時の頼證文を改竄し、それを證據として引續き仲間の總世話役に任命してくれろと出願し、結局謀書の罪に落ちて、寛保三年四月十二日小塚原で獄門に處せられた。第二回の條目帳は寛保三年正月のものではあるが、若松屋は當時取調中であつたため、連判の中になく、署名人は合計で百人となつて居る。その後延享二年、寶曆七年、明和二年に各一名の駈落人があつたため、第三回の條目帳は九十七人となり、それから安

永六年十月井筒屋甚三郎が休株となつたので、第四回の條目帳は九十六人となつてゐる。休株といふのは商賣の都合により戸を閉ぢて休業して居るので、仲間の負擔する入用割から省かれる代り、行事にもなれず、札差總連判にも預れない。併し株が無くなつたといふ譯ではないから、機會を待つて再び開業することもあり、又そのまゝ他へ譲渡してしまふこともある。第四回の條目帳には九十六人の名前を擧げてあるが、實をいへば株數は九十七で、その中井筒屋甚三郎の分が休株となつてゐたので、その株は天明元年伊勢屋七兵衛が讓請け、九十七人となつたところ、寛政元年また上り株が一株あつたため、第五回及び第六回の條目帳には九十六人となつてゐる。

享保以來寛政までに上り株となつたものが合計十三あるが、この上り株を仲間へ下げてやらうといふ内命が、明和五年三月にあつた。尤も當時は上り株が十二であつたが、仲間にとつて甚だ結構な話故、悦んで之を承諾し、冥加として金三百兩を五ヶ年賦に上納しようとして申立てたが、その後何の沙汰もなく、明和七年十月に至つて冥加金増額の諭旨を蒙つた。よつて仲間から冥加金を八百兩に

増し千二百兩に増し更に改めて毎年百二十兩宛無期限上納と申立てたが遂に取上とならず上り株はそのまゝになつた。それから天保七年になつて株取放の命を受けたものが五人ある。中にも松屋佐吉は本所番場に能舞臺を拵へ町人の身分を顧みず不届至極につき又伊勢屋伊兵衛同忠兵衛は博奕のため入牢につき札差御取放といふのですから之は上り株と見るのが當然です。尤もこの以前上り株となるべきものが仲間の出願により養父並に子供へ下げられたり一旦仲間へ預けられ所謂仲間持株一に釣株となりその後然るべき希望者へ譲られた例は若干あるが是等は將に上り株とならんとする際に起ることである。既に一旦上り株となれば再交付の難しいことは前掲の記事で明瞭であるがそれにも拘らず松屋佐吉外四名は弘化三年閏五月及び十一月を以て赦免となり再び札差業を營むを得た。これは天保十二年の株仲間解放令により株は廢止となりたゞ營業のみが残つたのみか後文に説くやうな事情で札差宿の一人でも多からんことを官邊で希望した時代故都合よく再び開業し得たのであらう。

天保十二年十二月の株仲間解放令は菱垣廻船積問屋に限るといふやうな誤解があつたため翌十三年三月幕府は重ねて諸株諸仲間の廢止を令し札差共が町奉行所に差出して置いた株帳條目帳等は總て印形を抹殺して仕舞つた。これで札差株は名實共に失はれたが新に札差業を營む者は一人もない。札差業は新に營まうとしても所詮出來ぬ業務である。在來の札差は依然親睦して規律を保ち月行事場所行事といふものは無くなつたが當番或は世話役の名稱を以てその勤務を代行した。併し札差業者は單に株を失つたゞけでは濟まなかつた。彼等は改革の趣旨を賛し向後貸附金の利子を年一割二分から一割に減じたのみならず更に從來の貸附金に對し利子の引下及び年賦高の減額を數字を以て示し特に天保八年十二月以前の貸附金を無利息とする旨を申立てた。然るにこの仕法書は幕府の嘉納する所とならず天保十四年十二月十四日に至り突如として貸附金は新古の差別なく無利息年賦濟となすべき旨を令せられたので札差業者間に大恐慌を惹起し表戸を閉して休業を表明するもの四十九名の多きに及んだ。幕府は大いに驚き同月廿二日勘定所御用達川村傳左衛門

外八人、町方御用達仙波太郎兵衛外四人、町方御用達竝染谷次助、合計十五名に命じて急に札差業を営ましめ、次で御改正會所に金二萬兩を貸下げ、之に仲間助合金一萬兩を加へ、札差業者に貸附け、舊の如く家業を營めと諭したので、四十九名中三十八名だけ再び店を開けることゝなつた。新規札差は業務には不慣であるし、店舗を構へやうとしても急に然るべき家屋を得ることも出来ず、十五人中十名まで御免願を出し、弘化元年十二月開届となつた。

嘉永四年三月株仲間が再興された時、株帳に捺印した札差は天王町組三十二人、片町組三十五人、森田町組三十四人、計百一人である。在來の九十六人へ新規札差中營業を持続したものの五人を加へれば、百一人となり、元治二年四月の仲間人員もやはり百一人である。然るに細谷氏の索引表に従へば、慶應三年十二月には僅に七十四人外ない。元治二年四月に至り慶應元年と改元した。慶應元年四月から慶應三年十二月までは僅に二年八ヶ月である。二年八ヶ月の間に二十七人の札差を減じたとすれば頗る異様である。元治二年の兩面摺は出版

物で、一面には町組及び番組によつて札差仲間の屋號名前を記し、一面には御藏御場所見廻の組合(一番組から九番組まで)によつて仲間の苗字名前善提寺を記してある。之を疑ふ餘地はない。又細谷氏は御自身多年札差を勤められ、仲間の店舗の位置を一々圖上に記入された位であるから、本圖索引表の記事に疑を挟む餘地はない。史料は雙方正確であり、而も札差の員數に於て二十七人の相違あることを如何に解釋すべきか。結局自分は享保度に許可された百九人につき一人一人その持株の移動を調査することに決した。勞多しと雖も、之より外に方法がないと信じたからである。

自分は先づ享保度の札差仲間人名表につき、享保以來上り株となつた十三株の最初の持主に、[△]印を附し、天保十四年の新規札差人名表につき、御免願を出して開届となつた十名、川村傳左衛門本庄多三郎、山上重郎兵衛、三谷三九郎、芹川六兵衛、鈴木重兵衛、森川五郎右衛門、三村清左衛門、村越庄左衛門、内藤佐兵衛に[■]印を附けた。

(い)吉田屋喜兵衛 享保廿一年四月十五日駈落に付、上り株となる。

(ろ)松本屋庄右衛門 右同斷。

(は)利倉屋善兵衛 仲間出入に付享保十年七月廿八日上り株となる。
(に)伊勢屋太郎左衛門 享保十六年七月廿八日駈落に付同八月三日上り株となる。

(ほ)上總屋五兵衛 寶曆七年七月十一日駈落に付同月十四日上り株となる。

(へ)福田屋七郎左衛門 延享二年三月廿三日駈落に付同年七月上り株となる。

(と)利倉屋七兵衛 引合一件に付吟味中病死寛政元年六月十八日上り株となる。

(ち)武藏屋岩太郎 岩太郎事甚五郎享保二十年四月二十日駈落に付上り株となる。

(り)木綿屋吉兵衛 享保十六年十二月十六日駈落に付同月廿日上り株となる。

(ぬ)伊勢屋久兵衛 享保二十年四月二十日駈落に付上り株となる。

(る)堺屋長右衛門 同人株享保十二年正月下野屋七郎右衛門讓請延享元年六月大口屋勝次郎讓請寶曆五年十二月大口屋金左衛門讓請仲間入。同人儀明和元年十二月駈落に付同二年正月上り株となる。

(を)豊嶋屋伊兵衛 同人株年號不明利倉屋九兵衛讓請仲間入。寛保元年十一月廿三日駈落に付同二年二月廿八日上り株となる。

(わ)若松屋利右衛門 寛保三年四月十二日御仕置に付同月十五日上り株となる。

残り百一人中何人の株を細谷氏の索引表にある七十四人の人々が傳へたかを調べ享保度及び天保度の札差人名表の下に索引表と照應するやう番號を記入した。例へば索引表(三)にある和泉屋源兵衛は何人の株を傳へたかといふとこれは享保起立の和泉屋源兵衛の株をその子孫が代々繼續したのである。それから(三)の和泉屋權太郎は享保起立の近江屋傳兵衛の株を又和泉屋多七は享保起立の相模屋佐平治の株を傳へたのである。よつて享保度札差人名表中片町組近江屋傳兵衛天王町組相模屋佐平次同和泉屋源兵衛の下にそれ(三)と記し特に百五十年間連綿として家名を維持した和泉屋源兵衛の氏名の右旁には。印を附した。起立以來幾回となく持主を代へた株もあるのに一度も他人の手に渡らなかつたのは珍重すべきでその分は合計十七株あつた。片町組森

田屋市郎兵衛森田町組山口屋甚兵衛は屋號も名前も共に變つて前者は坂倉屋長左衛門後者は松屋佐吉となつたといふが之には何か事情があるらしいから。印から省く。

兎に角七十四名を百一名から除き残り二十七名について持株の沿革を調べて見ると二十七株は元治二年四月に存してゐたのみならずその後とても異動があつたとは認められない。然らば慶應三年十二月に於ても株數はやはり百一で、その中七十四名は家業を營み、二十七名は休業してゐたものと解釋するより外はない。かういつては單に推測に止るやうであるがこの推測を確かむる史料がある。それは安政四年二月に三町札差惣代坂倉屋喜右衛門外十七人から町奉行所に差出した歎願書の冒頭に、

一 近來仲間の者共何も出金多難澁罷在中には家業躰難取續相休居候族も
多人數御座候處……

とあるので先づ休業者が多かつたことが知れる。然らばその休業者の人數は何程といふと天保十四年御改正會所へ幕府から交附せられた二萬兩を拜借し

たのは八十七人であつた。即ち株式所有者は當時百一人あつたが實際店を開いてゐる者は八十七人に過ぎなかつたので株式所有者はその以後元治二年四月はいふに及ばず慶應三年十二月に至るまで依然として百一人であつたが實際の營業者は前掲八十七人から更に減じて最後に七十四人となつたのであらう。たゞ何年に何人の休業者を生じ何年に何人の休業者を生じたか不明であるばかりだ。

最後に一言すべきは札差の苗字である。町人は何屋何兵衛といふのが通例で苗字は殆ど分らぬ。札差では伊勢屋四郎左衛門の青地氏坂倉屋清兵衛の酒井氏十一屋善八の大谷氏その他二三が分つて居る位に過ぎなかつたが元治二年の兩面摺の一面御藏御場所見廻組合割付に札差百一名の苗字名前菩提寺が出てゐるので之を他の一面にある百一名の屋號名前と對照し名前の同一なるものを拾つて出来るだけ苗字と屋號との一致を試みて見た。例へば

- | | | | |
|-----|--------|-------|--------|
| 一 向 | 東門跡明順寺 | 伊藤源兵衛 | 和泉屋源兵衛 |
| 一 向 | 東門跡明順寺 | 伊藤權太郎 | 和泉屋權太郎 |

眞言 土宮店地藏院 細谷太七

和泉屋太七

こゝに和泉屋源兵衛同權太郎の伊藤氏なることは先づ名前の一致によつて證せられ、屋號和泉屋及び苗字伊藤の二つづゝあること、並に菩提寺の同一なることによつて強められるが、第三の例に於ては單に名前の一致に過ぎぬ。若しその名前が特別なものならば名前だけの一致で充分であらうが、若し極めて平凡にして誤り易きものか、或は仲間中に同名前が二名若しくはそれ以上あつた場合には、一致は極めて困難となる。

日蓮 車坂蓮花寺 夏目義兵衛 井筒屋義兵衛

一向 東門跡願龍寺 井田義兵衛 坂倉屋義兵衛

一向 東門跡善照寺 齋藤庄兵衛 相模屋庄兵衛

淨土 黒船町正覺寺 藤井庄兵衛 井筒屋庄兵衛

禪宗 新寺町東國寺 高橋市右衛門 伊勢屋市右衛門

天台 天王寺町大國寺 和田市右衛門 松坂屋市右衛門

第一の例は幸に井筒屋八郎右衛門が夏目氏で菩提寺が蓮花寺であること、坂

倉屋七郎兵衛坂倉屋仁右衛門が井田氏で菩提寺が願龍寺であることが分つて居るので、夏目義兵衛は井筒屋義兵衛、井田義兵衛は坂倉屋義兵衛同人なりといへる。第二の例になると、相模屋は一軒限りで苗字の比較が出来ないし、井筒屋は夏目氏を名乗る前掲二名の外、井筒屋三右衛門といふ者がゐるが、之は米津氏であるから、結局相模屋井筒屋どちらが齋藤氏で、どちらが藤井氏か推定することが出来ぬ。第三の松坂屋は一軒限りであるが、伊勢屋を名乗る札差は澤山ある。伊勢屋市郎左衛門といふ人が高橋氏で、その菩提所が東國寺であることが分つて居るので、伊勢屋市右衛門は高橋市右衛門に相違なく、従つて松坂屋を和田氏と推定する。斯様にして十中八九までは苗字を明かにすることを得た。俳人夏目成美が札差としては井筒屋八郎右衛門(五代目)であり、勝鹿文庫と稱して萬巻の藏書を貯へ、又眞本千金方を模刻した松本幸彦が、札差としては伊勢屋安右衛門(二四を見よ)であることが知れる。併し自分が兼て知りたいたいと思つてゐる札差事略及び札差業要集の著者扇谷定繼が何人であるか、未だ發見し得ない。業要集文政元年の自序によれば、定繼は野州の山中から出て、札差の家に奉

公し主家の持つてゐる明珠を引受けたとあるからには、札差に相違ないが、百一名中扇谷の苗字を名乗るものはない。或は幕末まで繼續せずに退轉したか、何分判然したことを言ひ得ぬのはかへす、も残念です。

本圖索引表(六)―(六)に就て、各人の持株の沿革を調査すると、左の通りである。

(六)伊勢屋嘉兵衛(松岡氏) 天保七年五月十九日御咎之儀有之、札差御取放、弘化三年十一月五日御赦免。

(七)鹿嶋屋利右衛門(鹿嶋氏) 天保十四年十二月新規札差十五人の一人、當時は利左衛門といひしを、安政四年十一月利右衛門と改名す。

鹿嶋屋利助(鹿嶋氏) 起立伊勢屋清右衛門株、安永四年六月後藤屋久八讓請、天明二年十二月後藤屋茂兵衛讓請、天明五年二月伊勢屋利助讓請、仲間入。天保十三年四月鹿嶋屋と改む。

(八)下野屋鐵吉(増淵氏) 起立和泉屋長十郎株、寶曆十一年二月下野屋又兵衛讓請、嘉永二年十一月不如意に付退業、右跡へ下野屋鐵吉加入。
下野屋十右衛門(松本氏)

(九)鹿嶋屋清兵衛(鹿嶋氏) 天保十四年新規札差十五人の一人。

鹿嶋屋清助(鹿嶋氏) 起立笠倉屋平八株、文政九年九月上總屋徳兵衛讓請、天保十二年十月坂倉屋林右衛門讓請、安政六年九月鹿島屋清助讓請、仲間入。

鹿嶋屋清三郎(鹿嶋氏) 起立平野屋傳兵衛株、享保十四年十月伊勢屋勘兵衛讓請、元文二年正月伊勢屋岩松讓請、同六年正月宗三郎と改名、右株天保九年七月伊勢屋善藏讓請、文久元年九月鹿嶋屋清三郎讓請、仲間入。

鹿嶋屋貢吉(鹿嶋氏) 天保十四年新規札差十五人の中、染谷次助株、安政六年九月鹿嶋屋貢吉讓請、仲間入。

(一〇)坂倉屋平吉(武野氏) 起立人近江屋清兵衛、享保十九年三月佐平次と改名、同人株、天保十二年四月坂倉屋平吉讓請、仲間入。

坂倉屋由次郎(中村氏) 起立人藤田屋與八、嘉永二年四月不如意に付退業、右跡へ同月伊勢屋喜三郎加入、安政三年正月坂倉屋由次郎讓請、仲間入。

(一一)伊勢屋三郎右衛門(高柳氏) 起立小川屋勘左衛門株、寛保三年六月讓請、仲間入。

(三十一) 屋善八(大谷氏)

(三) 伊勢屋彌兵衛(高田氏) 起立伊勢屋市三郎株、文化六年九月松坂屋市藏讓請、文政十二年六月伊勢屋彌兵衛讓請、仲間入。

(四) 永岡勝左衛門(永岡氏) 天保十四年新規札差十五人の中永岡儀兵衛株、元治元年十月永岡屋勝左衛門讓請、仲間入。

(五) 笠倉屋喜右衛門(林氏) 起立下野屋孫右衛門株、寛保三年十一月笠倉屋文三郎讓請、寶曆十二年七月笠倉屋喜右衛門讓請、仲間入。

(六) 伊勢屋清左衛門(中村氏)

伊勢屋嘉左衛門(中村氏) 起立紀伊國屋權三郎株、元文三年九月下野屋十兵衛讓請、右十兵衛株、寛政九年十一月組合伊勢屋幾次郎、同清左衛門、和泉屋喜平次の持株となる。寛政十二年十二月大和屋彦七讓請、右彦七、弘化四年十二月退業に付、伊勢屋長次郎引請、嘉永五年九月嘉左衛門と改名。

伊勢屋富之助(中村氏) 起立田村屋長左衛門株、寛政三年八月松坂屋利兵衛讓請、寛政十二年六月松坂屋爲助讓請、天保三年十一月伊勢屋富之助讓請、仲間入。

(七) 伊勢屋彌太郎(外山氏) 起立庄内屋久兵衛株、享保十四年十月坂倉屋權兵衛讓請、寛保三年十一月三河屋彦兵衛讓請、安永二年五月泉屋九兵衛讓請、文化十五年三月伊勢屋恒藏讓請、仲間入。文政三年五月忠兵衛と改名、天保七年十一月廿一日御咎之儀有之、札差御取放、弘化三年閏五月十七日御赦免、その後彌太郎と改名す、但し改名の年月不明。

伊勢屋彌吉(外山氏) 起立大口屋源七株、元治元年二月讓請、仲間入。

(八) 上總屋源七(山本氏) 起立相模屋久兵衛株、寛政九年九月讓請、仲間入。

上總屋源三郎(山本氏) 起立人坂倉屋市郎兵衛、年號不明、甚兵衛と改名、同人株、文久二年十二月上總屋源三郎讓請、仲間入。

(九) 利倉屋八右衛門(若林氏) 起立堺屋金兵衛株、寛政三年十一月利倉屋五兵衛讓請、仲間入。弘化四年正月八右衛門と改名。

(三〇) 坂倉屋清兵衛(酒井氏) 起立中村屋太右衛門株、享保十九年三月大和屋九兵衛讓請、寶曆十二年九月坂倉屋清兵衛讓請、仲間入。

坂倉屋米次郎(庭屋氏) 起立人大口屋長兵衛、嘉永五年久兵衛と改名、同人株。

萬延元年六月坂倉屋米次郎讓請仲間入。

(三)青地四郎左衛門 屋號伊勢屋文久二年五月苗字御免にて青地を稱す。

伊勢屋總右衛門(青地氏) 起立人伊勢屋藤十郎延享三年正月源十郎と改名、同人株文化十二年三月伊勢屋總右衛門讓請仲間入。文政九年の札差仲間株帳その他に惣右衛門とあり。

伊勢屋惣次郎(青地氏) 起立下野屋惣十郎株寛保三年六月大和屋瀧之助讓請、明和六年十二月伊勢屋善兵衛讓請安永二年十月伊勢屋伊兵衛讓請文政十一年七月伊勢屋惣次郎讓請仲間入。

(三)小玉屋權左衛門(山口氏) 享保十八年八月助四郎と改名元文元年十二月再び權左衛門と改名。

大和屋與兵衛(吉田氏)

(三)井筒屋八郎右衛門(夏目氏)

井筒屋義兵衛(夏目氏) 起立水戸屋吉兵衛株明和八年四月松屋八左衛門讓請文化七年十一月下野屋半六と家名共改む文政四年八月井筒屋義兵衛讓

請仲間入。

井筒屋三右衛門(米津氏) 起立大内屋市兵衛株享和三年七月井筒屋久右衛門讓請仲間入。文化十二年九月三右衛門と改名。

井筒屋庄兵衛(藤井氏? 齋藤氏?) 起立人長嶋屋八郎兵衛享保十六年八月久太郎と改名同人株寛延二年十一月伊勢屋安兵衛讓請安永二年十二月右安兵衛駈落に付安永三年十月組合より御番所に出願の上井筒屋庄兵衛仲間入。

(三)山田屋金右衛門(關口氏)

(三)松坂屋市右衛門(和田氏) 起立岡田屋市太郎株元文五年正月讓請仲間入。

(三)伊勢屋市右衛門(高橋氏) 起立大口屋次郎右衛門株文政六年三月伊勢屋龜三郎讓請文政十年六月伊勢屋市右衛門讓請仲間入。

(三)笠倉屋彌七(佐藤氏) 起立鹿嶋屋善四郎株明和四年十一月伊勢屋善三郎讓請文化六年八月笠倉屋彌七讓請仲間入。

(三)和泉屋源兵衛(伊藤氏)

和泉屋權太郎(伊藤氏) 起立近江屋傳兵衛株明和七年九月讓請仲間入。

和泉屋多七(細谷氏) 起立相模屋佐平次株、安永七年三月菱屋政次郎讓請、文政七年五月武右衛門と改名、文久三年九月和泉屋多七讓請、仲間入。

(三)和泉屋喜平治(中井氏)

和泉屋喜四郎(中井氏) 起立人坂倉屋長兵衛、享保十八年四月長三郎と改名、同人株、文政七年八月和泉屋喜四郎讓請、仲間入。

和泉屋才兵衛(入山氏)

(四)坂倉屋万右衛門(渡邊氏) 起立伊勢屋長兵衛株、明和二年十二月讓請、仲間入。

(四)伊勢屋幾次郎(青地氏) 起立上總屋清八株、享保十七年七月正木屋忠七讓請、

明和二年二月伊勢屋幾次郎讓請、仲間入。

(四)坂倉屋仁右衛門(井田氏) 起立大口屋清七株、寶曆三年十二月坂倉屋助三郎

讓請、寶曆九年正月助太郎と改名、文政七年五月仁右衛門と改名。

(四)坂倉屋七郎兵衛(井田氏)

(四)伊勢屋清七(出口氏) 起立紀伊國屋喜兵衛株、元文二年二月讓請、仲間入。

(四)伊勢屋四郎次郎(村林氏) 起立下野屋喜平次株、明和七年二月伊勢屋久四郎

讓請、仲間入。文化十二年九月四郎次郎と改名。

伊勢屋久右衛門(村林氏) 起立伊勢屋平右衛門株、天保三年六月讓請、仲間入。

伊勢屋万次郎(村林氏) 起立大口屋彌平次株、文久元年七月讓請、仲間入。

(四)伊勢屋平左衛門(辻氏)

伊勢屋加右衛門(太田氏) 起立笠倉屋五郎兵衛株、寶曆九年五月伊勢屋嘉右

衛門讓請、仲間入。文政二年九月加右衛門と改名す。

(四)坂倉屋助次(渥美氏) 享保之度古條目帳に坂倉屋助次郎とあり。

(四)伊勢屋市郎右衛門(高橋氏) 起立東金屋甚兵衛株、安永八年十二月坂倉屋八

九郎讓請、寛政三年十二月八郎兵衛と改名、寛政八辰年十二月伊勢屋市郎左衛門

讓請、仲間入。索引表に市郎右衛門とあるは市郎左衛門の衍。

(四)坂倉屋喜右衛門(中村氏) 起立大口屋治左衛門株、寛保二年正月大口屋平十

郎讓請、文化元年三月坂倉屋喜右衛門讓請、仲間入。

坂倉屋藤左衛門(中村氏) 起立田村屋喜左衛門株、享保十六年十一月伊勢屋

庄五郎讓請、安政三年六月坂倉屋藤右衛門讓請、仲間入。索引表に藤左衛門とあ

るは藤右衛門の衍。

(五)伊勢屋四郎兵衛(村林氏)

(五)坂倉屋長左衛門(内田氏) 起立人森田屋市郎兵衛、文政五年十二月坂倉屋源太郎と家名とも改め、天保十二年四月長左衛門、嘉永五年九月利左衛門、安政七年また長左衛門と改名。

(五)坂倉屋治兵衛(渥美氏)

(五)森村屋長左衛門(篠原氏) 起立太田屋市左衛門、享保十九年六月大和屋惣左衛門讓請、寶曆五年十二月太郎次と改名、明和二年十二月小玉屋庄八讓請、寛政三年十二月松屋三郎次讓請、天保四年四月惣仲間持株となり、天保八年四月伊勢屋金五郎右持株讓請、萬延元年閏三月森村屋長右衛門讓請、仲間入。索引表に長左衛門とあるは長右衛門の衍。

坂倉屋和三郎(篠原氏) 起立伊勢屋喜兵衛、文政四年十月森村屋次郎助讓請、仲間入。弘化二年三月長十郎と改名、嘉永五年九月和三郎と改名。

(五)近江屋三郎兵衛(戸木氏) 起立信濃屋市左衛門、元文二年二月讓請、仲間入。

(五)坂倉屋作兵衛(中里氏) 起立溜屋庄助、文化七年五月坂倉屋嘉兵衛讓請、仲間入。文政二年九月作兵衛と改名。

坂倉屋嘉兵衛(中里氏) 起立小島屋酉之助、弘化四年十二月讓請、仲間入。

(五)松屋佐吉(飯塚氏) 起立人山口屋甚兵衛、天明八年七月佐吉と改名、寛政六年十二月松屋と家名を改む。天保七年五月十九日御咎之儀有之、札差御取放、弘化三年十一月五日御赦免。

松屋傳之助(飯塚氏) 起立大口屋八兵衛、文政四年十月讓請、仲間入。天保七年七月四日御咎之儀有之、札差御取放、弘化三年閏五月十七日御赦免。

(五)大口屋彌右衛門(竹内氏) 起立人木村屋太兵衛、寶曆七年五月藤右衛門と改名、同人株、寛政九年二月大口屋彌右衛門讓請、仲間入。

大口屋猪三郎(竹内氏) 起立伊勢屋六兵衛、享保十七年五月大口屋平兵衛讓請、天保十二年十月大口屋猪三郎讓請、仲間入。

(五)泉屋茂右衛門(丹羽氏) 起立増田屋四郎左衛門、株、寶曆十二年二月讓請、仲間入。

(五)泉屋甚左衛門(住友氏) 起立松葉屋與右衛門株、享保十二年正月柳屋傳藏讓請、延享三年五月伊賀屋善兵衛讓請、寛延三年四月家號を泉屋と改め、寶曆五年十一月甚左衛門と改名す。

(六)坂倉屋丈六(吉岡氏) 起立笠倉屋平十郎株、寛政八年十二月讓請、仲間入。

序に(六)以下について説明を加へておかう。札差仲間は銘々札旦那の依頼を受けて米の賣方を引請けてゐたのであるが、實際上賣捌の手續をする者を賣方といふ。札差は之に對し自分が請取る手数料即ち百俵につき金二分の中から二朱だけを賣方に分けた。この賣方を引括めて背附仲間といひ、寛政頃には三十六人あつた。彼等の詰所が即ち(六)札差附賣方詰所である。(六)料理店誰ヶ袖は札差仲間を定顧客とする。(六)以下の水茶屋も同様であるが、(六)の福本植木屋二軒は番號が一つなので、一寸不思議に感ぜられる。一軒の店で違つた名義の札差株を持つてゐた例については既に前に申述べておいたことであるが、之も一軒の水茶屋に二枚の看板があつたのかどうか些細のことではあるが判然しない。

元治二年四月の札差人名中から右七十四人の氏名を除き、残り二十七名につき、その持株の沿革を調べて、最初の持主即ち享保度天保度の札差名前にかへつて見ると左の通りである。享保以來家名連續の分は、印、元治二年當時の札差名前には、印を附す。

(1)上總屋庄助(工藤氏)

(2)町屋伊左衛門 同人株、享和三年七月坂倉屋直次郎讓請、仲間入。文政二年七月新右衛門と改名、文政六年七月吉右衛門と改名、又天保七年七月金六と改名(北原氏)。

(3)江原屋佐兵衛 同人株、寛政五年十一月伊勢屋忠兵衛讓請、文化七年二月松本屋乙吉讓請、文化九年五月唯吉と改名、文政八年九月伊勢屋市十郎讓請、仲間入(高橋氏)。

(4)大和屋吉右衛門 同人株、安永六年七月溜屋太七讓請、天明五年五月大口屋平左衛門讓請、文政九年十二月伊勢屋嘉十郎讓請、嘉永七年四月坂倉屋富三郎讓請、仲間入。安政四年四月音吉と改名(内田氏)。

- (5) 相模屋庄兵衛(藤井氏? 齋藤氏?)
- (6) 上總屋忠兵衛 同人株文久四年二月坂倉屋鐘太郎讓請仲間入(谷口氏)。
- (7) 尾張屋八右衛門 起立人尾張屋八右衛門寬延二年十月八左衛門と改名同人株安永七年正月坂倉屋太郎兵衛讓請仲間入(西谷氏)。
- (8) 伊勢屋喜太郎(三宅氏)
- (9) 堺屋伊兵衛 同人株天明八年十二月坂倉屋嘉七讓請仲間入。文政二年九月加七と改名(大角氏)。
- (10) 三河屋清兵衛 同人株明和五年四月小濱屋平助讓請天保六年八月坂倉屋治郎八讓請仲間入(渥美氏)。
- (11) 紀伊國屋三郎兵衛 同人株元文二年正月坂倉屋金右衛門讓請明和二年十二月坂倉屋與惣兵衛讓請仲間入(服部氏)。
- (12) 利倉屋庄左衛門 同人株文久二年九月坂倉屋安兵衛讓請仲間入(酒井氏)。
- (13) 吉田屋七兵衛 同人株寬保三年十一月坂倉屋權八讓請文化二年十月峯村屋角次郎讓請仲間入(加藤氏)。

- (14) 坂倉屋七兵衛 同人株寶曆八年五月伊勢屋安右衛門讓請仲間入(松本氏)。
- (15) 東屋權右衛門 同人株年號不明菊川屋久次郎讓請元文六年二月利倉屋吉右衛門讓請寶曆五年二月利倉屋甚兵衛讓請安永五年十二月右甚兵衛駈落に付御願申上組合にて預り置安永六年三月伊勢屋喜八讓請寬政九年九月利倉屋吉郎兵衛讓請仲間入。天保七年七月源右衛門と改名(原氏)。
- (16) 伊勢屋半兵衛 同人株寶曆七年三月利倉屋勘兵衛讓請仲間入(相磯氏)。
- (17) 大坂屋彌惣兵衛 同人株享保十二年七月坂倉屋小平次讓請仲間入。文政十二年九月治郎左衛門と改名(渥美氏)。
- (18) 木屋庄三郎 同人株寬保三年十二月伊勢屋喜三郎讓請安永四年十二月米屋政八讓請寬政十二年正月伊勢屋與兵衛讓請仲間入(村林氏)。
- (19) 武藏屋茂平治 同人株享保十三年九月伊勢屋四郎三郎讓請。右四郎三郎札旦那對し不調法有之元文二年四月廿八日名前被召上候處仲間一同御願申上右明名題へ同年五月十八日伊勢屋宗四郎御書加。寬政八年斧屋吉兵衛讓請文政三年十二月伊勢屋與八讓請仲間入(門松氏)。

(20)日野屋吉左衛門 同人株享保十六年九月井筒屋萬五郎讓請延享二年四月
甚三郎と改名天明元年四月伊勢屋七兵衛讓請仲間入中井氏。

(21)上總屋五郎右衛門 同人株享保十二年正月伊勢屋次郎助讓請明和七年九
月伊勢屋勘右衛門讓請寛政元年二月伊勢屋兵右衛門讓請仲間入佐久間氏。

(22)大口屋治兵衛 同人株明和四年十一月伊勢屋太兵衛讓請安永八年十月茂
兵衛と改名天明八年三月伊勢屋彌兵衛讓請仲間入(猿橋氏)。

(23)備前屋長八 長八儀年號不明長助と改名同人株寛保元年五月伊勢屋伊兵
衛讓請天保七年十一月廿一日御咎之儀有之札差御取放弘化三年閏五月十七日
御赦免その後不如意に付弘化五年正月退業相願右跡坂倉屋義兵衛讓請仲間入
(井田氏)。

(24)野中屋惠左衛門 同人株享保十二年正月後藤屋七右衛門讓請仲間入(後藤
氏)。

(25)乘田屋藤左衛門 同人株享保二十一年二月後屋儀兵衛讓請寛政元年十二
月家名共改めて森村屋次郎兵衛(鈴木氏)といふ。慶應二年十二月森村屋長三郎

平次(四五)
右衛門(三五)
八(一九)
十郎(六〇)
郎兵衛(四六)
兵衛(七)
兵衛(二九)
右衛門(三四)
左衛門(三)
兵衛(五)
平治(一九)
右衛門(四)
左衛門(二〇)
右衛門(二一)

○ 享保以來慶應三年十二月まで家名連続せ
るもの
享保以來家名連続せるも慶應三年十二月
には休業中と認むるもの

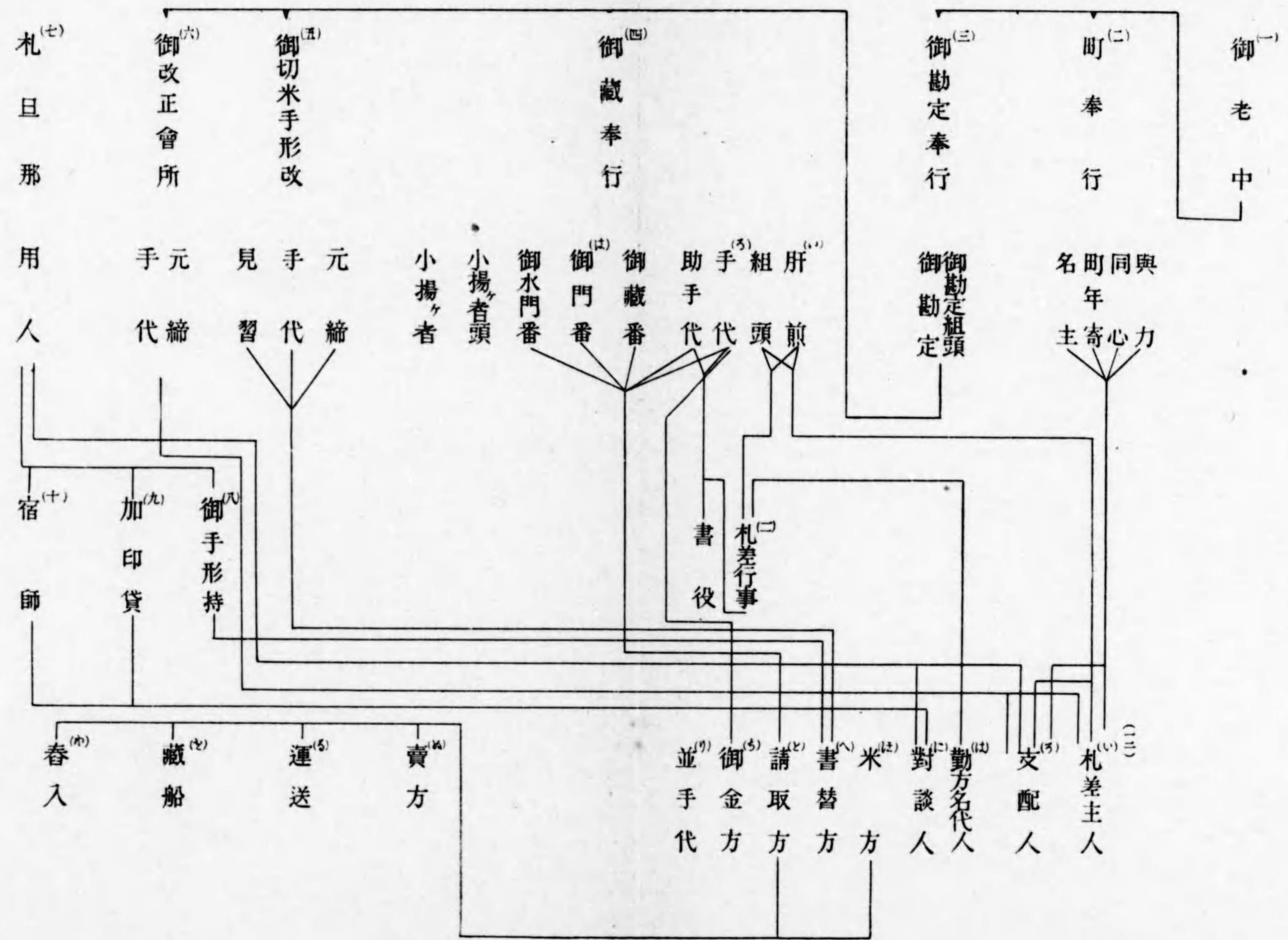
01123456789 10 11 12 3 4 5

札差仲間人名表 (享保九年七月廿一日)

片町組 (三十一人)	森田町組 (四十七人)	天王町 (三十一人)
片町 吉田屋 喜兵衛(一) 近江屋 傳兵衛(二) 松本屋 庄右衛門(三) 大和屋 喜平次(四) 和泉屋 喜平次(五) 上總屋 庄助(一) 太田屋 市左衛門(二) 町屋 伊左衛門(三) 江原屋 佐兵衛(四) 平右衛門町 利倉屋 善兵衛(一) 下野屋 惣十郎(二) 大和屋 吉右衛門(三) 紀伊屋 權三郎(四) 相模屋 庄兵衛(五) 伊勢屋 太郎左衛門(六) 伊勢屋 清左衛門(七) 水戸屋 吉兵衛(八) 溜屋 庄助(九) 下野屋 十右衛門(一〇) 大口屋 長兵衛(一一) 相模屋 久兵衛(一二) 伊勢屋 長兵衛(一三) 上總屋 忠兵衛(一四) 松葉屋 與右衛門(一五) 尾張屋 八右衛門(一六) 和泉屋 長十郎(一七) 上總屋 清八(一八) 東金屋 甚兵衛(一九) 森田屋 市郎兵衛(二〇) 上總屋 五兵衛(二一) 平右衛門町 庄内屋 久兵衛(二二)	森田町 坂倉屋 長兵衛(一) 信濃屋 市左衛門(二) 伊勢屋 平左衛門(三) 伊勢屋 喜太郎(四) 紀伊屋 喜兵衛(五) 堺屋 伊兵衛(六) 坂倉屋 治兵衛(七) 三河屋 清兵衛(八) 坂倉屋 市郎兵衛(九) 長嶋屋 八郎兵衛(一〇) 紀伊屋 三郎兵衛(一一) 坂倉屋 七郎兵衛(一二) 伊勢屋 市三郎(一三) 福田屋 七郎左衛門(一四) 利倉屋 庄左衛門(一五) 利倉屋 七兵衛(一六) 吉田屋 七兵衛(一七) 増田屋 四郎左衛門(一八) 武藏屋 岩太郎(一九) 坂倉屋 助次郎(二〇) 坂倉屋 七兵衛(二一) 東屋 權右衛門(二二) 木綿屋 吉兵衛(二三) 伊勢屋 嘉兵衛(二四) 伊勢屋 半兵衛(二五) 大坂屋 彌惣兵衛(二六) 木田屋 庄三郎(二七) 藤田屋 與八(二八) 伊勢屋 四郎兵衛(二九) 伊勢屋 久兵衛(三〇) 堺屋 長右衛門(三一) 十屋 善八(三二) 田村屋 長左衛門(三三) 下野屋 喜平次(三四) 下野屋 孫右衛門(三五) 笠倉屋 平八(三六) 笠倉屋 平十郎(三七) 笠倉屋 五郎兵衛(三八) 豊嶋屋 伊兵衛(三九) 堺屋 金兵衛(四〇) 山田屋 金右衛門(四一) 小川屋 勘左衛門(四二) 山口屋 甚兵衛(四三) 武藏屋 茂平治(四四) 伊勢屋 平右衛門(四五) 日野屋 吉左衛門(四六) 上總屋 五郎右衛門(四七)	天王町 大口屋 治左衛門(一) 大口屋 八兵衛(二) 大口屋 次郎右衛門(三) 大口屋 治兵衛(四) 相模屋 佐平次(五) 和泉屋 源兵衛(六) 和泉屋 才兵衛(七) 大口屋 清七(八) 木村屋 太兵衛(九) 岡田屋 市太郎(一〇) 備前屋 長八(一一) 小嶋屋 西之助(一二) 伊勢屋 清右衛門(一三) 中村屋 太右衛門(一四) 若松屋 利右衛門(一五) 大内屋 市兵衛(一六) 近江屋 清兵衛(一七) 平野屋 傳兵衛(一八) 伊勢屋 四郎左衛門(一九) 野中屋 惠左衛門(二〇) 井筒屋 八郎右衛門(二一) 小玉屋 權左衛門(二二) 乘田屋 藤左衛門(二三) 鹿嶋屋 善四郎(二四) 伊勢屋 藤十郎(二五) 田村屋 喜左衛門(二六) 伊勢屋 六兵衛(二七) 乘田屋 藤兵衛(二八) 伊勢屋 喜兵衛(二九) 大口屋 彌平次(三〇) 大口屋 源七(三一)

上り株
 御免願届の分
 享保以來慶應三年十二月まで家名連続せ
 るもの
 享保以來家名連続せるも慶應三年十二月
 には休業中と認むるもの

新規札差人名表 (天保十四年十二月廿二日)
 勘定所御用達
 川村 傳左衛門
 本庄 多三郎
 山上 重郎兵衛
 三谷 三九郎
 芹川 六兵衛
 鈴木 重兵衛
 森川 五郎右衛門
 鹿島 清兵衛(九)
 三村 清左衛門
 仙波 太郎兵衛(27)
 永岡 儀兵衛(四)
 同 村越 庄左衛門
 同 鹿島 利左衛門(七)
 同 内藤 徳兵衛
 同 染谷 次助(九)



札差業務聯系分擔之圖解

明治四十三年四月
和泉屋細谷多七誌

讓請、仲間入。

(26) 乘田屋藤兵衛 同人株享保十一年十月伊勢屋喜十郎讓請、仲間入(堀口氏)
(27) 仙波太郎兵衛 天保十四年新規札差十五人の中。同人株、安政七年二月相澤屋作藏(仙波氏)讓請、慶應元年九月伊勢屋盈次郎讓請、仲間入。

其二 (い) 札差の業務經營

細谷太七氏は前記「札差業務所及關聯所地圖」の外、明治四十三年四月を以て、札差業務聯系分擔之圖解」と題する折本を調製し、之を東京高等商業學校に寄贈せられた。

本圖は淺草御藏から渡る米金が、如何なる順序を経て旗本御家人の手に入るか。換言すれば御藏前に薨を列べた札差仲間が、御藏と各自の得意先なる札旦那との間に立つて、如何なる仕事をするかを系統的に示したもので、その系表に出て来る項目に對しては説明が添つてゐる。尤も細谷氏は之を説明といはず

に「附屬」と稱せられた。

御藏米金の渡方に關しては、古く江戸會誌第一卷にある高木丘山氏の手になれる「幕府廩米支給手續」が、今日迄に知られた史料の中では、一番有力なものと考えられる。高木氏は通稱を彌十郎といひ、御勘定組頭を勤められた方であるから、職掌の上からいつても、その記事は自然渡方について委しい。「幕府廩米支給手續」といふ題目に對してはそれで充分であるが、我等は別に之と反對の方面即ち受方の方面から見た記事が欲しかつた。御藏から三季に渡る切米や、毎月渡る扶持米の支給手續、及び貸附金によつて札旦那の勝手元を維持した札差が、如何にして右の扶持切米を請取り、且つ之を處分するかを、一貫して會得するには、受方渡方雙方の記事を對照して、そこで始めて知られると考へたからである。然るに幸にして我等は今や細谷氏の「札差業務聯系分擔之圖解」を得たのである。この系表と説明とは受方渡方雙方に互つて居るとはいふものゝ、細谷氏はもと和泉屋と稱し、札差業を営まれた方だけに受方の説明については特に分明にして剩すところなしといふ感がある。

本篇を掲ぐるに際して、系表と説明との對照に便せんがため、或は(一)(二)(三)等の番號を施したり、或は系表中にある旁書を説明中に移し、□を加へて説明の本文と區別す、更に若干の註解を附加し、○を加へて本文と區別す、而して又片假名を平假名に改める等、幾分原本とは體裁を異にした點のあることを豫め御斷りして置きたい。

(一)御老中

一 御張紙の認許。

(二)町奉行

一 札差營業の認許及業務の監督。

(三)御勘定奉行

一 御藏奉行書替奉行御改正會所の監督。

一 御張紙の制定。

(四)御藏奉行○雜考其一の(四)(五)を見よ

御張紙

覺

當春御借米石高三分ノ二は石代金三分一は米を以て期日内に相渡すへし

一勤仕百俵以下は二月二日より十五日迄

一同 百俵以上は同 十六日より晦日迄

一不勤百俵以下は三月二日より十五日迄

一同 百俵以上は同 十六日より晦日迄

一御役料は二月廿日より三月十日迄現米を以て相渡すべし

石代金は米三拾五石に付金八拾兩たるべし

慶應二年寅正月

(5)肝煎 組頭

- 一書替奉行裏印の手形を領査す。
- 一御役料御役扶持の手形を検査す。
- 一御藏出米を調査し、藏出期日(渡り方といふ)を定め、札差行事に達す。
- 一御金場渡し金を管掌す。
- 一玉場玉入れ玉振りを管掌し、玉落手形を取り、鑑札を渡す。
- 一藏出し當日、渡し米を計算し、割札(渡し證)と鑑札を引換ふ。

割札 半紙四ツ切

○この所三行の文字讀めず

何	某
---	---

一藏出米廻し(一俵の量抽籤を管掌す。

廻しは行事の部にて説く

札差雜考

(ろ)手代 助手代○雜考其一の(六ノ九)を見よ
一藏出米を計算し、割札を作る。

一端米(渡し高を俵に切り、其殘高則ち割札の端米)を渡し、割札の一片を切落す。

一御門搬出米の切手に檢印を取扱ふ。

(は)御門番 御水門番

一檢印濟の切手に依り、搬出米を檢査す

○藏番は櫛の内外を巡察し、御藏の破損雨漏等の檢分にあたり、穀類の腐敗を檢し、傍ら藏米支給の玉を作る等の雜役に従ふ。寶曆以前までは門内に住してゐたが、寶曆年中より門外に長屋が出来た。

○小揚者頭小揚者については雜考其一の(四〇)を見よ

(五)御切米手形改(書替奉行)○雜考其一の(二二)(三)を見よ

取締 手代

一御勘定奉行の達に依り、祿高名簿を備ふ。

一春夏御借米祿高四分の一つ、冬御切米祿高貳分の一(手形を改め、裏印を

爲す。

□書替奉行役所新堀瓦町二役所月番。

御借切米手形 程村紙三ツ切

請取申御借米之事

高百俵之内

一米貳拾五俵

但三斗五升入

右は當春爲御借米請取申處仍如件

慶應二年寅正月

日光奉行支配吟味役

何

某 印

吉岡榮之輔殿
垣屋義助殿

表書之通可有御渡候也

小倉但馬守^印

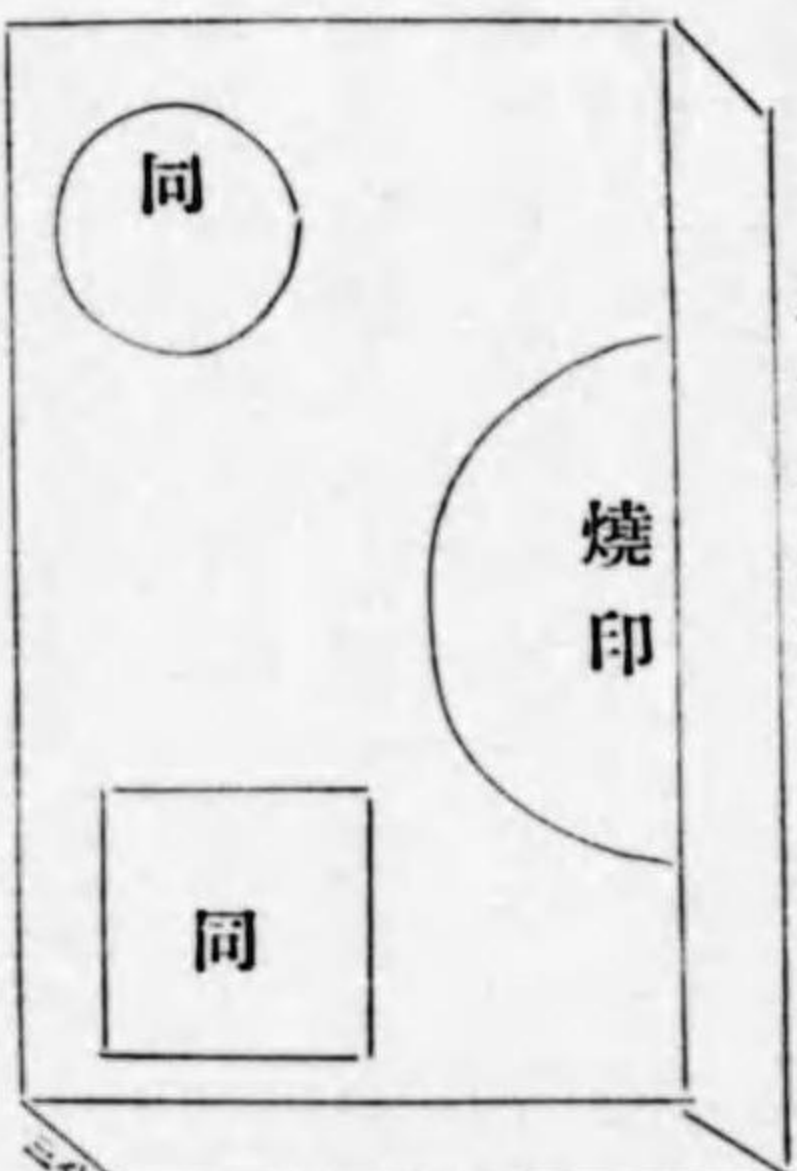
垣屋義助^印

吉岡榮之輔^印

御藏奉行衆

御藏鑑札一枚ものゝ例、外に三枚もの五枚ものあり

二寸二分位



位分三寸一

御門搬出の切手 半紙四ツ切

御藏百五拾六番

檢印

武州米七拾五俵

内

慶應二年二月八日

中ノ御門

七拾五俵 何何
 四拾八俵 幸次
 五拾八俵 和泉屋兵衛^印
 七拾五俵 何何
 四拾八俵 幸次
 五拾八俵 和泉屋兵衛^印
 七拾五俵 何何
 四拾八俵 幸次
 五拾八俵 和泉屋兵衛^印

□何某は札旦那・幸次郎・八藏は車力、和泉屋源兵衛は札差の名
札差雜考

(六)御改正會所○雜考其一の(一二)を見よ

□御金會所といふ。札差資金の貸附及び年賦取立を行ふ。

一御下渡金の返納は一年三回つゝ三ヶ年二割九回に返済、利子壹年八歩の割。

一引當は札旦那御用立金の證書。

(七)札旦那

□御旗本持高俵取り御藏渡りの分。

□御役高(御役扶持助力米)。

□御家人持高(扶持米)。

(八)御手形持

□春夏御借米冬御切米請取手形を作り、支配頭の裏印を受け、札差へ交附するもの。

(九)加印貸

□札旦那由緒の名目を以て、金米受授に加印を約し、一方自己の貸金を爲し、

利を得るもの。

(一〇)宿師

□札旦那の借金を周旋し、及札差宿の轉換を行ふもの。

(二)札差行事

一仲間内開廢業代換り名代人の變更のとき、町奉行藏奉行書換奉行に添願し、許可の上は諸向へ披露す。

一奉行所より殊に命令の事項。

一御藏庭出米廻しの抽籤を奉行面前に行ふ。

一出米總高を請取り、庭番に引渡す。庭番は之を賣方に引渡す。

廻しとは一俵の入量にして、庭出米總高の内三俵を廻し俵とす。圖は竹筒に出側の數により竹棒を入れ、その内當籤分を黒とし、其黒に當りたる側を廻し側と定め、その側の内一生を廻し生と定め、其生の内三俵を廻し俵とし、切解き、掛量を平均して登俵の入量と定む。

一端米渡りに立會ひ、之を請取方に渡す。

一玉場玉入玉振りに立會ひ、玉落手形を取纏め差出して鑑札と引替へ、並手

代に渡す。

- 一 御金場渡り金に立會ひ、渡り金は御金方に渡す。
- 一 御藏庭出米建相場を賣方の申出に依り取定め、奉行所に報告し、許可を得て仲間内に掲示す。
- 一 翌日渡るへき米高を奉行所より承及び詰所に張出し(渡り方と云ふ)、猶仲間内へ廻文す(觸出しと云ふ)
- 一 札旦那宿換への報告を受け、仲間へ廻文す(同上)
- 一 御改正會所貸下金及返納金に立會ふ。
- 一 仲間取引の印鑑を差出させ、一同へ配付す。

(三)札差

(イ)主人

- 一 開廢業代換り、勤方名代人支配人の撰定は、行事を経て奉行の許可を受く。
- 一 行事月番を勤務す。
- 一 支配人以下の任免を行ふ。

(ろ)支配人

- 一 就職は三奉行所の許可を受く。
- 一 重要事件に付ては主人を代表す。
- 一 業務一切を擔任す。
- 一 對談人以下の任免を取扱ふ。

(は)勤方名代人

- 一 行事月番を代勤す。
- 一 就職は御藏奉行の許可。

(に)對談人

- 一 札旦那御借切(米)の目録を作り、御手取金を呈出す。
- 一 御用立金の應對、加印貸宿師に應答す。

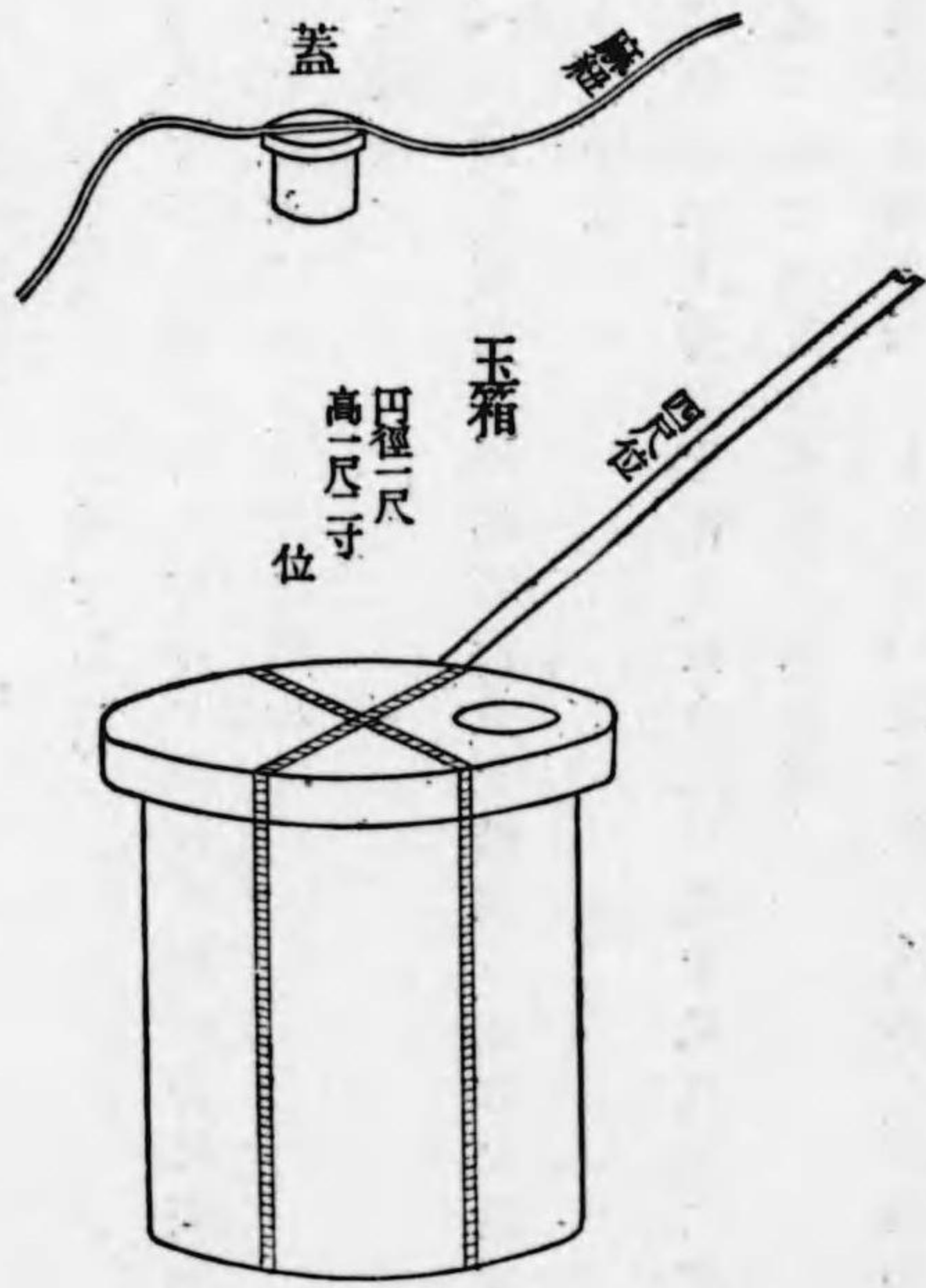
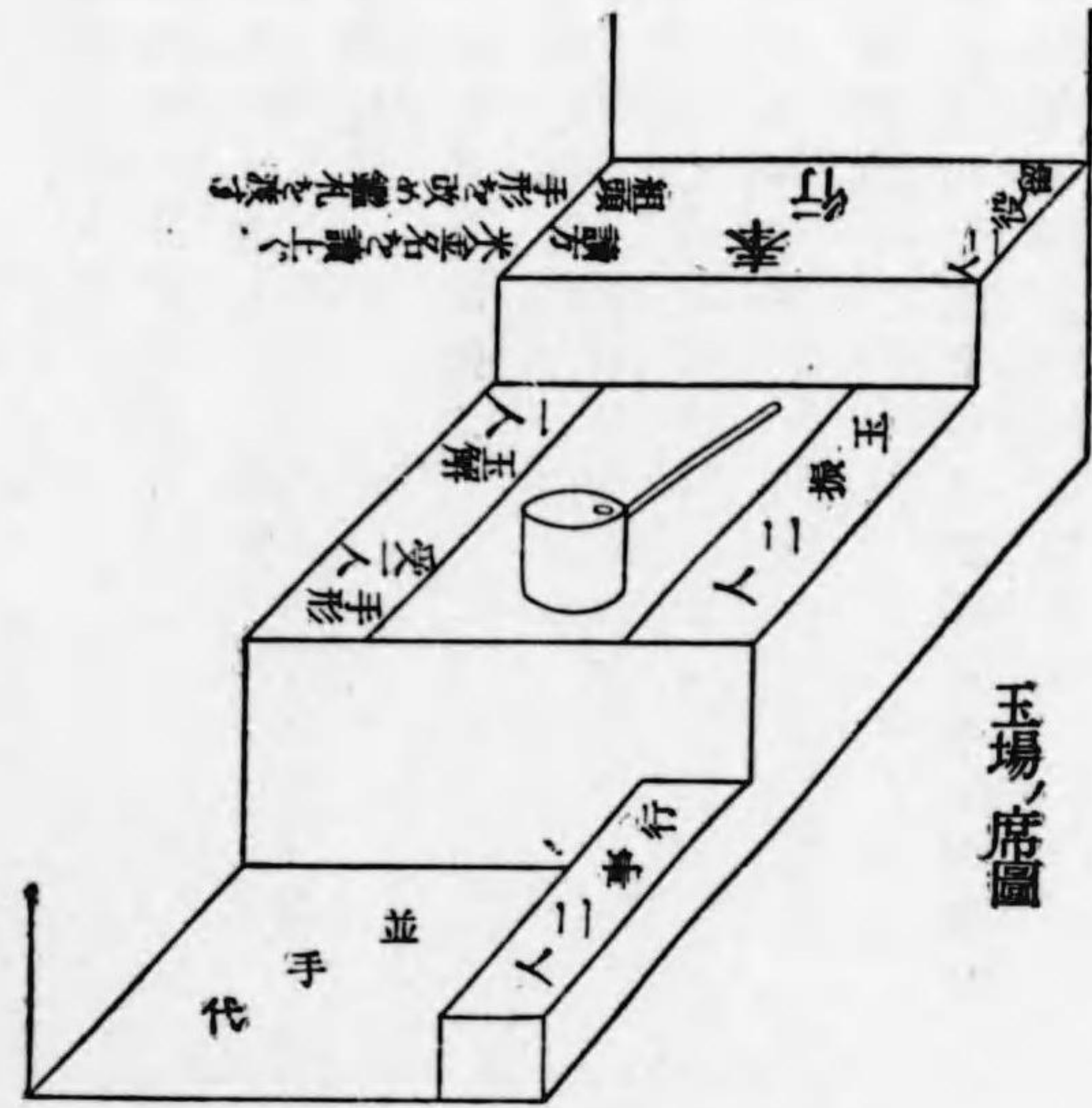
(ほ)米方

- 一 御藏渡り米を領査し、札旦那御入米拂米を定め、請取方賣方に取扱はしむ。
- 一 賣方の米代金を領收す。

一 請取方賣方を指圖す。

(一) 書替方

一 札旦那手形持より回送の御手形を受取り、書替奉行へ差出し、裏印を受く。



一 玉組玉入れを取扱ふ。

玉組とは書替奉行裏印済の手形貳三枚を組合せ、渡り高凡八百俵以内を一枚の目的として、半紙四ツ切へ高・渡・高・石代金・請取人氏名、及札差屋名を書記し、之れを揉み丸めて玉となし、薄紙(よしの紙)にて上包して白玉を作る。

一 玉入れは御藏奉行の告示に據り玉場へ差出す。

一 御役料御役扶持の手形を御藏肝煎に差出して検査を受く。

(と) 請取方

一 御藏庭出米當日請取るへき米高を計算し賣方に通ず。入米(札旦那飯料として屋敷へ送付、或は舂入へ渡す分)拂米(御藏庭にて賣拂ふもの)を定め、賣方へ通し、取扱はしむ。

一 端米渡りを請取り、舂負に運搬せしむ。

一 御藏御門切手を作り、奉行所の検印を請けて御門番に差出す。

一 當日庭相場を掲示に據り、米方に報告す。

(ち) 御金方

一 御藏金場へ出頭し、鑑札を納め、石代金を請取り、米方に渡す。

(り) 並手代

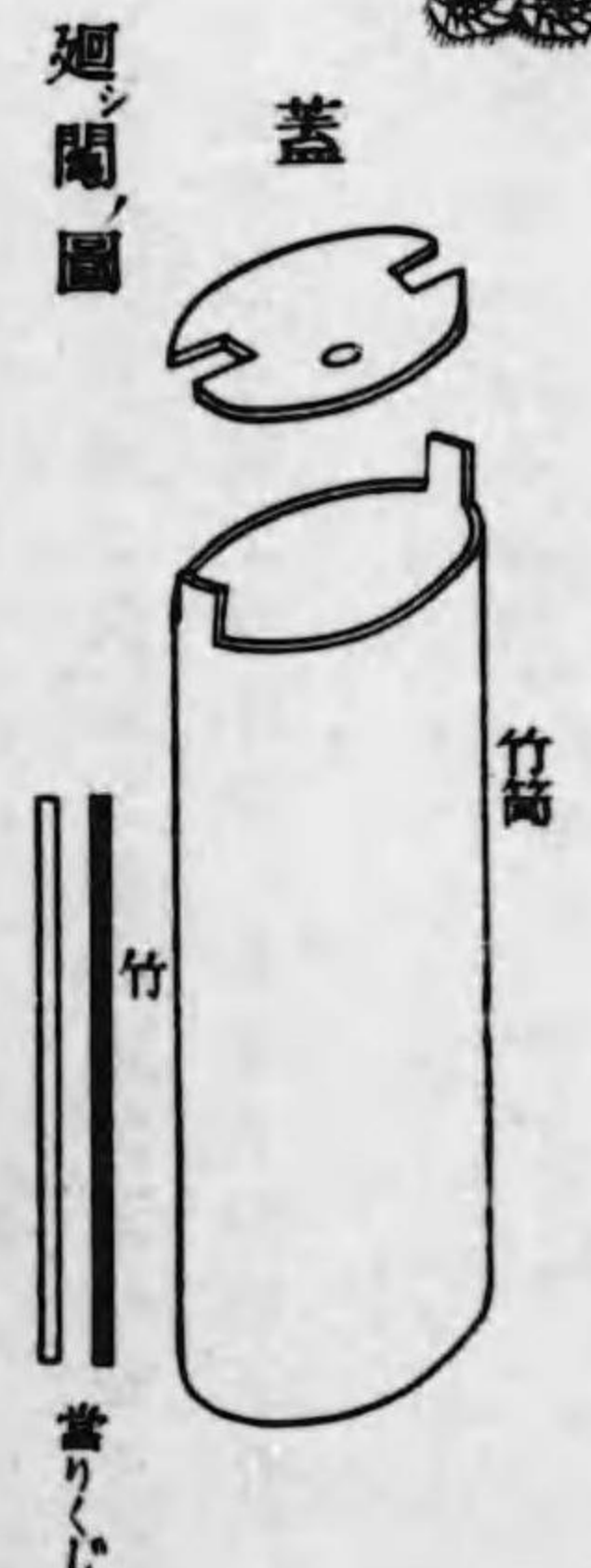
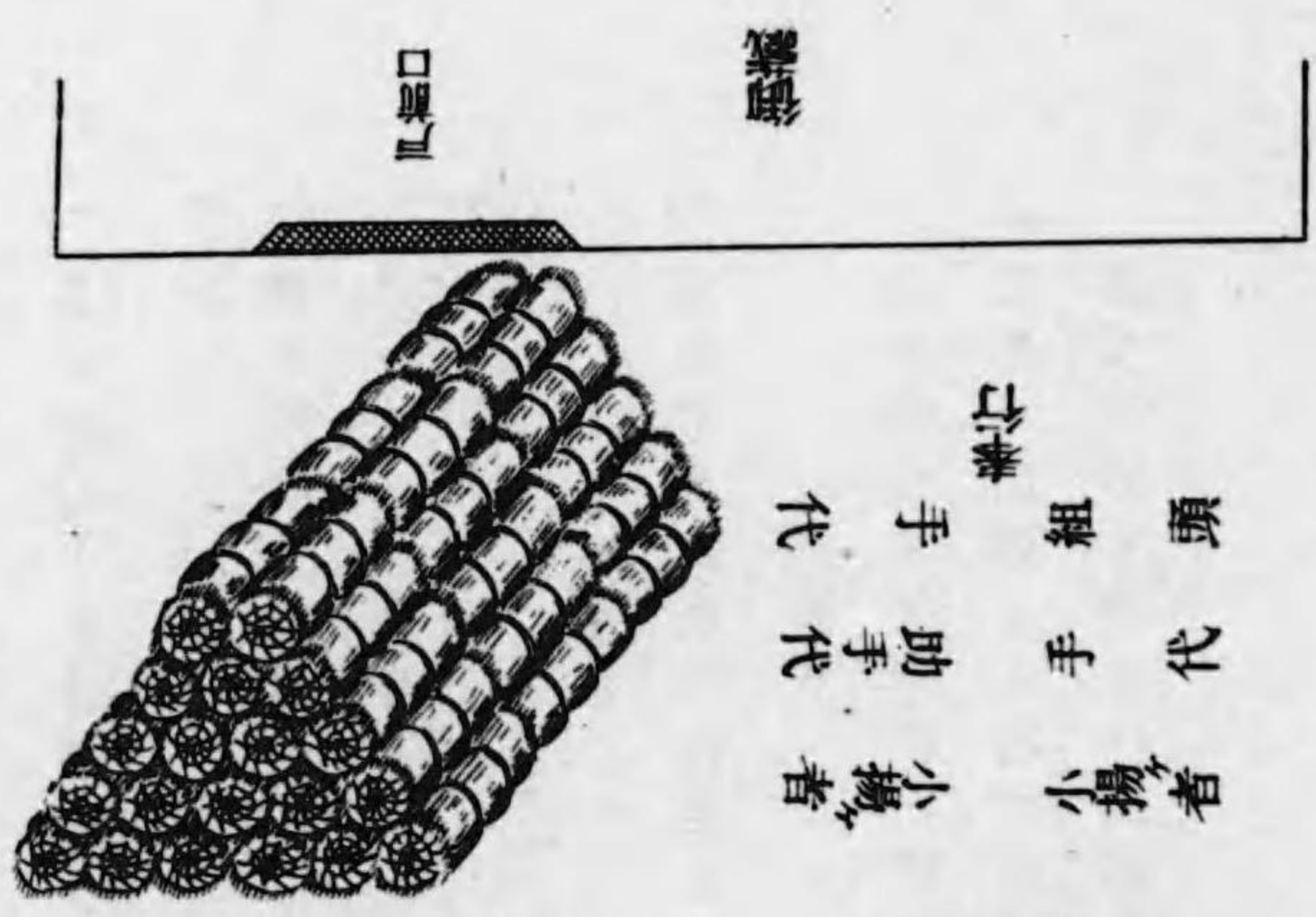
一 渡り方の掲示に依り、書状を作り、渡り米日限を札旦那に使報(玉觸と云ふし、入米拂米の高を承及び、米方に報告す。

一 御藏庭出米番(烏番と云ふ)を行事の達に依り出務し、行事の引渡に依り、依

御藏庭出米及廻シ場ノ様

頭	組	手	代
者	手	助	代
小	揚	者	小
揚	者	揚	者

此所にて
廻シ場を
行ひ廻し
候々積置
札差
行事
小人



一千俵生へを二と生へと云ふ
此行の二の御金方
並出の二の御金方

廻シ場ノ圖

數を請取り賣方の出向くを待て引渡す。

一玉場へ出頭し玉落手形を差出し鑑札と引換ふ。
一端米代金を仲間内へ配達す。

(ぬ)賣方

□御藏渡り庭米の分配を取扱ひ賣捌の相場を建るもの。

(る)運送

□車力背負。

(を)藏船

□渡り米水上運搬人。

(わ)舂入

□札旦那渡り米を精白し屋敷へ送るもの。

札差の收得

一札差料 御高百俵に付銀拾五匁御扶持米は一斗五升に付五合。

一賣捌料 御渡り米賣捌の節は百俵に付銀三拾匁俗に貳分側と云ふ。

一 御用立金の利子 金三拾兩に付一ヶ月銀拾五匁則ち年一割俗に十五一と云ふ。

一 御用立金の年賦割濟 御趣意以前の分は元金に對し無利子八分七分利にして十ヶ年十五ヶ年三拾ヶ年賦の別あり。

(ろ)帳簿

「札差業務聯系分擔之圖解」とその「附屬」とは此所で終つてゐるが、細谷氏は更に「札旦那證書例」及び「札差業務帳簿例」を本篇に附記されてゐる。商家使用の帳簿については、古く商事慣例集に若干の記事があるが、之は明治十五年參事院法部の諮問に應じ、大阪商法會議所から差出した報告書(大阪市史第五を見よ)から摘録したものである。この外には稻の穂(同上)と題する寫本に、堂島米仲買使用の帳簿の記事があるのみと思つてゐたところ、細谷氏の著述によつて、札差使用の帳簿の名目及び内容を知り得たことは、意外の獲物といはねばならぬ。原本と順序をかへ、先づ「帳簿例」の方を掲げて同志と悦を共にしよう。

札差業務帳簿例

茲に記述するは、其組織及記入例の概略にして、帳簿の名稱は各家に依り異にするものあり。然れとも凡大同小異なり。

一 奥内帳 基本帳資本帳とも名く。主人掌る。

各家資産の元帳にして、毎日の出入金高を切手帳に依り記入し、貸借殘金高を計算す。

毎月末貸出金返入金借入金諸經費現在金高を調査し、一ヶ年店卸し勘定の便とす。

一 惣元帳 大福帳太寶惠とも名く。支配人掌る。

札旦那の身分役名、祿高扶持高、足し高、御役高等を記入す。(此帳は祕密を要し、主人支配人對談人の外は取扱を許さず)。

印鑑紙を貼付す。

備考として、札旦那の家庭、奥次の人員、御暮し方の模様、及生計に必要と認む

ることは細大となく記して置く。

由緒加印者の氏名身分及印鑑。

御用立金額(据置の分) 年月日利子。

御用立金額(常用の分) 同

御年賦金額 割濟年限年賦金・利子引残り金額及年月日。

御手形持料

差札料及繰替金

一 御切米控帳 支配人對談人掌る。

札旦那の春夏御借米冬御切米勘定の明細を記入す。

例

何 某 様

當冬御切米

御高百俵 (御高何俵の上へ御藏より渡されたる割札を貼付す)

一 御米五拾俵 但三斗五升入

御金貳拾六兩貳分と拾匁

金石拾壹石六斗六升七合

殘石五石八斗三升三合

武州米但三斗八升五合金貳百三拾五兩貳分之切

内

米壹石九斗貳升五合 御入米五俵分

殘米三石九斗八合

代金貳拾六兩壹分と拾四匁五分

合金五拾貳兩三分と拾四匁五分

六月二日 御用立金

一金百兩也 十一月迄

八月十五日 同

一金拾兩也 十一月迄

利金壹分と五匁也 當冬御年賦割濟

一金貳兩貳分也

一銀五匁也

御手形持料

一銀七匁五分

差札料

べ金百拾八兩貳匁五分

差引御不足金六拾五兩と三匁也

右の如き場合には、御對談の上、更に金百兩又は金九拾兩の御用立金として證書を作り、御調印を受けて取置き、其御用立金の内より不足金を引去り、殘額を呈出す。假令は金百兩の元高改とせば、殘金三拾四兩三分拾貳匁を御入手金として呈出するなり。

御用立金の少額なる向、御無借の向にて、合金よりべ金を差引、殘餘あるものは、差引御手取金として呈出す。此分は此處に、右體に請取申候、月日、氏名を記入し、領收の證印を請く。

札旦那に呈出する季、毎目錄書は、前記の如く半紙に記載して、末尾に右之通御座候、以上。

卯十一月何日

何屋

(札差の名) 某 印

御用人様中

一米賣買帳 米方掌る。

御藏渡り米(祿高)毎日の石高、札旦那の名、御入米、拂米、又宿渡米、引取米の米名廻し、仕切直段等を記入す。

又宿とは、一枚の御手形を以て、一組の祿高御扶持方を請取場合には、組頭又は筆頭者の藏宿(元宿と云ふ)に於て、御藏より請取へき手續を盡し、渡り當日御藏より直請取を爲し、其庭に於て俵取りの分は直に又宿の賣方に渡し、端米の分は代金として、其翌日又宿に渡す。
拂米高(賣方捌きの分)代金額を記入す。

一御扶持方帳 米方掌る。

御藏渡り米(扶持方)毎日の石高、其他米賣買帳に同じ。

一御扶持方通

甲乙貳冊を作成し、一は札旦那へ、一は留置く。札旦那御扶持請取の節は、手

元一冊へ證印の上、請取人をして札差に持參せしめ、通帳引換へに現金を請取る。此際札差の留置たる一冊は現米と併せて札旦那に於て請取り置く。

一切手帳 金銀出入帳とも名く。支配人掌る。

拂米代金、御用立金、御手取金、御扶持代金、諸給料、仕拂金、繰替金、其他諸入用金等、總て金錢の出入を記入す。

毎日主人と支配人の間受授の帳簿なり。

御用立金當日證書は之に對照して受授す。

一御手形押切 書替方掌る。

札旦那の氏名、祿高、渡り高、御扶持高を記入し、春夏冬と區畫し、御手形請取のとき證書と割印して來否を調ふ。

書替奉行御藏肝煎の檢印、濟月日、御手形持料渡濟の證印を取り置く。

一御玉帳 書替方掌る。

書替奉行檢印濟の手形を玉組と爲したる控帳なり。

札旦那の氏名、祿高、渡り高、御金高、玉入れ、玉落の月日を記入す。

一御藏庭米帳 請取方掌る。

渡り方に依り、當日請取るへき札旦那名、祿高、渡り高、御扶持高を記入す。

當日の出藏番號、米名、廻しに依り、渡り高の依割を爲し、御入米又宿渡米、拂米、引取米等總て庭渡米の受拂を記入す。

庭相場を記入す。

一御金帳 御金方掌る。

札旦那の名、祿高、渡り高、石代金高を記入し、御金場へ携帯す。

一端米代帳 米方掌る。

札旦那又宿の分、氏名、端米高、代金、又宿の名を記し、端米代金渡濟の證印を受く。

一觸出し帳 並手代掌る。

御藏明日の渡り方役所向より行事へ達せられたる事項、札旦那藏宿の變更等、札差一般に心得へき事を行事より觸出したるものを記入す。

一仲間印鑑帳

札差仲間一同の印鑑紙を貼付す。
印鑑には一式一判一式兩判とす。

一式一判とは其印一個にて總て仲間取引を爲すもの、一式兩判とは貳個の印にて何れも正印なることを證すものなり。

(は)證文雛形

御藏札差宿頼證文之事

一我等御切米御藏渡高百俵外御扶持拾人扶持此度札差宿其方へ相頼み申處實正也。然上は當子春より春夏御借米冬御切米手形御扶持は當子九月分より其時々調印相濟次第早速相渡可申候間書替所兩判其方にて取之御藏へ差札被致玉落米金相渡り次第米は當日御藏庭相場に賣拂可被申候都て御藏より請取拂米に相成候分は三拾五石に付代金貳分口賣側引取勘定相立可被申候事。

一年々三季御切米米金書入別紙證書之通金子致借用候。然る上は壹ヶ月金

三拾兩に付壹分宛の利足を加へ年々三季御切米相渡次第前金借用之元利共季毎引取勘定可被申候。差引不足金は其次御借米御切米前金借用に證文改可申候。且亦米借用申入候節は其時々相場を以て代金直し是又同様利足を加へ引取可被申候。勿論勝手に付札差宿外へ引替候は、其方より借用米金元利共不殘新規札差宿へ爲立替皆濟の上引替可申候事。

一差札料之義は壹季銀五匁宛都合壹ヶ年金壹分宛遣し可申候間季毎目錄書面にて引取可被申候。以後御足高御役料等頂戴致候節は百俵に付壹分宛の割合を以て差料相増可申候間引取可被申候。御手當扶持差料毎月壹斗五升に付五合つゝ遣し可申候間是又引取可被申候事。

一年々三季目錄書其外共諸勘定請取候は、篤と相改め若書損違算等其外何様の間違有之候共見出し候方より申入過不足之分無利足にて取遣り致目錄書相改め可被申候。其儀に付彼是六ヶ敷義一切申入間敷候事。

右之通對談取極め御藏札差宿相頼み候上は、向後何様之義有之候共三季御切米并に毎月請取候御扶持方手形差留米金御藏より直請取等一切致間敷

候。且亦未々家督代替に相成候共、此證文永々相用可被申候。爲後日御藏
札差宿頼み證文入置申處仍如件。

元治元年子八月五日

何 某 印

何 屋 誰 殿

御 請 書

當御屋敷様御祿高御藏渡り札差宿此度 私共へ被仰付、御頼み證文御下渡
被下、慥に請取奉畏候。就ては誠實に相勤め、決して不都合の所爲等仕間敷
候。此段御請奉申上候。以上。

元治元年八月五日

何 屋 誰 印

何 某 様

御 用 人 中 様

請取申御切米前金借用之事

一金百兩也

右是は無據入用に付、年々三季御藏渡御切米米金書入、爲前金借用申候處實
正也。然上は季毎請取手形其方へ可相渡候間、書替所兩判取之、御藏へ差札
被致、玉落米金相渡り次第、米は當日相場に賣拂、壹ヶ月金三拾兩に付壹分宛
の利足を加へ、借入金元利季毎引取、勘定可被申候。如斯相極候上は、何様之
義有之候共、御借米御切米請取手形差留め、御藏より米金直請取等一切致間
敷候。若札差宿外へ引替候は、借入金元利共新規札差宿へ爲立替、皆濟の
上引替可申候。右之趣、毛頭相違無之候。爲後日仍て如件

年號月日

何 某 印

何 屋 誰 殿

細谷氏の擧げられた札旦那の證書例は以上二通である。頼證文と借用證文
で、札旦那が札差に差出す證文はこの二種に止まるのであるが、借用證文につい
ては更に違つた文例があることを、懲愆略記の上卷に於て發見したから、附載す

ることゝした。

天保七年五月札差猿屋町松屋佐吉同天王町伊勢屋加兵衛兩名は、驕奢によつて株取放となつた。かゝる場合には、一方には札旦那に對し、又一方には御改正會所に對し、從來本人が有してゐた貸借關係を整理せねばならぬ。さうして、その整理には本人の屬してゐる組合が當るのであるが、組合一同といつては却て人數多で取扱方に不行届であるといふところから、佐吉の分は同人組合の伊勢屋四郎兵衛、加兵衛の分は同人組合の伊勢屋三郎右衛門が引請け、組合からも油斷なく援助することゝなり、同年九月廿七日町奉行筒井伊賀守の申渡によつて整理の方針が決定された。

懲愆略記の上巻から下巻の半までは本件に關する申渡や願書や届書や、それ等に關する説明的の記事を以て一抔であるが、その中に八月十一日、掛與力松浦作十郎の命により、佐吉跡引請人伊勢屋四郎兵衛、加兵衛跡引請人伊勢屋三郎右衛門並に組合之者共から町奉行所に差出した帳面の寫が二冊ある。その帳面が如何なる性質のものであるかは、次に掲ぐる略記の本文によつて明白であら

5。

翌十一日一同罷出候處、松浦作十郎様被仰渡候は、佐吉加兵衛札方之立金證文并年賦用立證文之類、且預り金證文町方貸附預り證文等寫書可差出旨被仰付候に付、即刻吳服橋外茶屋越前屋方へ打寄取調、左之書面帳に致差上申候。

こゝには加兵衛の分の證文寫帳をAとし、佐吉の分をBとする。(一)(二)は同じく用立金證文とはいへ、前者は所謂常用の證文、後者は居置の證文である。細谷氏の擧げられた借用證文も矢張常用證文ではあるが、文體辭句はAよりもBに類似してゐる。要するに同種類の證文でも、店々により色々相違があつたと了解せられる。

(一) 預申金子之事

合金

右之金子は無礙要用に付預申處實正也。返濟之儀は當何冬御切米を以、六分宛之利足を加、元利共相濟可申候間、勘定引取可被申候。尤三季御切米手

形其方之相渡可申候。其節少も相違申間敷候。爲後日仍如件。

年號日

何之誰

伊勢屋加兵衛殿

^B 請取申御切米前金之事

一金

右は無據要用に付御切米高書入前金借用申處實正也。返濟之儀は定之通
三季御切米手形相渡候間書替所兩判御藏差札等被相調玉落次第相定之利
足を加元利共引取勘定可被申候。御藏札差宿相頼前金借用致候上は如何
様之儀有之候共御藏直請取致間鋪候。若又御藏宿外之引替候は、借用之
分皆濟可申候。爲後日仍如件

年號月

何ノ誰

松屋 佐吉殿

^A (二) 預申金子之事

合金

此濟方

當何春御借米より春夏御借米を以米何俵宛冬御切米を以米何
俵都合壹ヶ年米何俵宛皆濟迄年々相濟可申候間其時々相場を
以御張紙直段に准し平均直段を以代金に直し金何程に付金壹
分之利足を加へ元利之内へ勘定引取可被申候。

右之金子無據要用に付三季御切米書入領り申處實正也。返濟之儀は前書
割合之通當何春御借米より皆濟迄年々三季御切米度毎相濟可申候間勘定
引取可被申候。尤三季御切米手形印形相調次第其方之相渡可申候。若又
勝手に付御藏宿外之引替候節は新規御藏宿之申付請合印形爲致候上にて
引替可申候。如此年賦濟方に勘辨相頼候上は以來如何様之儀出來候共利
下げ延濟方減少等之無心決て申入間敷候。勿論皆濟迄此證文相用置可被
申候。其節少も相違申間鋪候。爲後日仍如件。

年號月

何之誰

伊勢屋加兵衛殿

B 請取申御切米前金之事

一金

此濟方當何の何より春夏米何俵つゝ、冬米何俵都合壹ヶ年米何俵宛平均直段を以代金に直し元利之内え返濟可申候間年々引取皆濟可被申候事。

右は無據要用に付取來御切米高書入前金借用申處實正也。然る所返濟方壹度々相成兼候に付無心申入利安年濟之積り相頼書面之通壹ヶ年米何拾俵濟に相定候。然る上は三季御切米手形無相違可相渡候間書替所兩判御藏差札等被相調玉落次第米は時之相場に賣拂書面之通年々引取皆濟可被申候。如此相定候上は以來返濟方少も相違致間敷候。勿論前金借用致候上は如何様之義有之候共御藏直請取致間鋪候。爲後日前金借用證文仍如件。

年號月

何之誰

松屋 佐吉殿

(三)は居置證文ではあるが、札旦那が舊札差を去つて新札差についた時舊札差

に對する債務支拂をば新札差が保證したもので、所謂請合證文といふものである。

(三)A 預申金子之事

合金

此濟方當何春御借米より云々〇(三)Aに同じ

右之金子無據要用に付三季御切米書入預り申處實正也。返濟之儀は前書割合之通當何春御借米より皆濟迄年々三季御切米度毎何屋誰方を爲引落置相渡可申候間其時に此方を不及案内同人方より直に請取勘定引取可被申候。爲其同人え請合奥印爲致置候。若又勝手に付宿替致候節は新規御藏宿を申付請合奥印爲致候上にて引替可申候。如斯年賦濟方に勘辨相頼候上は以來内外如何様之儀有之候共利下げ延減少等之無心申入間敷候。勿論皆濟迄は此證文相用置可被申候。其節少も相違申間敷候。爲後日仍如件。

年號月

札差雜考

何之誰

伊勢屋加兵衛殿

御前書之金何程は、

何の誰様を貴殿方にて御用立被成候所、私方にて御藏宿仕候に付、御請合申處實正に御座候。然る上は御本文御定之通御濟方當何春御借米より、手前差引不足に不構、三季毎私方を引落置、貴殿之直に無相違相渡可申候。若亦御屋敷様より御濟方之儀に付、御故障之儀被仰付候共、不構其儀相渡可申候。御勝手にて御藏宿外之被仰付候節は、早速貴殿へ通達致、新規御藏宿之申送り、請合印形爲致可申候。爲後日請合奥印致置候所、少も相違無御座候。仍如件

何月

何

屋

誰

伊勢屋加兵衛殿

借用申御切米前金之事

一金

此濟方當何の何より云々。〇(三)五に同じ

右は取來御切米高書入、前金借用申處實正也。返濟之儀は壹度に皆濟相成兼候に付、無心申入、書面之通返濟方相頼候。然る所此度勝手に付、何屋誰方之御藏宿申付候に付、年々三季御切米度毎、前文濟方割合之通、何屋誰方之爲引落置、無相違可相渡候間、此方之不及案内、直に請取、皆濟可被申候。若亦御藏宿外之引替候は、其節之御藏宿之請合印形爲致、無相違返濟可申候。如斯相定候上は、如何様之儀有之候共、返濟方少も違變申間敷候。爲後日仍如件。

年號月

何之誰

松屋 佐吉殿

前書之金子何之誰様を貴殿御用立被成候處、此度拙者方之御藏宿引請候に付、御本文之通請負申處實正也。然る上は三季御切米度毎、手前御用立差引不足に不構、書面之通引落置、貴殿之相渡可申候。萬一差留候様被仰聞候共、貴殿承知無之内は、其儀に不構、無相違相渡可申候。若亦御藏宿外之御引替

被遊候節は貴殿を致通達新規御藏宿を申送り、請合印形被致可申候。爲後日請合證文仍如件。

何ノ何月

何屋誰

松屋 佐吉殿

以上は札差の債權に屬する側の證文であるが、以下は札差の債務に屬する側の證文である。(四)は札差が札旦那より金銀を領つた場合に差出す。金銀ばかりでなく、米を預る場合もある。又利息は必ずしもあるとは限らず、中には無利息なものもある。(五)の町方御貸附金、(六)の町方御用達衆御貸附金は、札差に資金を供給するために設定せられた貸附金で、當時前者は利息八分、後者は一割であつた。町方御貸附金は町年寄支配の御改正會所で取扱つてゐたが、右の外に同會所では差加金といふものゝ貸附をも取扱つてゐた。之が本文に所謂町方御用達衆貸附金であらう。

(四)^A 御預り金證文之事

一金

右之金子は此度利足何程之割合を以、來る何ノ何月より同何月迄被遊御預け、儘に預り申所實正に御座候。右期月に至り、此證文と引替、無相違御返上可仕候。爲後日仍如件。

年號月

伊勢屋 加兵衛

^B 覺

一金

右之金子儘に御預り申置候。御入用之節は、何時成共此書付と引替差上可申候。以上。

年號月

松屋 佐吉

何之謹様

(五)^A 奉預候御金之事 ○^Bに載する所大略之に同じ

一

右は町方御貸附金之内、書面之御金高年何程之利足にて、當何年より來る何

札差雜考

年迄五ヶ年季之積、各々様より御預け被成儘に奉預り候所實正に御座候。右御金之儀は家質御取御預け可被成儀にも可有御座候處、年何程之利足故、家質無御座、書面之御金高御預け被成下、難有奉存候。然る上は年季之内、壹ヶ年之利足翌年正月幾日限年々上納仕、年季相立、來る何年正月幾日元利共急度上納可仕候。右御金奉預り候内、何様之異變有之候共、私所持屋敷之内、賣拂、右御入金高元利共少も無違背上納可仕候。右所持屋敷之内、賣拂候歟、亦是家作等書入仕候儀、御座候は、其以前御訴可申上候。爲後日名主加印仕、證文奉差上候。仍如件。

年號月

淺草天王町家持

加 兵 衛

名 主 誰

町年寄衆御役所

(六)^A 預申金子之事 ○Bに無し

一

右は兩從町

御奉行所様御貸附金、各方之御渡置被爲成候内、書面之御金高我等方に預申所實正也。利足之儀者元金百兩に付壹ヶ月銀五十匁宛相極、月々無相違相渡可申候。返濟之儀は來何之何月限急度返濟可致候。萬一相滯義有之候は、我等所持之何町何丁目何側何角より何軒目裏間口何間裏行何間有之家屋敷賣拂此代金を以可致返濟候。不足金有之候は、證人方より致都合、急度返濟可致候。尤右御金返濟不仕候内は、外之家質等に書入申間敷候。依之爲念、右家屋敷沽券狀壹通各々方之相渡置申候。爲後日加判證文仍て如件。

年號月

淺草天王町家持

加 兵 衛

證 人 誰

町方御用達衆中

札差雜考

其三 札差關係書類

今を距る十數年前、自分は多少札差について研究を試み、その結果を三田學會雜誌^{九ノ八}に發表した。その節帝國圖書館所藏の業要集により、札差事略と題する大部の編纂物の存在を知り、百方搜索の結果、東京帝國大學法制史研究室について、同書十二から二十三まで十二冊を見せて貰つた。同研究室備付本は全然新寫本で、而も前記の十二冊だけで、その前後を闕き、少からず遺憾を覺えたが、同書が現在東京商科大学圖書館に一部のみならず二部までも完全に存在することを見ては、何としても一言せざるを得ない。

商科大学本は一つは札差會所備付本、一つは一番組備付本で、前者は二本立惣桐の本箱三箱に收められ、蓋表中央に『札差事略』左旁に『三箱之一』或は二三と墨書し、蓋裏に『文化十四年歲次丁丑春二月書成、分作三箱、以置淺草御藏中之門外札差會處』とある。それから一番組備付本も右同様惣桐の本箱三箱に

收められてあるが、之は一本立で、箱の蓋には單に『舊記壹』或は二三と記し、箱の右側面に『壹番組三町三箱之内』背面に『文化十四丁丑年十月』とある。會所本は大正四年六月伊藤賢氏寄附、一番組本は同年同月出口清七氏寄附とある。出口清七氏は舊札差和泉屋清七のこと、又細谷多七氏の本家和泉屋源兵衛が伊藤氏であるところから推すと、伊藤賢氏とあるのは和泉屋源兵衛の血筋の方かと思はれる。

札差事略本箱背面



商科大学には右の外青地亥三郎氏寄附の札差事略の零本^{十二より}一箱がある。之は會所本と同様の本箱に收められ、蓋の表裏の文字も同筆でたゞ五番組に置くといふ點だけが違つてゐる。青地氏は屋號伊勢屋、天保十一年仲間を説いて十萬八千兩といふ巨額の西丸再建費を寄附せしめた功により、苗字肩衣を許された名家です。

札差事略が文化十四年に出來上つた書物であることは、會所本と一番組本と